

ひとが活きる

みらい尾花沢

しあわせプラン

第7次尾花沢市総合振興計画

後期基本計画 令和8(2026)年度▶令和12(2030)年度

このまちとともに **生きる**

時 を刻むまち
しあわせな **尾花沢**

ひとが活きる
みらい尾花沢
しあわせプラン

第7次尾花沢市総合振興計画
後期基本計画

答申のことば

本審議会は、令和7年9月26日に「第7次尾花沢市総合振興計画 後期基本計画」の策定について市長から諮問を受け、中長期的な視点に立ち、本市まちづくりの目標や政策の方向などについて審議を進めてまいりました。このたび、その結果を報告書として取りまとめましたので、ここに答申いたします。

本審議会での議論において最も重視したのは、前期5年間の歩みを踏まえ、いかにして将来像「このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」を具体化させていくかという点です。特に、全国的な人口減少や少子高齢化、そして本市が直面する急激な社会構造の変化に対し、持続可能な地域社会をいかに構築していくかが喫緊の課題であるとの認識を共有し、私を含めた19名の委員で協議を重ねてまいりました。

本計画では、前期の取り組みをさらに深化させるべく、「住みたくなるまち」「子育てしたいまち」「働きたくなるまち」「幸せに暮らせるまち」という4つの重点プロジェクトを掲げております。審議の過程では、若者の定住促進から子育て支援、基幹産業である農業を含めた産業振興、そして一人ひとりのウェルビーイング向上に至るまで、多角的な視点から活発な意見交換を行いました。

本計画は、まちづくりアンケートなどを通じて寄せられた多様な市民の声を踏まえ、本市の未来を切り拓く強い意志が込められたものになったと確信しております。時代の転換点において、本計画が市民、企業、行政が手を取り合う「共創」の指針となり、誰もが幸せを実感できる尾花沢市の実現に大きく寄与することを期待いたします。

結びに、策定にあたりご尽力をいただいた審議会委員の皆様、ならびに関係各位に心から感謝を申し上げ、答申のことばといたします。

令和8年3月

尾花沢市総合企画審議会 会長 **笹原 光政**



発刊にあたって

本市では、令和3年4月に策定しました「ひとが活きる みらい 尾花沢しあわせプラン（第7次尾花沢市総合振興計画）」でお示したまちの将来像である「このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢」の実現に向け、これまでの前期5年間において、様々な施策を全力で展開してまいりました。この歩みを止めることなくさらに確かなものとするため、また社会動向の変化を市政に取り入れるため、このたび「後期基本計画」を策定いたしました。



本計画では、前期基本計画で掲げた重点プロジェクトを更に進化させた、新たな4つのプロジェクトを掲げております。その根幹として、市民の皆様が日々の生活に喜びを感じ、心身ともに健やかに暮らせるよう、市民一人ひとりの「ウェルビーイングの向上」を目指して「市民が主役のまちづくり」をさらに推進してまいります。

後期基本計画の5年間は、令和10年に開校する「尾花沢小学校」の新設に加え、ごみ処理施設およびリサイクルセンターの改修などの、大規模事業に本格的に着手する大変重要な期間となります。

しかし、本市においては急激な社会構造の変化に加え、依然として厳しい財政状況が続いております。こうした困難な状況下にあっても、次世代に向けて必要な投資は着実に完遂させるとともに、急速な社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応することで、人口減少下においても揺らぐことのない、持続可能な地域社会と行政運営の確立に邁進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただいた市民の皆様ならびに関係各位に深く感謝申し上げますとともに、皆様のさらなるご多幸を祈念いたしまして、刊行の言葉といたします。

令和8年3月

尾花沢市市長 **结城 裕**

目 次

序 論.....	1
第1章 後期基本計画の基本事項	2
1 後期基本計画策定の目的.....	3
2 総合振興計画の構成.....	3
3 後期基本計画の役割.....	3
4 後期基本計画の計画期間	4
5 基本構想の概要	4
6 計画の推進.....	5
第2章 前期基本計画の振り返り.....	8
1 人口・世帯の動向	9
2 施策の検証.....	12
3 重点プロジェクトの検証.....	28
4 まちづくりアンケートの主な結果.....	31
後期基本計画.....	37
第3章 重点プロジェクト（第3期尾花沢市総合戦略）.....	38
1 重点プロジェクトの主旨	39
2 重点プロジェクトの全体像	40
3 重点プロジェクトの内容.....	41
第4章 推進施策.....	46
政策の柱1 産業振興 ～キラリと光る産業のまち～	47
政策の柱2 子育て・教育 ～ふるさと愛を育むまち～	59
政策の柱3 健康・医療・福祉 ～健康長寿と絆のまち～	71
政策の柱4 都市基盤・住環境 ～暮らしやすく住み続けられるまち～	79
政策の柱5 市民協働・行財政 ～笑顔の花咲く交流と協働のまち～	97
資料編.....	109
1 第7次尾花沢市総合振興計画 後期基本計画策定経過.....	110
2 尾花沢市総合企画審議会条例.....	111
3 尾花沢市総合企画審議会委員名簿.....	112

「障がい」の表記について

平仮名の「障がい」を原則とします。（法律等の正式名称、固有名詞等を除く）

なお、「障がい者」は障がい児（18歳未満）を含みます。

用語説明について

*印の付いた用語は初出ページ（下部）に説明を掲載します。

序 論

第1章 後期基本計画の基本事項

第2章 前期基本計画の振り返り

第 1 章

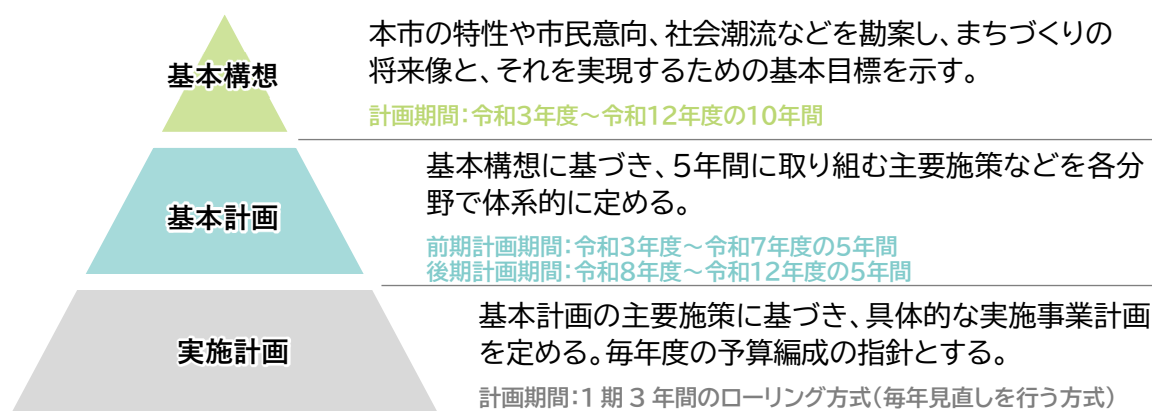
後期基本計画の基本事項

1 後期基本計画策定の目的

尾花沢市では、令和3年度から令和12年度の10年間の計画期間とする第7次尾花沢市総合振興計画「ひとが活きる みらい尾花沢しあわせプラン」を基本指針としてまちづくりを進めてきました。

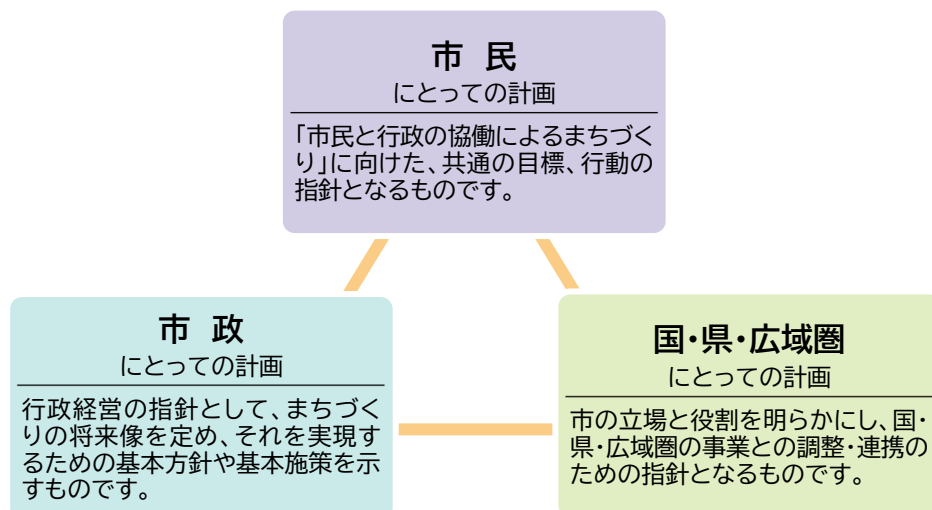
前期基本計画が令和7年度で満了することを機に、これまでの歩みを確かな土台としつつ、将来像の実現を更に加速させる次のステージへと進みます。本計画は、市民一人一人のしあわせを具体的に形にするための、今後5年間の行政経営の基本指針「後期基本計画」として、「第3期尾花沢市総合戦略」及び「第3期尾花沢市人口ビジョン」と併せて策定しました。

2 総合振興計画の構成



3 後期基本計画の役割

後期基本計画は、まちづくりの最上位計画として3つの役割を担うものです。



4 後期基本計画の計画期間

後期基本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間です。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
基本構想	10年間									
基本計画	前期基本計画 5年間					後期基本計画 5年間				
実施計画	1期 3年間									
		ローリング方式(毎年度見直し)								

5 基本構想の概要

基本構想の概要は次のとおりです。

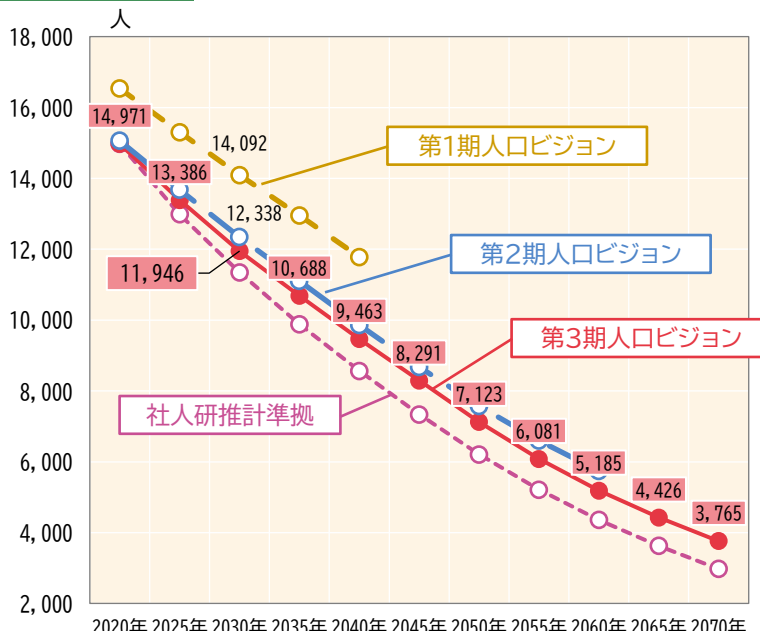
まちの将来像

このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢

将来人口推計（第3期尾花沢市人口ビジョン）

国立社会保障・人口問題研究所が令和6年に推計した本市の将来人口推計を基に、生産年齢人口に影響する20～40代の若い世代の定着・回帰や子育てしやすい環境づくりなどに取り組み、人口減少スピードを緩やかにすることを目指します。

その成果として、計画最終年度である令和12年（2030年）の本市人口をおおむね11,950人程度と推計します。



2020年 2025年 2030年 2035年 2040年 2045年 2050年 2055年 2060年 2065年 2070年
 ※第3期人口ビジョンは、社人研推計準拠をベースに令和7年4月1日現在の住民基本台帳人口を基準として令和7年以降を市独自で推計

5つの基本目標

政策の柱 **1** 産業振興「キラリと光る産業のまち」

政策の柱 **2** 子育て・教育「ふるさと愛を育むまち」

政策の柱 **3** 健康・医療・福祉「健康長寿と絆のまち」

政策の柱 **4** 都市基盤・住環境「暮らしやすく住み続けられるまち」

政策の柱 **5** 市民協働・行財政「笑顔の花咲く交流と協働のまち」

土地利用の6つの基本方針（尾花沢市国土利用計画）

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 安全・安心な生活空間の確保 | 2 快適な市街地環境の形成 |
| 3 産業機能の集積 | 4 田園風景と魅力ある景観の保全 |
| 5 自然環境の保全と観光交流の推進 | 6 生活基盤となる交通ネットワークの充実 |

6 計画の推進

従来のPDCAサイクルマネジメント^{*}に加え、VUCA（将来の予測が困難）の時代^{*}に対応するために時にはOODAループ^{*}の手法も用いながら、庁内において事業進捗調査を実施します。

^{**} **PDCAサイクルマネジメント**：Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)を繰り返し、業務を継続的に改善する管理手法。

^{**} **VUCAの時代**：「Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)」の頭文字を取った造語で、将来の予測が困難な状態を指す言葉。

^{**} **OODAループ**：「Observe(観察)→Orient(状況判断)→Decide(意思決定)→Act(行動)」を繰り返し、変化の速い環境に適応しやすい意思決定手法。

まちの将来像・基本目標

まちの将来像

これからも市民と行政の協働によるまちづくりを進めていくためには、子どもから高齢者まで、本市に集う全ての人が未来の尾花沢を具体的にイメージできることが大切です。「こんな尾花沢がいいな」という願いをみんなで共有するため、これからの10年間で目指していく将来像を定めます。

基本目標

将来にわたって持続的に発展し続けていくため、5つの「政策の柱」を基本目標に掲げます。

政策の柱1 産業振興

キラリと光る 産業のまち

地域産業の振興は定住人口の増加と地域活性化の「原動力」です。

グローバル化する社会経済情勢を見据え、世界を意識しながら、本市の地域特性を活かした足腰の強い産業振興と雇用の創出を図り、一人ひとりがいきいきと働くキラリと光る産業のまちを目指します。

政策の柱2 子育て・教育

ふるさと愛を 育むまち

少子高齢化と人口減少の克服には、子どもが健やかに成長できる環境づくりが最も重要です。

グローバル化がますます進む21世紀を生きる子どもたちが、国際感覚を持ちながら個性と創造力を伸ばすことができるよう、子育て環境と学校教育の充実、さらには、生涯にわたって生きがいを持てる環境づくりを進め、市民一人ひとりのふるさと愛を育むまちを目指します。

政策の柱3 健康・医療・福祉

健康長寿と 絆のまち

少子高齢社会を迎えた今日、健康長寿社会の形成は重要なテーマの一つです。

市民自身の健康づくりへの意欲と地域の結び付きを大切に、互いに支え合いながら「自分らしく活躍し、自分らしく生きる」ことができるよう、健康長寿と絆のまちを目指します。



まちの将来像

このまちで ともに 生きる しあわせな時を刻むまち 尾花沢



政策の柱4 都市基盤・住環境

暮らしやすく 住み続けられるまち

市民はこれからのまちづくりに「快適で安全安心に暮らせるまち」を最も望んでいます。

次の100年の持続的発展に向け、イノベーション(変革)し続けるデジタル技術を取り入れながら、雪と災害に強く、自然と調和した良好な生活空間を形成し、暮らしやすく住み続けられるまちを目指します。

政策の柱5 市民協働・行財政

笑顔の花咲く 交流と協働のまち

魅力的で活気ある地域をつくるためには、このまちに集う全ての人々の力が必要です。

市民と行政が一体となって知名度とまちの魅力を高め、交流から関係人口へ、そして移住の地として選ばれるまちを目指します。

あらゆる分野で一人ひとりが個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、活発なコミュニティ活動を基盤とする市民協働のまちを目指します。

第 2 章

前期基本計画の振り返り

後期基本計画の土台として、前期基本計画期間（令和3年度～令和7年度）における人口動向と重点プロジェクト、各分野の取り組みの進捗状況をまとめました。

1 人口・世帯の動向

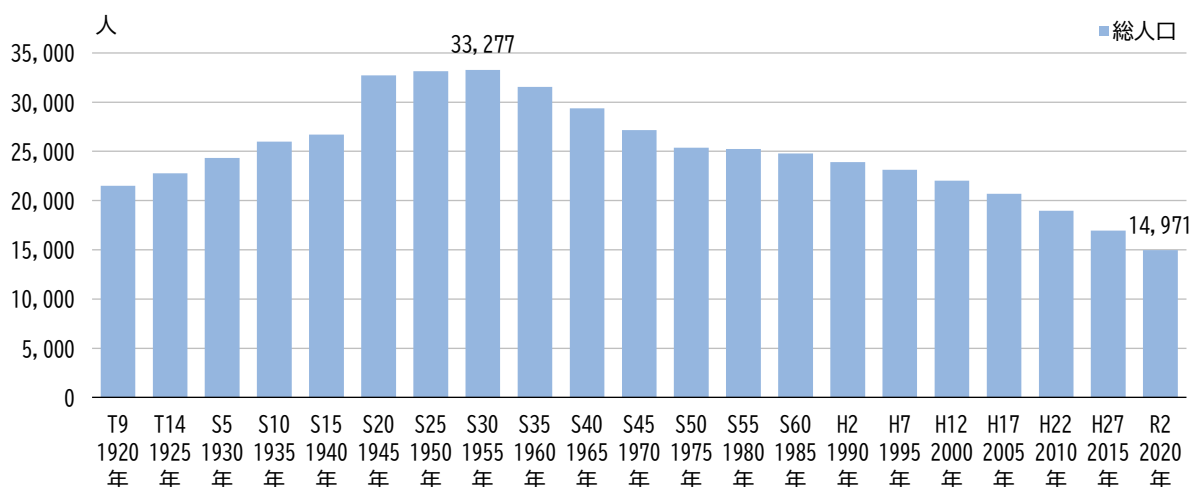
人口・世帯

人口は、昭和30年33,277人をピークに減少傾向が続いています。令和2年の人口は15,000人を下回り、ピーク時の45%となっています。また、平成27年から令和2年にかけて1,982人減少し、減少率は過去最大の11.7%となり、減少スピードが加速しました。

世帯数は昭和60年の5,746世帯をピークに減少に転じています。令和2年の世帯数は平成27年の5,109世帯から226世帯減少して4,883世帯となり、ピーク時の85%となっています。

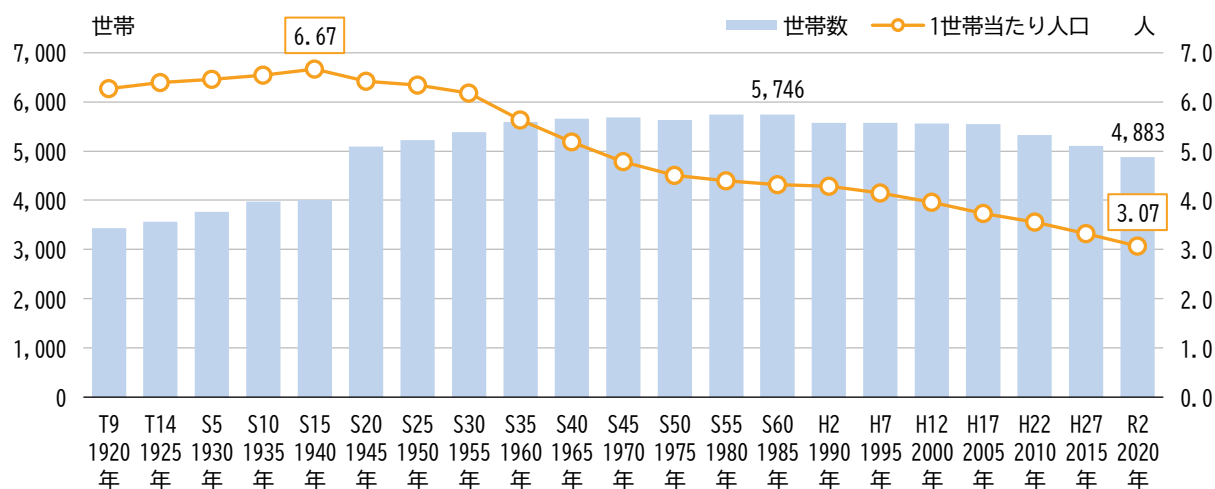
1世帯当たり人口は平成27年の3.32人/世帯から令和2年は3.07人/世帯に減少し、世帯の小規模化が一段と進みました。

▼ 人口の推移



資料：国勢調査

▼ 世帯数、1世帯当たり人口の推移



資料：国勢調査

令和7年の住民基本台帳人口（10月1日）は13,203人です。住民基本台帳人口が国勢調査より多い傾向を考えると、基本構想で予測した将来人口推計（令和7年13,681人）を下回ることが予想されます。

▼ 基本構想と実数の差

人口	令和2年	令和7年
基本構想	15,065人（国勢調査10月1日）	13,681人（市独自推計）
住民基本台帳人口	15,452人（10月1日）	13,203人（10月1日）

（注）令和7年国勢調査は10月調査、速報値は翌年公表予定

年齢階層別人口は全世代で減少していますが、割合で見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

令和7年の年齢階層別人口（実数）と市独自推計の設定を比較すると生産年齢人口の割合は僅かに上回っていますが、年少人口の割合は大幅に下回っており、少子高齢化が推計より早いスピードで進行しています。

▼ 年齢階層別人口の推移、基本構想と実数の差

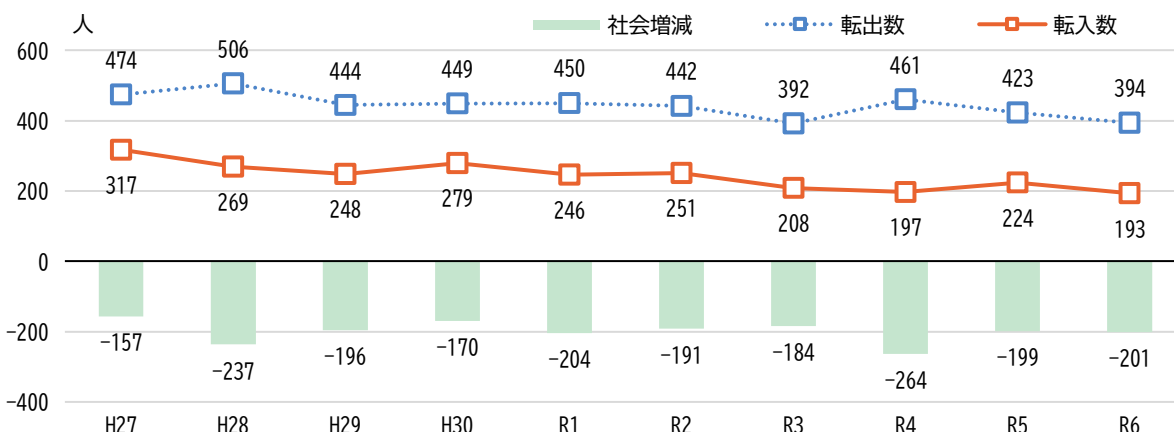
	実数				基本構想の推計	
	令和2年(2020年) 10/1		令和7年(2025年) 10/1		令和7年(2025年)	
人口	15,452	100.0%	13,203	100.0%	13,681	100.0%
0～14歳	1,482	9.6%	1,027	7.8%	1,390	10.1%
15～64歳	7,696	49.8%	6,219	47.1%	6,232	45.6%
65歳以上	6,274	40.6%	5,957	45.1%	6,059	44.3%

資料：実数は住民基本台帳、推計は基本構想の市独自推計

社会動態

平成27年からの社会動態をみると、転入数は平成27年の300人台から減少傾向にあり、令和4年は200人を下回りました。一方、転出数は令和3年と令和6年に300人台になった以外は年間400人台後半から500人程度で推移しています。

▼ 社会動態の推移



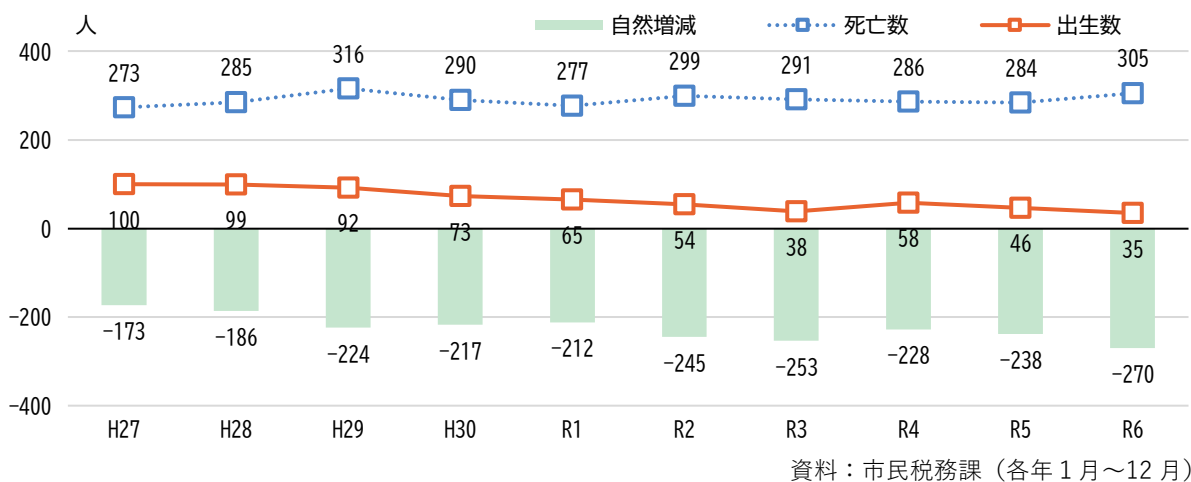
資料：市民税務課（各年1月～12月）

基本構想の将来人口推計を達成するためには転入数の増加及び転出数の抑止が重要ですが、重点プロジェクトとして移住支援、定住促進を推進した結果、令和3年からの4年間合計で転入者は100世帯を超えました。しかし、それでも毎年200人前後の社会減（転出超過）であることから、転入増加・定住促進に向けた取り組みを継続・充実する必要がある状況です。

自然動態

平成27年からの自然動態をみると、出生数は減少傾向にある一方、死亡数は横ばいで推移しています。特に平成29年以降は毎年200人台の自然減となり、減少数が更に拡大しています。

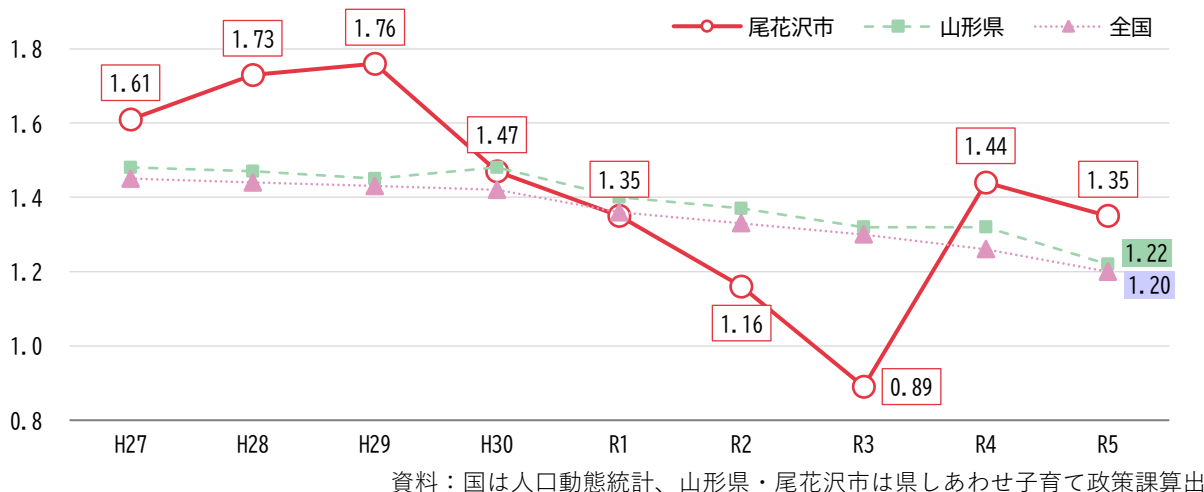
▼ 自然動態の推移



合計特殊出生率*（一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均）は、平成27年から平成29年にかけて上昇し、国、県を上回りました。

平成30年以降は低下し、令和3年はコロナ禍の影響もあって大きく落ち込みましたが、令和4年からは回復し、国、県を再び上回りました。

▼ 合計特殊出生率の推移



* 合計特殊出生率：その年次の15才から49才までの女性の年齢別出生率を合計したものの。

2 施策の検証

2.1 数値目標の達成度

前期基本計画では令和7年度時点の数値目標を設定して取り組みを進めてきました。

令和6年度末現在の進捗状況は、27指標（再掲含む）のうち、評価A（成果が上がった）は11指標、評価B（現状維持）は8指標、評価C（成果が上がらない）は8指標でした。

	評価A 目標に近づく (成果が上がった)	評価B 基準から横ばい (現状維持)	評価C 目標から遠のく (成果が上がらない)
27指標 (再掲の1指標含む)	11指標	8指標	8指標

数値目標の達成度（令和6年度末現在）を政策の柱別に俯瞰すると、評価A（成果が上がった）が半数以上の政策は5 市民協働・行財政でした。その一方、4 都市基盤・住環境では評価A（成果が上がった）が1指標にとどまりました。

後期基本計画においては政策の柱ごとの数値目標の達成状況も鑑み、全ての取り組みについてその方向性・内容・実施方法などを洗い直し、目標達成につながる取り組みを位置づけることが求められます。

政策の柱	指標数	評価A 目標に近づく (成果が上がった)	評価B 基準から横ばい (現状維持)	評価C 目標から遠のく (成果が上がらない)
1 産業振興	5指標	2指標	2指標	1指標
2 子育て・教育	6指標	2指標	1指標	3指標
3 健康・医療・福祉	3指標	2指標	なし	1指標
4 都市基盤・住環境	7指標	1指標	3指標	3指標
5 市民協働・行財政	6指標	4指標	2指標	なし

※具体的な指標は次ページ「2.2 施策の進捗と数値目標の評価」の各分野に掲載しています。

2.2 施策の進捗と数値目標の評価

政策の柱1 産業振興

分野01 農業・畜産業・林業の振興

施策	主な取組の進捗状況
01 1 農業・畜産業	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年以降、13件の法人認定農業者を認定しました。 新規就農者や農業研修生の支援体制として「尾花沢すいか農学校」を令和6年4月に開校、2年間で32名が入校しました。 人・農地プランでの35区域を見直し、5地区での地域計画を策定し、10年後の目標地図を作成しました。 有害鳥獣被害防止対策はおおむね市鳥獣被害防止計画どおりに実施、地域営農活動の維持を図っています。 スマート農業に資する機械の導入支援、6次産業化支援を行い、農業の新しいビジネスモデルの創出に取り組んでいます。 雪降り和牛尾花沢を地理的表示(GI)保護制度*に申請し、登録に向けて取り組んでいます。
01 2 林業	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営管理制度については鶴巻田地区の森林管理を北村山森林組合が実施、栗生地区は令和6年度末時点で検討中です。 パートナーシップによる森づくり活動、森林組合の体制強化、ナラ枯れ・松枯れなどの被害防止はおおむね計画どおりに実施しています。

数値目標の達成度 ▷ 農業生産額は気象条件により生産額の上下はあるものの、目標値を達成しました。認定農業法人数は大規模化や経営の健全化を目指し、法人化する農家の増により、法人数が増加し、目標を超えました。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
農業生産額	95億円 (令和元年)	100億円 (令和7年)	95億円	102億円	86億円	98億円	103億円	B
認定農業法人数	22法人 (令和元年)	25法人 (令和7年)	20法人	25法人	27法人	33法人	38法人	A

これからのキーワード

- ・後継者の発掘と育成・農地の集約・地域全体の有害鳥獣被害防止対策
- ・スマート農業の普及・多様な主体や分野との連携・GI登録を活用した販路拡大
- ・先端技術を活用した森林境界の不明化への対応・森づくり活動への参加者増加
- ・病害虫防除の効果的な実施



令和6年に開校した尾花沢すいか農学校の入校式。これからすいかづくりを学び、独り立ちを目指します。

* 地理的表示(GI)保護制度：その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度。

分野02 商工業・観光業の振興

施策	主な取組の進捗状況
02 1 商工業	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門家による経営戦略セミナーの開催、企業対策専門員による企業間取引の拡大、企業の人材育成の支援に取り組んでいます。 ● 福原工業団地への誘致活動や福栄会と意見交換を開催し、2区画分譲が決定しました。 ● 創業支援等事業計画に基づき、市内における創業を支援しています。 ● 商店街のイベント支援、空き店舗の活用支援、元気おばね商品券やおばねくらし応援券による地域内消費の促進に取り組んでいます。
02 2 観光業	<ul style="list-style-type: none"> ● 徳良湖周辺の施設改修やWi-Fi整備を進め、徳良湖の機能強化に取り組んでいます。 ● 令和7年1月に民間事業者主導による賑わいの拠点が徳良湖にオープンしました。 ● 銀山温泉において、マイカー規制(P&R*)と来訪者の分散化・平準化に関する実証に取り組ましました。 ● 関係機関、団体と連携しながら、本市の魅力発信に取り組んでいます。 ● 徳良湖まつり、おばなざわ花笠まつり、新そばまつり、雪まつり、花笠高原荘の朝市等、四季折々の自然と文化を活かした交流人口の拡大を図っています。

数値目標の達成度 ▷ 製造品出荷額等は自動車関連や半導体関連の市場動向により波があるものの、目標を超えた年度もありました。年間観光客入込数はコロナ禍以降、訪日外国人客の増加などで回復傾向にあります。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
製造品出荷額等	301億円 (令和元年)	320億円 (令和7年)	284億円	324億円	297億円	310億円	—	B
年間観光客入込数 (年間)	175万人 (令和元年)	200万人 (令和7年)	102万人	99万人	127万人	160万人	160万人	C

これからの
キーワード

- 競争力の高い経営環境づくり・企業誘致活動の強化・福原工業団地の環境改善
- 誰もが働きやすい職場環境構築への支援
- 創業の気運醸成・商店街協同組合との連携強化・徳良湖周辺の機能強化
- 体験型観光や着地型旅行商品の磨き上げと魅力向上
- 銀山温泉における滞在価値の向上・ターゲット訴求型情報発信・周遊ルートの造成
- 何度も訪れたくなるしかけづくり・持続可能な観光地域づくり



毎年8月27日、28日に行われる「おばなざわ花笠まつり」。
28日の花笠パレードでは鮮やかな花笠が通りを彩ります。

* P&R : パークアンドライド。最寄りの駅やバス停まで自家用車で行き、公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう移動形態。

分野03 働き手の確保、雇用環境の充実

施策	主な取組の進捗状況
03 ・ 1 働き手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 高校3年生、中学3年生がいる世帯への市内企業ガイドブック配布、小学生から大学生までの企業訪問、じもと就職応援スタートアップ事業激励金等を実施しています。 ● 未来を担う人材の育成と、地元企業を知る機会を拡充するため、ものづくりやプログラミング体験を通じて科学への興味や創造性を育む、少年少女発明クラブの活動を推進しています。 ● 市内企業に就労する外国人労働者の職場での就労を円滑にするため、日本語教室を実施しています。 ● 福原工業団地への企業立地を支援するため、用地取得等の補助制度を設けています。
03 ・ 2 雇用環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業が行う福利厚生施設整備を支援し、働きやすい職場づくりを後押ししています。 ● 国や県、市が実施する事業や支援制度について、市民や企業等に情報を発信しました。

数値目標の達成度 ▷新規学卒者の市内企業への就職者数は、小学校から大学生まで幅広く地元企業のPRと企業訪問等のキャリア教育を推進した結果、目標を大きく上回りました。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
新規学卒者の市内企業への就職者数	8人 (令和元年)	12人 (令和7年)	23人	37人	28人	28人	21人	A

これからの
キーワード

- ・市内企業の周知・キャリア教育の充実・新規卒業者の地元就職促進
- ・多様な人材が活躍できる環境・働きやすい職場づくりの制度普及



令和6年度より開始した企業で働く外国人向けの「日本語学校」。
語学だけでなく、日本で生活する上での知識も教えています。

政策の柱2 子育て・教育

分野04 少子化対策・子育て支援の充実

施策	主な取組の進捗状況
04-1 少子化対策	<ul style="list-style-type: none"> 結婚相談員2名を配置し、やまがたハッピーサポートセンター事業の活用を図っています。 新婚世帯への助成、民間賃貸住宅等助成事業の拡充等を実施しています。 令和6年度から不妊治療(先進医療分)費助成を実施しています。
04-2 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦～3歳児健診に加えて、令和7年度から5歳児健診を実施しています。 高校3年生までの医療費及びひとり親家庭の父母等の医療費を無償化しています。 保育施設のICT化を進め、保護者及び保育施設従事者の負担軽減を図りました。 5地区で放課後児童クラブを開設し、希望者全員を受け入れる体制で実施しています。 こども家庭センターを設置し、支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対し、母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、切れ目のない支援ができる体制を整えました。

数値目標の達成度 ▷年少人口割合（0～14歳）は、子育て世代を中心に転出超過が進んでおり、全国の地方都市と同様に本市も年少人口が減少しています。少子化によって関心が高まっている少子化対策・子育て支援に対する市民の満足度は令和元年度の基準から低下しました。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
年少人口割合（0～14歳）	9.59% (令和2年10月)	維持 (令和7年10月)	9.59%	9.26%	8.82%	8.54%	8.25%	C
現状の少子化対策・子育て支援に「満足」又は「ほぼ満足」と回答する市民の割合（アンケート）	23.7% (令和元年)	35.0% (令和7年)	-	-	-	-	21.5% (R7)	C

これからの
キーワード

- 結婚観の多様化への対応・子育て世代の定住に向けた支援の充実
- 不妊治療や妊婦健康診査等の助成の充実・子育て世帯の医療費負担軽減
- 園児数減少を踏まえた保育施設のあり方検討・学校統合後の放課後児童クラブ整備

分野05 学校教育・青少年健全育成の充実

施策	主な取組の進捗状況
05 - 1 学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習支援員を各学校の実情に応じて配置し、授業の充実を図っています。 ● 教育相談の通年実施と適応指導教室を運営し、児童生徒及び保護者の不安や悩みに対応しています。 ● 特別支援教育支援員を各学校の実情に応じて配置し、特別支援教育を行っています。 ● GIGAスクール構想に基づき、タブレット配置とICT授業支援員を配置しています。 ● 学校、家庭、地域と連携した事業(家庭教育支援、放課後子ども教室、地域学校協働活動等)を県補助も活用して実施しています。 ● 「尾花沢市小学校のあり方に関する基本方針」を令和4年2月に策定し、将来の小中学校のあり方について方向性を決めました。 ● 「尾花沢市小中学校建設基本構想・小学校建設基本計画」を令和5年3月に策定し、令和7年度に建築工事に着手しました。
05 - 2 青少年健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアサークル「風ぐるま」を中心に中高生ボランティア活動を促進しています。 ● 関係機関との連携により青少年健全育成市民集会や見守り活動を実施しています。 ● おもたか奨学金返還支援及び山形若者定着奨学金返還支援を実施しています。

数値目標の達成度 ▷中学生・高校生の尾花沢市の愛着度は若干の増加にとどまりましたが、依然として8割を超える高い割合です。ボランティア活動回数は目標を超えた年度もあり、活発に活動するボランティア活動の定着が図られています。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
「尾花沢市に愛着を感じている」と回答する中学生・高校生の割合(アンケート)	82.0% (令和元年)	90.0% (令和7年)	-	-	-	-	82.8% (R7)	B
ボランティアサークルを通じたボランティア活動の回数	4回/年 (令和元年)	5回/年 (令和7年)	0回/年	3回/年	6回/年	4回/年	7回/年	A

これからの
キーワード

- ・学力の向上・児童生徒への支援員の確保・ICT教育の充実
- ・放課後子ども教室支援員の確保とスキルアップ・新たな学校運営協議会の設置
- ・中高生ボランティア会員の更なる拡大・奨学金返還事業の見直し



令和10年度開校予定の新たな「尾花沢小学校」です。尾花沢に住む全ての小学生が通う学校となります。

分野06 生涯学習・芸術・文化・スポーツの活性化、文化財の保全

施策	主な取組の進捗状況
06 1 生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> 地域での文化的活動が活性化するよう、生涯学習講座や活動の情報提供を行っています。 生涯学習登録団体の支援を通じて市民の生涯学習活動の活性化、活動拠点の分館等(集落公民館)の整備支援に取り組んでいます。 図書館では様々な企画やイベントを通じて、本に触れ合う機会の充実を図るとともに、子ども向けイベントなどを開催し、小中学生の利用も促しています。
06 2 芸術・文化、スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> 市民文化祭を開催し、芸術文化活動の輪を広げています。 「尾花沢市スポーツ推進計画」を策定し、競技的なスポーツ振興だけでなく気軽にできるスポーツ機会の創出など市民のスポーツ活動の推進を図りました。
06 3 文化財	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと塾出前講座の開催、おばなざわ花笠まつりへの参加呼びかけなど、地域の伝統と文化を継承する活動の活性化を図っています。 延沢城跡保存会へ補助金を交付し、保護、保存、整備を実施しています。 日本遺産認定文化財の周知、山刀伐峠の歴史の道の整備等、歴史と文化の保存・活用に取り組んでいます。

数値目標の達成度 ▷生涯学習登録団体数は市民文化祭などの発表機会が活動意欲促進につながり、令和6年度に目標を超えました。図書館利用者数はコロナ禍と児童や高齢者人口の減少もあり低迷が続いています。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
生涯学習登録団体数	34団体 (令和元年)	40団体 (令和7年)	35団体	35団体	36団体	38団体	41団体	A
図書館利用者数	19,162人/年 (令和元年)	21,000人/年 (令和7年)	11,101人 /年	13,712人 /年	13,512人 /年	15,277人 /年	13,883人 /年	C

これからの
キーワード

- ・若年層にも魅力ある学習講座等の充実・登録団体の運営支援・団体立ち上げ支援
- ・施設老朽化への財源確保・学習拠点機能の強化・文化祭参加者の拡大
- ・スポーツ推進委員や部活動支援員の確保・ウィンタースポーツ振興の見直し
- ・地域文化への関心醸成・延沢銀山遺跡の保存・歴史文化の後世継承と指導者確保

政策の柱3 健康・医療・福祉

分野07 健康づくり・医療の充実

施策	主な取組の進捗状況
07 ・ 1 健康 づく り	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館等と連携して生涯元気づくりポイント事業を継続しており、生涯元気ポイント満点達成者は増加傾向にあります。 ● 食生活改善推進委員や保健委員の協力のもと、食育、歯と口腔の健康、喫煙防止、適正飲酒、心の健康づくりを進めています。 ● 国保加入者の特定健診は県内で高い受診率を維持しています。 ● 新たな「尾花沢市国民健康保険第3期データヘルス計画」に基づく特定健診、保健指導を実施しています。 ● 乳幼児の予防接種率はほぼ100%、HPVワクチン接種率も年々上昇しています。
07 ・ 2 医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師会・北村山医師会による日曜休日当番医制の運営、歯科医師会による乳幼児・成人歯科健診を実施しています。 ● 診療所は患者ニーズを踏まえて小児科診療を開始し、医療体制の充実を図りました。

数値目標の達成度 ▷心身共に自立し、健康的に生活できる期間を示す健康寿命は令和5年まで男女とも延伸しました。令和6年は僅かに下がりましたが、おおむね目標を達成する見通しです。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
健康寿命	男性79.60歳 女性82.20歳 (令和元年)	延伸 (令和7年)	男性 79.4歳 女性 83.6歳	男性 80.2歳 女性 83.6歳	男性 80.7歳 女性 83.4歳	男性 80.8歳 女性 83.1歳	男性 80.2歳 女性 82.1歳	A※

※R6については女性の健康寿命が基準値より微減となっているが、平均すると延伸しているためA評価とする。

これからの キーワード

- ・若い世代から高齢世代まで幅広い年齢層の市民が、主体的に健康づくりに取り組める環境を整え、生活習慣病予防の地域展開
- ・地域全体で生活習慣病等予防対策・健診等の未受診者対策・脂質異常有病者率の抑制
- ・医療費適正化対策・定期予防接種の迅速な実施
- ・持続可能な地域医療体制の構築・小児科の常時診療体制の検討



健康づくり事業には老若男女沢山の方に参加いただいています。
地区公民館でも生涯元気ポイントが貯まる様々な事業を実施しています。

分野08 地域福祉・支え合いの充実

施策	主な取組の進捗状況
08 1 地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会の地域福祉専門員を中心に各種ボランティアの実施や福祉ネットワーク事業(福祉隣組)をおおむね計画通りに実施しています。 ● 差別解消や地域共生社会への理解を深める福祉教育を関係機関と実施しています。 ● 社会福祉協議会委託の生活自立支援センターと連携し、生活困窮者支援をおおむね計画通りに実施しています。 ● 社会福祉協議会では成年後見センター事業(市委託)のほか、法人後見制度を開始しました。
08 2 高齢者・障がい者施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターへの相談者数は年々増加しており、行政や関係機関等と情報交換・共有し連携して取り組みを進めています。 ● 民生委員等から避難行動要支援者の避難支援台帳への登録を呼びかけているものの、登録者数は年々減少しています。 ● 令和6年度開始のマイナンバーカードを使用した電子タクシー券への申請が順調に伸びています。 ● 「尾花沢市介護保険事業計画」に基づき、各種介護事業をおおむね計画通りに実施・提供しています。 ● 北村山自立支援協議会と連携し、障がい者の自立支援・生活支援、障がい福祉サービス等の提供体制を確保しています。 ● 関係機関が連携して、障がい児の特性に応じた特別支援教育と相談支援を行っています。 ● 民生委員・児童委員は区長等から推薦により就任いただいています。 ● 老人クラブ等に活動費の補助金を交付しています。

数値目標の達成度 ▷ 地域福祉協力員数は令和6年度に目標を上回りました。一方、市民の地域活動(行事)に参加した割合は令和元年度の基準から低下しました。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
「この1年間に、地域の活動(行事)に参加したことがある」と回答した市民の割合(アンケート)	65.0% (令和元年)	70.0% (令和7年)	-	-	-	-	62.0% (R7)	C
地域福祉協力員数	14人 (令和元年)	24人 (令和7年)	14人	17人	19人	22人	27人	A

これからの
キーワード

- ・福祉の担い手確保・地域のつながり強化(交流の促進)・福祉教育の推進・生活困窮者の個別支援
- ・成年後見制度の利用促進・高齢者と障がい者(児)の地域生活と自立支援
- ・避難行動要支援者支援の強化・介護人材の確保・老人クラブ支援の見直し

政策の柱4 都市基盤・住環境

分野09 都市形成の推進

施策	主な取組の進捗状況
09-1 土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」、「尾花沢市土地利用計画」を策定しました。 「尾花沢市小中学校建設検討委員会」を設置して検討を重ね、「尾花沢市小中学校建設基本構想・小中学校建設基本計画」を策定、令和7年度に建築工事に着手しました。 令和4年10月に東北中央自動車道(東根北～大石田村山間)が開通し、道の駅が大いににぎわっています。
09-2 交通	<ul style="list-style-type: none"> 国・県道の改良整備の要望、地区の要望を踏まえた改良整備を進めています。 東北中央自動車道の新庄真室川までの供用開始、国道347号の母袋地区バイパス化事業が着手されました。 生活交通タクシー補助「おぼくる」の実施、山形空港と銀山温泉、工業団地を結ぶ「おいしい山形空港ライナー」と「おいしい山形空港観光バス」の運行を継続しています。 令和7年10月から利用者の予約に応じて乗降地点間の運行を行う乗合型の公共交通である、AIデマンド交通の実証運行を開始しています。

数値目標の達成度 ▷空き家、空き地の有効活用は令和6年度に初めて活用されたものの、目標達成は厳しい見通しです。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
空き家、空き地の有効活用	0か所 (令和元年)	10か所 (令和7年)	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所	B

これからのキーワード

- ・雪や災害に強い市街地整備・コンパクトな都市構造の形成
- ・統合小学校用地の用途区域指定・道の駅の観光と防災機能強化
- ・冬期間の交通安全確保・道路施設の老朽化対策・国道347号の危険箇所解消
- ・地域の実情に合った公共交通の構築



令和7年度にスタートしたAIデマンド交通「のらっしゃい」。公共交通の充実に一役買います。

分野10 住環境・雪対策の充実、上・下水道等整備の推進

施策	主な取組の進捗状況
10 ┃ 1 住 環 境	<ul style="list-style-type: none"> 第9次ふるさと暮らし応援条例制定(令和5年4月1日施行)と移住・定住への助成交付、宅地取得、新築・建て替え、克雪住宅の助成を拡充し、定住支援に努めました。 空き家・空き地バンクのVR内覧、空き地掲載を行い、購入希望者の利便性向上を図りました。 「公園整備計画」を策定、防災機能を兼ねた憩いの場の確保を進めています。
10 ┃ 2 雪 対 策	<ul style="list-style-type: none"> 自力で除雪が困難な世帯に除雪券の交付、地区補助金の交付などを実施しています。 雪まつりの開催や徳良湖スノーランド開設など、本市ならではの「雪」をテーマにした観光コンテンツの充実を図っています。
10 ┃ 3 水 道 ・ 下 水 道 等	<ul style="list-style-type: none"> 水道水の水質検査、施設の耐震化、老朽管の更新を実施しています。 簡易水道事業、農業集落排水事業は令和6年度に公営企業会計に移行しました。

数値目標の達成度 ▷ 空き地や市有地を活用した宅地の供給は実績はなく、目標達成は厳しい見通しです。地域一斉除排雪実施集落数は増えず、目標達成は厳しい見通しです。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
空き地や市有地を活用した宅地の供給	0区画 (令和元年)	20区画 (令和7年)	0区画	0区画	0区画	0区画	0区画	C
地域一斉除排雪実施集落数	2集落 (令和元年)	5集落 (令和7年)	2集落	1集落	2集落	1集落	2集落	B

これからの
キーワード

- ・公共による宅地造成エリアの検討
- ・空き家対策の措置強化と空き家の需給ミスマッチ解消
- ・地区管理体制の強化・除排雪作業のGPS活用・水道水のPFAS*対応
- ・水道事業の経営基盤強化



毎朝の除雪作業は冬季の市民の交通を守る大切な事業です。
毎年、きめ細やかな除雪作業を心がけています。

* PFAS : 水や油をはじく特性を持つ有機フッ素化合物の総称。難分解性で環境中に残留・蓄積しやすいため、健康影響が懸念されている。

分野11 安全な地域づくりの推進

施策	主な取組の進捗状況
11-1 消防・防災	<ul style="list-style-type: none"> 災害時孤立集落にIP無線機を貸与し、有事の情報伝達、状況確認を可能にしています。 防災情報ガイド(尾花沢市防災マップ)を令和6年度に更新、新たな洪水浸水想定区域を掲載しました。 令和7年度からWeb版ハザードマップを公開しました。 消防組織の広域化を進め、消防指令の共同運用を開始しました。 消防団の処遇改善や訓練の見直し等、団員の士気向上と負担軽減を図っています。
11-2 交通安全・防犯	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の交通事故を防ぐため、運転免許証を返納した高齢者にバス回数券、タクシー利用券、商品券を交付しています。 地区からの要望も踏まえ、交通事故危険箇所等の改良を進めています。 地域と連携し、防犯灯や防犯カメラの設置を進めています。 特殊詐欺等の被害を防ぐため、様々な機会を通じて啓発活動を行っています。 人の生活圏にクマが出没した場合の緊急銃猟制度の導入を受け、県緊急銃猟タスクフォースとの連携や、関係機関合同の訓練を行いました。

数値目標の達成度 ▷住宅用火災報知器設置率は伸び悩んでおり、目標達成は厳しい見通しです。市民の避難路・避難所の認知度は10ポイント増加しました。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
住宅用火災報知器設置率	87.0% (令和元年)	100% (令和7年)	87%	80%	80%	83%	79%	C
「地域の避難路・避難所を知っている」と回答した市民の割合(アンケート)	68.0% (令和元年)	90.0% (令和7年)	-	-	-	-	78.6% (R7)	B

これらの
キーワード

- ・自主防災組織による災害訓練の継続・防災マップの周知・危険箇所の整備
- ・自主防災組織力の強化・3市消防の連携強化・魅力ある消防団の構築と団員確保
- ・免許返納支援と代替交通手段の確保・区画線やカーブミラーの補修
- ・防犯設備の計画的設置・地域防犯力(ディフェンス力)の向上



防犯活動に出発する「青パト」の出発式。そのほかにも、ポスター掲示やまちの見回りなどで市民の安全を守っています。

分野12 資源循環型社会の推進

施策	主な取組の進捗状況
12-1 環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱水污泥の堆肥化処理を民間に委託し、全量が再利用されています。 ● 県等の関係機関と連携し、不法投棄の市内巡回パトロールを春と秋に実施しています。
12-2 環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ焼却施設とリサイクルプラザの計画的な施設更新を進めています。ごみ焼却施設、リサイクルプラザ及び污泥再生処理センターの性能を維持するため、補修工事を継続して実施しました。

数値目標の達成度 ▷ 二酸化炭素排出量は、令和2年度で目標値を達成しましたが、そこからは横ばいの状況です。一人一日当たりのごみ排出量は令和4年度まで増加していましたが、そこからは減少傾向にあります。しかし、当初の目標値は達成できていません。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
二酸化炭素排出量 (環境省データ)	118.8kt-CO2 (平成29年)	111.5kt-CO2 (令和7年)	100kt-CO2	101kt-CO2	99kt-CO2	-	-	A
一人一日当たりのごみ排出量	848g (令和元年)	802g (令和7年)	881g	884g	900g	899g	889g	C

これからの
キーワード

- ・脱水污泥の再利用継続
- ・不法投棄の未然防止
- ・ごみ焼却施設の計画的な修繕



昭和55年より稼働しているごみ焼却施設と平成13年に竣工したリサイクルプラザ。老朽化が進んでいるため、更新に向け準備を進めています。

政策の柱5 市民協働・行財政

分野13 交流の活性化、移住促進

施策	主な取組の進捗状況
13 1 交流	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県岩沼市との交流事業の継続により、関係人口が創出されています。 教育委員会で英会話教室を開始、外国人講師との交流機会が生まれています。 年金や国保手続き等の多国語案内を常備し、転入手続き時に渡しています。 ふるさと納税返礼品やポータルサイトの充実により、令和6年度の寄附申込額が令和3年の2倍以上になりました。
13 2 移住支援	<ul style="list-style-type: none"> 移住検討者のオーダーメイド移住体験ツアー、学生向け職場体験ツアーを実施しました。体験先に就職内定したケースも生まれています。 移住支援コーディネーター(地域おこし協力隊)1名を配置し、移住サポート体制を強化しました。また、県と連携した食の支援や移住支援金の助成を行っています。 地域おこし協力隊の活動終了後に定住した人、定住には至らないが引き続き関係を持ち続けて活動する人もいます。

数値目標の達成度 ▷ 関係人口は継続的な取り組みの成果により令和2年度から目標を大きく超えています。移住世帯は令和3～6年度合計で114件となり、目標を前倒しで達成しました。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
関係人口※	25,314人 (令和元年)	28,000人 (令和7年)	39,091人	59,771人	72,844人	86,609人	93,652人	A
移住世帯	70件 (平成28年～ 令和元年)	累計100件 (令和3年～ 令和7年)	20件	17件	27件	39件	31件	A

※ふるさと納税寄付者数+首都圏会・みやぎ尾花沢会+友好都市との交流事業参加者数など

これからの
キーワード

- ・地域間交流の創意工夫
- ・外国人も暮らしやすい多文化共生社会の推進
- ・国内外交流による「尾花沢ファン」の拡大
- ・住居や仕事を含めた継続的な支援・新たな働き方の環境づくり
- ・地域おこし協力隊の定住対策と活動強化

分野14 男女共同参画・コミュニティ活動・協働のまちづくりの推進

施策	主な取組の進捗状況
14-1 男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> 市民や団体等に広報や講座等を通じて男女共同参画社会に向けた意識改革に取り組んでいます。 ワーク・ライフ・バランス実践企業支援奨励金等を実施、実践企業が増えています。 行政組織や学校において働き方改革を推進しており、時間外勤務の減少や休暇取得日数の増加などの成果も上がっています。
14-2 コミュニティ活動	<ul style="list-style-type: none"> 「小さな拠点(地域の居場所となる拠点)」づくり、地域づくり座談会(各地区公民館単位)、地域活性化交付金の活用等を通じて地域の特性や資源を活かした市民主体の地域づくりを進めています。 公共施設(各地区公民館等)を整備し、地域住民が気軽に集える場として活用しています。
14-3 協働のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 各集落、団体にて市長と語る会を開催し、市民の率直な意見を把握できました。 大学生や市外企業による除雪ボランティアを通じて地域と企業等との交流を進めています。

数値目標の達成度 ▷地域運営組織数は令和元年から増えず、目標達成は厳しい見通しです。
(移住世帯は分野13参照)

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
地域運営組織数	2団体 (令和元年)	5団体 (令和7年)	2団体	2団体	2団体	2団体	2団体	B
移住世帯(再掲)	70件 (平成28年～ 令和元年)	累計100件 (令和3年～ 令和7年)	20件	17件	27件	39件	31件	A

これからの キーワード

- ・女性が活躍できる社会と人材の掘り起こし
- ・中小企業へのワーク・ライフ・バランス推進支援
- ・地域活動の担い手の高齢化への対応
- ・地域拠点施設の老朽化対策と活用への合意形成
- ・市民との対話・除雪ボランティア人材の育成

分野15 行財政運営の推進

施策	主な取組の進捗状況
15 1 行政運営	<ul style="list-style-type: none"> オンラインで行政手続きができる「スマート申請システム」の本格運用を令和6年4月から開始しました。 様々な行政サービスを市民のより身近な場所で受けられるよう、庁舎機能を搭載したマルチタスク車両「移動市役所」を導入しました。 行財政改革を進めるため、事務改善委員会の開催、職員提案制度を創設しました。 令和4年10月にホームページをリニューアルしました。 将来にわたる公共施設の適正管理のため、「個別施設計画」を策定し、施設の長寿命化工事を計画的に進めています。 県、広域行政事務組合等との情報交換を通じて地域に適した政策を検討しています。 市報おばなざわの発行を月2回から1回に変更し、行政運営の簡略化を図るとともに、SNS等を活用した多様な情報発信を実施することで、より幅広い層に対しアプローチが可能になりました。
15 2 財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の統合により、空き校舎及び学校用地の増加が想定されるため、利活用を検討しています。 令和4年度以降、当初予算編成時の枠配分方式の導入、特定財源や有利な地方債活用の徹底、財政計画に基づく投資的経費の上限設定により、財政の健全化に取り組んでいます。 スキー場使用料の改定、徳良湖湖面使用料の新規設定など、受益者負担の適正化に取り組んでいます。 訪問徴収、コンビニ納付、スマホ決済、口座振替等を実施し、市税等の収納率向上を図っています。

数値目標の達成度 ▷実質公債費比率（地方公共団体の財政規模に対する借入金の返済額の大きさを割合で表したもの）は新庁舎建設や令和6年度以降の大規模な建設事業等により上昇していますが、目標は達成する見通しです。市民の市政への関心はやや増加しました。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
実質公債費比率	6.6% (令和元年)	12%を下回る (令和7年)	6.9%	7.1%	8.1%	9.0%	10.3%	A
「市政に関心がある」と回答した市民の割合（アンケート）	63.2% (令和元年)	70.0% (令和7年)	-	-	-	-	65.3% (R7)	B

これからの
キーワード

- ・行政手続きのオンライン化の推進・職員提案施策の実現
- ・ソーシャルメディアの活用・指定管理者制度の活用・自治体間の連携強化
- ・義務的経費増加への対策・新たな財源確保・多様な納付方法の周知

3 重点プロジェクトの検証

重点プロジェクト（第2期尾花沢市総合戦略）は、若い世代の地元定着とふるさと回帰を最優先に位置付け、社会潮流を踏まえながら、若い世代が希望するライフデザインの実現を支援し、ライフステージごとに変化する市民ニーズに寄り添ったまちづくりを進めるものです。

テーマ	プロジェクト名	目的
転出抑制と転入増加の両面展開により、社会動態をマイナスから均衡へ	1 定住促進プロジェクト	若い世代の地元定着とふるさと回帰
	2 移住促進プロジェクト	移住の地として選ばれるまちづくり
若い世代の希望を叶える環境づくりにより、出生数の増加へ	3 子育て応援プロジェクト	出会いから結婚、子育てを応援するまちづくり
誰もが安心して暮らし続けられる、人生100年を元氣暮らしまちへ	4 健康長寿プロジェクト	年を重ねても暮らしやすさを実感できるまちづくり

各プロジェクトについては外部評価を毎年度実施しており、適宜、見直しを行っています。ここでは外部評価結果を参考にした上で、指標の達成度を中心に検証しました（評価基準は本書を採用）。

Project 1 ふるさと一番！定住促進プロジェクト

各施策のKPI（重要業績評価指標）は地元企業との交流による市内就職のきっかけづくり、公共交通空白地帯の解消や流雪溝整備率の向上といった暮らしやすい環境づくりの部分では進んでいます。

しかしながら、その成果が生産年齢人口の増加に結びつくまでには時間を要しており、現時点ではプロジェクトの全体目標である生産年齢人口割合が年々低下し、目標を達成できない見通しです。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
KPI（重要業績評価指標）								
大学生などのインターンシップ受け入れ人数	0人 (令和元年)	3人/年 (令和7年)		0人/年	0人/年	0人/年	4人/年	A
地元企業との交流	0回 (令和元年)	各学校1回/年 (令和7年)		1回/年	2回/年	2回/年	3回/年	A
公共交通空白地帯	4地区 (令和2年)	0地区 (令和7年)		3地区	3地区	3地区	3地区	A
流雪溝整備率	74% (令和元年)	80% (令和7年)		74.87%	74.94%	75.11%	75.15%	A
プロジェクトの全体目標（数値目標）								
生産年齢人口割合	49.81% 令和2年10月1日現在	維持 令和7年10月1日現在	49.81%	49.08%	47.61%	46.99%	46.73%	C

Project 2 あのまちで暮らしてみたい！移住促進プロジェクト

各施策のKPI(重要業績評価指標)のうち、体験ツアーの参加者数は伸び悩んでいるものの、文化・スポーツ合宿件数、空き家バンク登録件数、すいか収穫予測システム利用登録者数といった本市の魅力発信や移住政策は着実に進みました。

その成果が表れた形として、プロジェクトの全体目標である移住世帯数が令和3年からの4年間合計で100世帯を超え、前倒しで目標を達成しました。今後は、移住者の定着率の向上が課題となっています。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
KPI (重要業績評価指標)								
体験ツアーの参加者数	45人 (令和元年)	95人/年 (令和7年)		45人/年	36人/年	39人/年	34人/年	C
文化・スポーツ合宿の件数	1件/年 (令和2年)	6件/年 (令和7年)		1件/年	3件/年	9件/年	9件/年	A
空き家バンク登録件数	15件/年 (令和2年)	20件/年 (令和7年)		14件/年	16件/年	19件/年	18件/年	A
すいか収穫予測システム利用登録者数	0件 (令和元年)	30件 (令和7年)		17件	17件	23件	41件	A
プロジェクトの全体目標 (数値目標)								
移住世帯	70世帯 平成28年～ 令和元年	100世帯 令和3年～ 令和7年	20世帯	17世帯	27世帯	39世帯	31世帯	A
			114世帯 (令和3年～令和6年)					

Project 3 子育て日本一への挑戦！子育て応援プロジェクト

各施策のKPI(重要業績評価指標)のうち、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための環境や多様な労働条件の整備等に取り組む事業主行動計画策定企業数は僅かずつですが増加しています。

しかしながら、コロナ禍も影響して目標未達成の指標が多く、現時点では少子化に歯止めをかけるまでには至っておらず、プロジェクトの全体目標である年少人口割合は年々低下し、目標達成が厳しい見通しです。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
KPI (重要業績評価指標)								
Lalaネット会員行動日数	375日/年 (令和元年)	400日/年 (令和7年)		257日/年	316日/年	321日/年	256日/年	C
地域子育て等拠点施設利用者数	20,734人 (令和元年)	22,000人 (令和7年)		6,106人	3,880人	8,240人	7,204人	C
英語検定受検率	41.4% (令和元年)	80% (令和7年)	79.0%	77.0%	73.6%	87.5%	76.5%	A
事業主行動計画策定企業数	9社 (令和2年)	15社 (令和7年)		11社	12社	12社	13社	A
審議会などの女性委員の割合	8.9% (令和元年)	20% (令和7年)		21.3%	29.0%	31.4%	33.0%	A
プロジェクトの全体目標 (数値目標)								
年少人口割合	9.59% 令和2年10月1日現在	維持 令和7年10月1日現在	9.59%	9.26%	8.82%	8.54%	8.25%	C

Project 4 生涯幸せ！健康長寿プロジェクト

各施策のKPI（重要業績評価指標）は、各地区の「ふれあいいいきサロン」開催回数、芸術文化活動の発表・鑑賞機会の提供、防災行政無線戸別受信機貸与数が着実に進み、防災出前講座の開催数は目標を大きく上回りました。こうした取り組みは市民同士のつながりや生きがい、暮らしの安心感といった心身の健康への好影響が考えられます。

こうした成果によりプロジェクトの全体目標である健康寿命は男女ともおおむね延びており、目標を達成する見通しです。

指標	基準	目標値	R2	R3	R4	R5	R6	評価
KPI（重要業績評価指標）								
地域づくりに関する視察研修などの開催回数	3回/年 (令和元年)	6回/年 (令和7年)		3回/年	2回/年	1回/年	0回/年	C
各地区の「ふれあいいいきサロン」開催数	1回/年 (令和元年)	3回/年 (令和7年)		3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	A
芸術文化活動の発表・鑑賞機会の提供	2回/年 (令和元年)	3回/年 (令和7年)		2回/年	3回/年	4回/年	2回/年	B
防災行政無線戸別受信機貸与数	80台 (令和2年)	200台 (令和7年)		80台	118台	176台	189台	A
防災出前講座の開催	1回/年 (令和2年)	5回/年 (令和7年)		13回/年	13回/年	13回/年	15回/年	A
プロジェクトの全体目標（数値目標）								
健康寿命	男性 79.60歳 女性 82.20歳 (令和元年)	延 伸 (令和7年)	男性79.4歳 女性83.6歳	男性80.2歳 女性83.6歳	男性80.7歳 女性83.4歳	男性80.8歳 女性83.1歳	男性80.2歳 女性82.1歳	A

※全体の健康寿命は延伸しているためA評価

※数値目標及びKPIについて

重点プロジェクトの数値目標やKPI（重要業績評価指標）については、急激な時代の変化に伴い、施策の方向性を変更することもあることから、当初設定した目標値と施策に乖離が生じる場合も考えられます。そのため、数値目標及びKPI（重要業績評価指標）の見直しについても、総合戦略検証委員会において適宜協議を行いながら、重点プロジェクトの進捗管理を行う必要があります。

4 まちづくりアンケートの主な結果

まちづくりの取り組みに関する現状評価やこれからのまちづくりへの意見などを把握するために、市民、中学生・高校生を対象にアンケート調査を実施しました。この結果を踏まえてこれからのまちづくりを進めていきます。

▼実施概要

区分	市民	中学生・高校生
調査対象	2,000人 市内に在住する18歳以上から無作為抽出	626人 市内中学校在籍の中学生全数、高校生世代全数
調査方法	郵送による配付、郵送又はWEBによる回収	
調査時期	令和7年10月16日～11月4日（11月26日分回答まで集計対象とした）	
回収数（率）	830票（回収率41.5%）	326件（回収率52.1%）

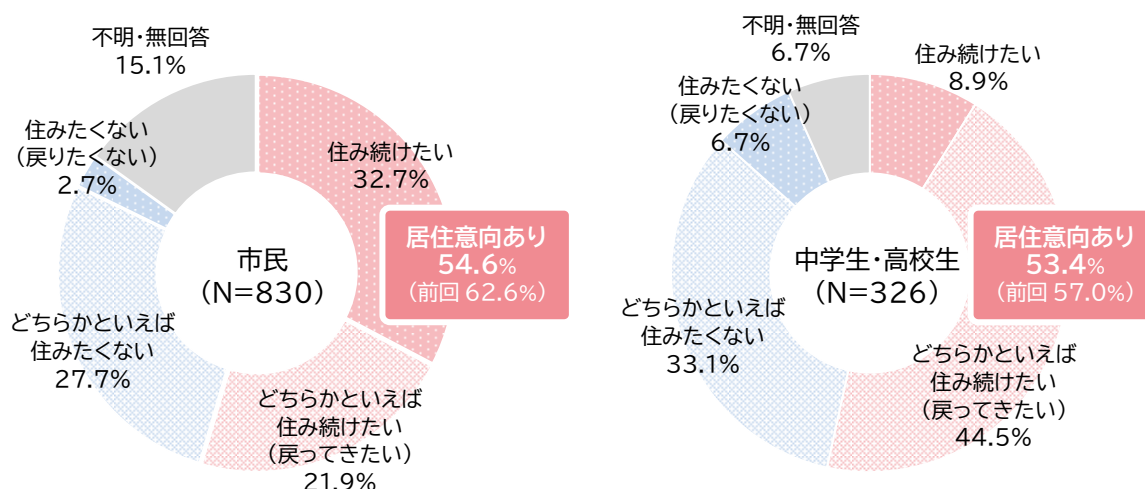
※アンケート結果の注意点

回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

アンケートの主な結果

居住意向／尾花沢市に住み続けたいですか。（就職や進学で尾花沢市を離れたあと尾花沢市に戻ってきたいですか。）

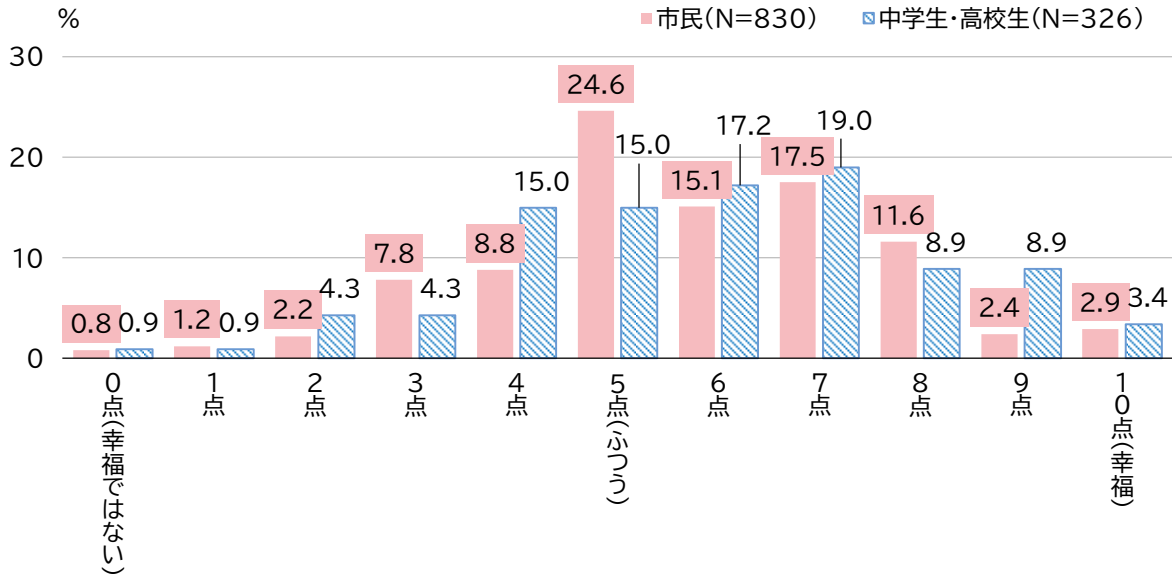
今後の居住意向（「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい（戻ってきたい）」の合計）について、市民は54.6%、中学生・高校生は53.4%であり、いずれも半数を占めています。このうち、「住み続けたい」割合は市民の30%台に対し、中学生・高校生は10%未満であり、差がみられます。なお、男女で比較すると、女性の方が居住意向が低いです。



	市民	中学生・高校生
住み続けたい 主な理由 (複数回答)	<ul style="list-style-type: none"> 親や親戚がいる住み慣れた土地 友人や近所づきあいなど人間関係が良い 自然が豊か 	<ul style="list-style-type: none"> 親や親戚がいる住み慣れた土地 友人や近所づきあいなど人間関係が良い 住民の交流する場があり、イベントも楽しい
住みたくない 主な理由 (複数回答)	<ul style="list-style-type: none"> 日常の買い物が不便 市内に適切な職場が少ない 道路の整備状況や交通の便が悪い 保健・医療・福祉分野のサービスや施設が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 日常の買い物が不便 市内に適切な職場が少ない 道路の整備状況や交通の便が悪い

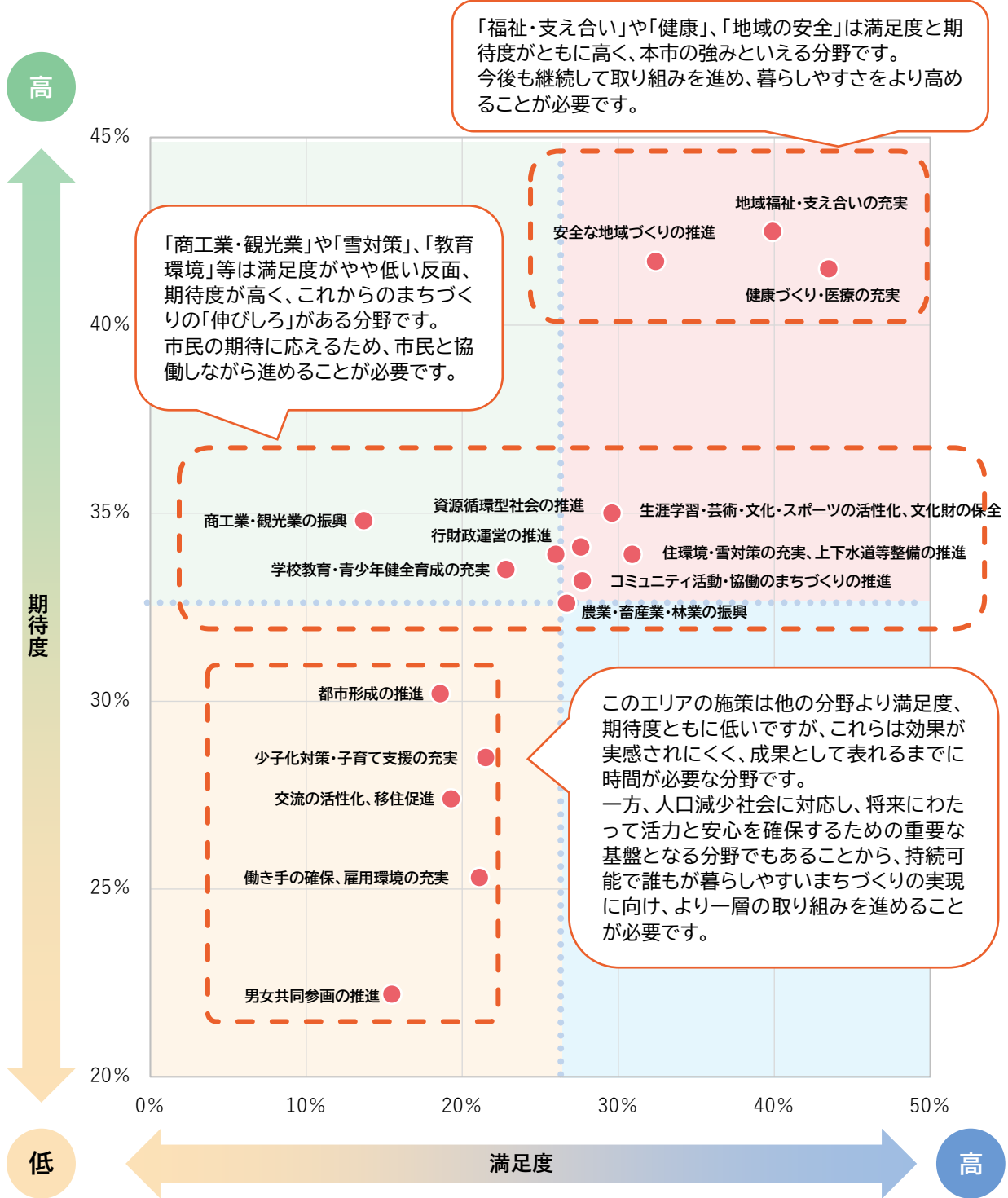
幸福感／尾花沢市で暮らすあなたの幸せの程度は10点満点で何点ぐらいですか。

幸福感について、市民は「5点（ふつう）」、中学生・高校生は「7点」が最も多くなっています。幸福感に影響を及ぼす事柄として、市民、中学生・高校生ともに「家族や友人、地域とのつながりがあること」を挙げています。若い世代は「余暇の充実・趣味の時間が充実していること」も挙げています。



	市民	中学生・高校生
幸福感に影響を及ぼす主な事柄 (複数回答)	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族や友人、地域とのつながりがあること ● 心身の健康が維持・増進すること ● 所得が増えて豊かになること ● 余暇の充実・趣味の時間が充実していること (※20代、30代に多い) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族や友人、地域とのつながりがあること ● 余暇の充実・趣味の時間が充実していること

施策満足度×期待度(市民N=830)



期待度:「期待する」と「どちらかといえば期待する」の合計
 満足度:「満足である」と「どちらかといえば満足である」の合計

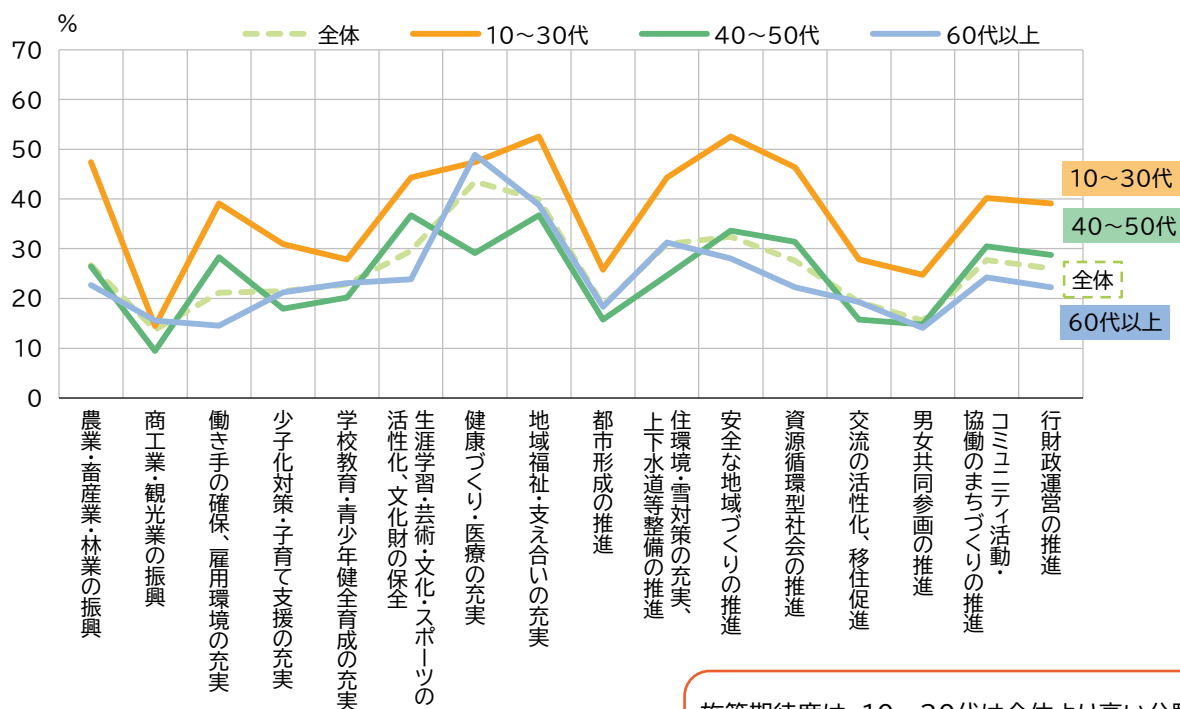
満足度より期待度が10ポイント以上高い分野

施策	満足度(%)	期待度(%)	期待度と満足度の差
商工業・観光業の振興	13.7	34.8	21.1ポイント
都市形成の推進	18.6	30.2	11.6ポイント
学校教育・青少年健全育成の充実	22.8	33.5	10.7ポイント

(参考)各分野に対する年齢別の満足度、期待度

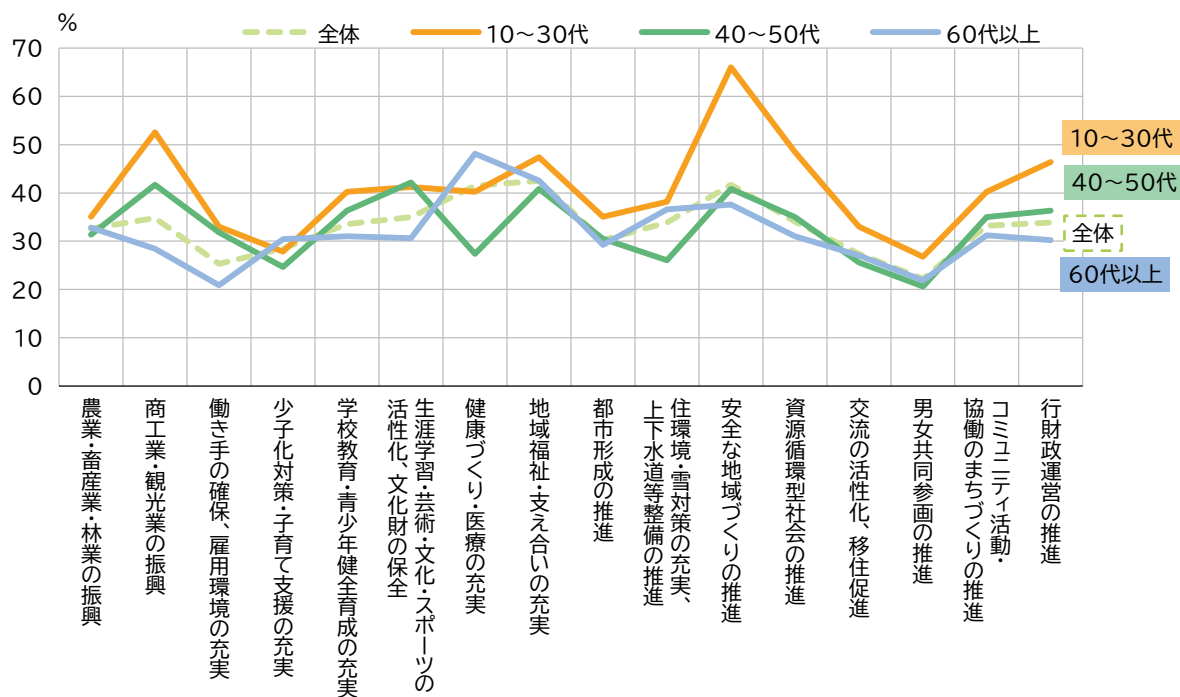
施策満足度は、10～30代は全体より高い分野が多く、中でも「福祉」と「地域の安全」では50%を超えて高くなっています。

満足度



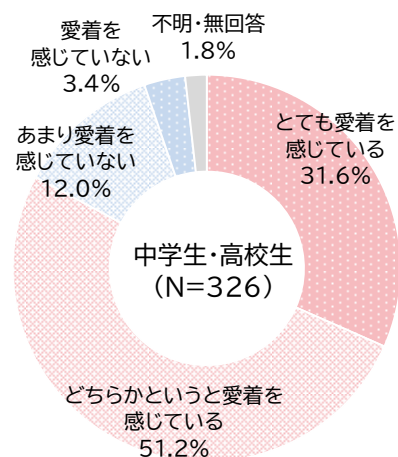
施策期待度は、10～30代は全体より高い分野が多く、特に「商工業・観光業」と「地域の安全」への期待度が高くなっています。

期待度



あなたは、尾花沢市に対してどの程度愛着を感じていますか。(中学生・高校生N=326)

中学生・高校生の尾花沢市への愛着度（「とても愛着を感じている」と「どちらかという愛着を感じている」の合計）は82.8%（前回82.0%）と高く、中学生・高校生の8割が愛着を感じていることがわかります。

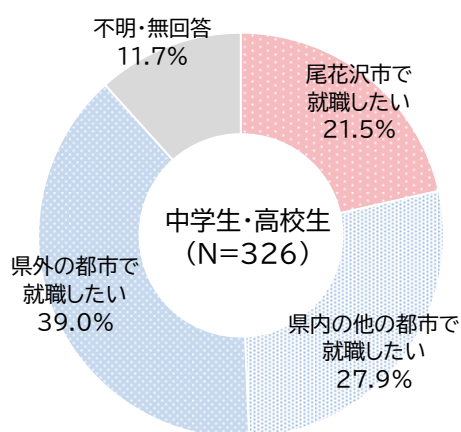


あなたは将来、どこで働きたいですか。(中学生・高校生N=326)

中学生・高校生の将来の働きたい場所について、「県内の他の都市で就職したい」と「県外の都市で就職したい」の合計が66.9%です。

県内・県外（市外）で働きたい理由に「地元以外・都会で生活をしたい」、「志望企業がある」などを挙げています。

なお、中学生よりも高校生の方が、市内で就職したい割合が高い傾向にあります。



市内で働きたい主な理由(複数回答)	県内・県外で働きたい主な理由(複数回答)
<ul style="list-style-type: none"> ● 地元が好き、地元に貢献したい ● 両親の近くで生活したい ● 友人が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元以外・都会で生活をしたい ● 志望企業がある ● 親が地元の就職にこだわらない

今後の尾花沢市において、どのような特色のあるまちづくりを重視すべきだと考えますか。(中学生・高校生N=326)

中学生・高校生は、重視すべきまちづくりの姿として、「快適で安全・安心に暮らせるまち」や「観光をさかんにし、いろんな交流をすすめるまち」などを上位に挙げています。

第1位(単数回答)

快適で安全・安心に暮らせるまち

観光をさかんにし、
いろんな交流をすすめる
まち

自然や環境に
やさしいまち

第2位(単数回答)

快適で安全・安心に暮らせるまち

観光をさかんにし、
いろんな交流をすすめる
まち

子どもの保育や教育環境
が充実したまち

後期基本計画

第3章 重点プロジェクト（第3期尾花沢市総合戦略）

第4章 推進施策

第 **3** 章

重点プロジェクト

(第3期尾花沢市総合戦略)

1 重点プロジェクトの主旨

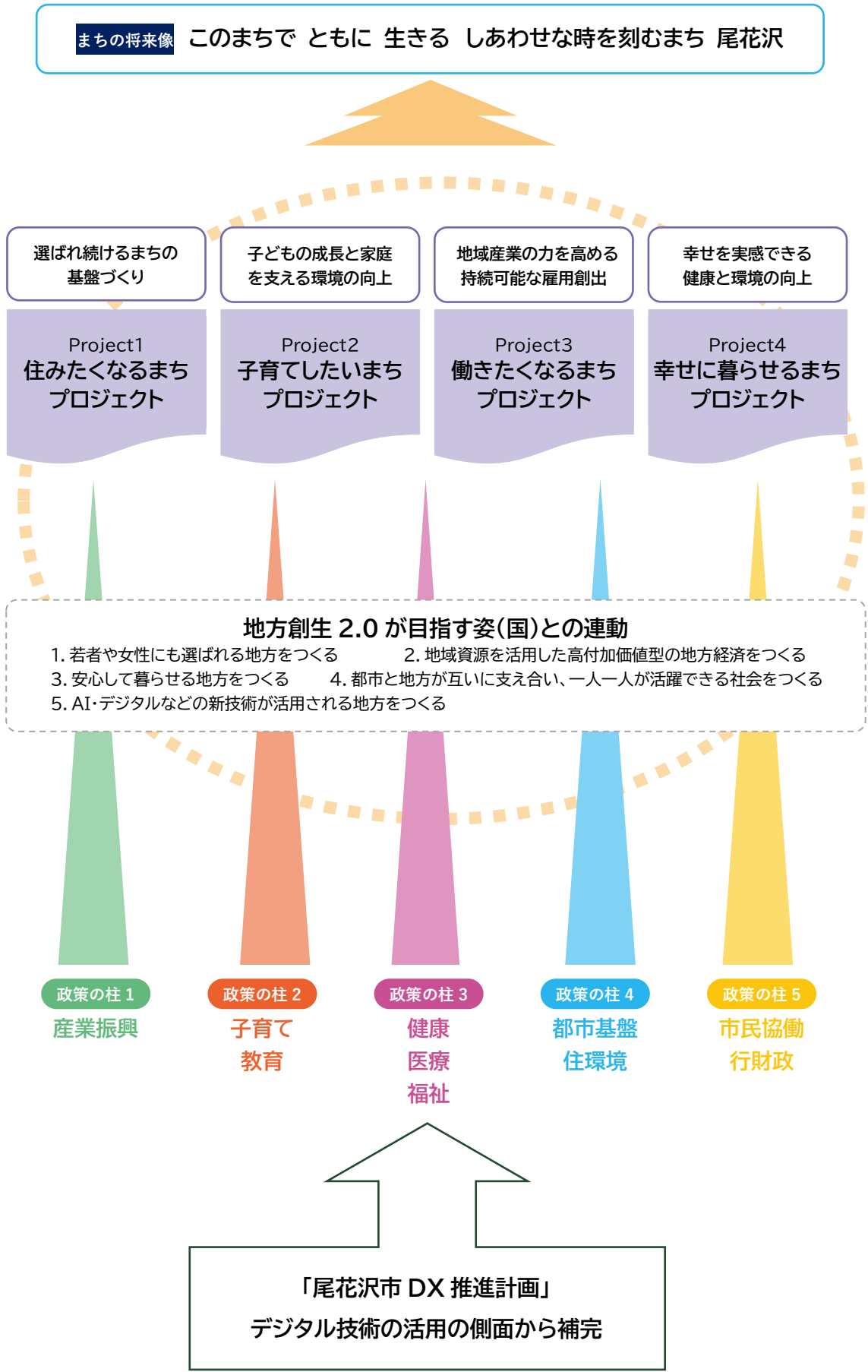
第7次尾花沢市総合振興計画の将来推計人口と前期基本計画の重点プロジェクトを「第2期尾花沢市人口ビジョン及び第2期尾花沢市総合戦略」として位置付け、推進してきました。

後期基本計画においても分野ごとの施策の中から「第3期総合戦略」に位置付ける重点プロジェクトを定め、国の「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年11月に公布・施行)及び「地方創生2.0基本構想」(令和7年6月閣議決定)、「地方創生に関する総合戦略」(令和7年12月閣議決定)と連動させ、人口減少を正面から受け止めた上で持続可能な地域社会の形成と行政運営の実現を目指し、本市独自の持続可能なまちづくりを推進します。

また、「尾花沢市DX推進計画」により、本プロジェクトをデジタル技術の活用の側面から補完します。

目的	プロジェクト名	内容	前期重点プロジェクトとの関係
関係人口の創出と定住を促進し、交通・雪対策や防犯体制の最適化で、次世代に選ばれる生活基盤を築きます。	住みたくなるまちプロジェクト	関係人口の創出 定住の促進 交通・雪対策 安全・安心な暮らしづくり	前期の「①定住推進」「②移住促進」を統合し、新たなプロジェクトとして再構築します。
子育て支援と教育環境を充実させ、男女共同参画を推進。地域全体で健やかな成長を支える環境を作ります。	子育てしたいまちプロジェクト	子育て支援 学校教育の充実 男女共同参画の推進	前期の「③子育て応援」を継続しています。
農業の振興と地域産業の活性化を図り、多様な働き方を支援。若者が意欲を持って働ける雇用環境を整えます。	働きたくなるまちプロジェクト	産業の活性化 農業の振興 雇用環境の充実	前期の「①定住推進」の中から雇用拡大を独立し、産業、農業を加えて再構築します。
健康増進と行政サービスの質を向上。良好な生活環境を整備し、誰もが日々の幸せを実感できるまちを目指します。	幸せに暮らせるまちプロジェクト	健康増進 市民サービスの充実 環境整備	前期の「④健康増進」に市民サービスの充実や環境整備を加えて再構築します。

2 重点プロジェクトの全体像



3 重点プロジェクトの内容

Project 1 住みたくなるまちプロジェクト

プロジェクトの
方向性と
目指す成果

関係人口の創出と定住促進を一体的に進め、地域の活力を高めます。あわせて、暮らしの安全と安心を支える交通・雪対策や安全・安心な環境整備を推進し、誰もが住み続けられ、次世代からも「選ばれるまち」としての生活基盤を確立します。

成果（数値目標）	基準（R7）	目標（R12）	説明
本市に住み続けたい人の割合	54.6%	基準値を上回る	市民アンケートに「本市に住み続けたい」「どちらかと言えば住み続けたい」と答えた人の割合。本市への定着率向上を図る。

重点1.1 関係人口の創出

取組	徳良湖周辺・銀山温泉の魅力向上	2.2.1.2	
	全国の「尾花沢ファン」の拡大	13.1.2.2	
	都市とつながる田舎づくりの推進	13.1.2.5	
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	関係人口（ふるさと納税寄付者数）	80,564人 (R7.3時点)	100,000人

重点1.2 定住の促進

取組	若者の地元就職促進	3.1.1.5	
	住まいなどの定住環境の整備	10.1.1.1	
	移住・定住を応援する体制の充実	13.2.1.1	
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	新規学卒者の市内企業への就職者数	21人 (R7.3時点)	24人

重点1.3 交通・雪対策

取組	地域の実情に合った公共交通体系の構築	7.1.4.2	9.2.4.1
	迅速で効率的な除雪作業の実施	13.1.2.2	
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	地域一斉除排雪実施集落数	2地区 (R7.3時点)	3地区

重点1.4 安全・安心な暮らしづくり

取組	地区住民の災害対応能力の向上	11.1.2.4	
	関係機関・団体と連携した防犯意識の啓発	11.2.2.1	
	空き家の適正管理の促進	10.1.1.6	
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	特定空家等の解消数	0件 (R7.3時点)	5件

プロジェクトに
位置付ける取組

：推進施策で該当する施策内容

プロジェクトの
方向性と
目指す成果

子育て支援の拡充と学校教育の充実により、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、男女共同参画を推進することで、誰もが共に支え合いながら、安心して子どもを産み育てられる、若者や女性に選ばれる「子育てしたいまち」を実現します。

成果（数値目標）	基準（R7）	目標（R12）	説明
少子化対策・子育て支援の満足度	21.5%	基準値を上回る	市民アンケートによる「少子化対策・子育て支援」に「満足である」「どちらかといえば満足である」と答えた人の割合。

プロジェクトに
位置付ける取組

重点2.1 子育て支援

取組	妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の充実	4.2.1.1	
	こども家庭センターを中心とする連携強化	4.2.1.3	
	子育て支援拠点の機能強化	4.2.2.1	
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	保育所待機児童数	0人 (R7.10時点)	0人

重点2.2 学校教育の充実

取組	確かな学力の育成	5.1.1.1	
	国際社会で求められる活用力・探究力の育成	5.1.1.5	
	ICT教育環境の充実	5.1.1.6	
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合	児童：79.8% 生徒：74.7% (R7時点)	児童：84.0% 生徒80.0%

重点2.3 男女共同参画の推進

取組	男女共同参画社会についての正しい理解と人権尊重の意識づくり	14.1.1.1	
	女性のキャリア形成への支援	14.1.1.2	
	ワーク・ライフ・バランス実践企業への支援	3.2.1.3	4.2.3.1
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	審議会などの女性委員の割合	33% (R7.3時点)	40%

：推進施策で該当する施策内容

プロジェクトの
方向性と
目指す成果

基幹産業である農業の振興と地域産業の活性化を図り、活力ある経済基盤を築きます。あわせて、多様な働き方に対応した雇用環境の充実を進めることで、若者や市民が地元で意欲を持って働き続けられる「働きたくなるまち」を実現します。

成果（数値目標）	基準（R7）	目標（R12）	説明
本市で働きたい人の割合	21.5%	基準値を上回る	市民アンケートによる「あなたは将来どこで働きたいですか」の問いに「尾花沢で働きたい」と答えた人の割合。

重点3.1 産業の活性化

取組	戦略的経営の推進	2.1.1.1	
	企業が進出しやすい条件の整備	2.1.2.2	
	起業・創業から事業継続までの一環的な支援の実施	2.1.3.1	
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	製造品出荷額等	310億円 (R6.3時点)	320億円

重点3.2 農業の振興

取組	新規就農促進に向けた取り組みの拡充	1.1.1.4	
	担い手への農地集積の促進と集落営農組織の法人化	1.1.2.1	
	スマート農業技術の普及	1.1.3.1	
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	農業生産額	103億円 (R7.3時点)	110億円

重点3.3 雇用環境の充実

取組	多様な人材が活躍できる環境づくりを推進	3.1.1.6	
	労働環境改善に向けた家庭、企業などへの情報発信	3.2.1.2	14.1.2.2
	ワーク・ライフ・バランス実践企業への支援	3.2.1.3	4.2.3.1
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	やまがたスマイル企業認定企業数	8社 (R7.10時点)	12社

プロジェクトに
位置付ける取組

：推進施策で該当する施策内容

プロジェクトの
方向性と
目指す成果

健康増進の取り組みや、市民一人一人に寄り添った行政サービスの充実により、心身ともに健やかに暮らせる環境を整えます。あわせて、脱炭素と循環型社会による良好な生活環境の整備を進め、全ての市民が心身ともに健康で環境にやさしい暮らしに喜びを感じる「幸せに暮らせるまち」を実現します。

成果（数値目標）	基準（R7）	目標（R12）	説明
市民の幸福度	5.73	基準値を上回る	市民アンケートによる「尾花沢市で暮らすあなたの幸せの程度は10点満点で何点くらいですか」の点数の平均値。より多くの人が幸福感を感じながら過ごすことができるまちづくりに努める。

プロジェクトに
位置付ける取組

重点4.1 健康増進

取組	市民主体の健康づくり活動の定着	7.1.1.1	
	高齢期のレクリエーション機会の充実	8.2.2.4	
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	健康寿命の延伸	男性80.2年 女性82.1年 (R7.3時点)	延伸

重点4.2 市民サービスの充実

取組	インターネットなどを活用した行政サービスの充実	15.1.1.4	
	相談しやすい環境づくり	8.1.1.10	8.2.1.10
	3ない窓口の推進	15.1.1.7	
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	証明書コンビニ交付等の発行割合	12.3% (R7.3時点)	15.0%

重点4.3 環境整備

取組	地球温暖化防止対策の実践	12.1.3.1	
	ごみ焼却施設とリサイクルプラザの新設・更新	12.2.1.3	
KPI	指標名	基準（R7）	目標（R12）
	一人一日当たりのごみ排出量	889g (R7.3時点)	821g

：推進施策で該当する施策内容

第 **4** 章
推進施策

産業振興

～キラリと光る産業のまち～

分野	課題
<p>01 農業・畜産業・ 林業の振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業は、高齢化による後継者不足が深刻であり、新規就農者への技術指導体制の充実や経営の安定化に向けた支援、スマート農業技術の普及など、労働力や生産力不足を解消する取り組みが必要です。 ● 中山間集落の担い手不足による耕作放棄(未作付)地の増加で有害鳥獣生息域と人の生活圏との境目がなくなり農業生産への影響が懸念されます。集落営農や周年農業など、中山間地に適した生産体制支援が必要です。 ● 畜産業は、高品質な黒毛和牛を安定的に供給し続けられる生産体制の確立と販路拡大が必要です。 ● 林業は、担い手不足の減少による里山の荒廃で、防災機能の低下などの問題があり、森林の多面的機能を持続する森林経営サイクルの確立が必要です。 ● 有害鳥獣による農作物被害の増加が深刻な問題であり、地域の実情に応じて効果的な被害防止対策が必要です。
<p>02 商工業・観光業 の振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 工業は、拠点機能を活かした企業誘致や既存企業の技術力向上、中小企業同士の連携強化など、地域経済を牽引する一層の取り組みが必要です。 ● 商業は、人口減少に伴う人材と消費者の減少により既存商店の経営維持が困難な状況にあります。消費喚起に加えて、事業承継や新たな創業を支える環境づくりが必要です。 ● 観光業は、観光客の受け入れ体制強化とターゲットに訴求した情報発信が急務です。銀山温泉における滞在価値の向上や観光コンテンツの磨き上げなどを通じて周遊ルートを確立させるなど、何度も訪れたいくなるきっかけづくり、魅力づくり、仕掛けづくりが必要です。
<p>03 働き手の確保、 雇用環境の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 働き手の確保は全産業に共通する重要な問題であり、地元就労やIJUターン*の増加に向けて、より一層の取り組みが必要です。 ● 雇用環境は、多様な人材が活躍できるように誰もが働きやすい職場づくりに向けて、全市を挙げてディーセント・ワーク*(働きがいのある人間らしい仕事)の普及を図ることが必要です。

* IJUターン：移住の形態である「Iターン」「Jターン」「Uターン」を組み合わせた造語。

Iターン… 都市部で生まれ育った人が、縁もゆかりもない地方へ移住すること。

Jターン… 地方から都市部へ移り住んだ人が、故郷に近い地方都市や故郷とは異なる地方へ移住すること。

Uターン… 地方から都市部へ移り住んだ人が、再び生まれ育った故郷に戻ることに。

* ディーセントワーク：権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事。



分野 01

農業・畜産業・林業の振興

5年間の 施策方針

- ◇ 楽しくやりがいのある農業を実現するための足掛かりを作ります。
- ◇ 農産物・製品を通じて本市の認知度を上げ、次代を担う後継者を育成します。

具体的な 方針

- 次代を担う農業経営体への支援や新規就農促進に向けた取り組みを拡充し、若手農業者など担い手を育成します。
- 農業法人化を促進し、集積・集約化した農地でスマート農業技術の本格導入を図ります。
- 周年農業の定着、農業を核とした新たなビジネスを展開し、農業経営の安定化と収益増加に取り組めます。
- 尾花沢牛・雪降り和牛尾花沢の一貫生産基盤を強化するとともに戦略的な流通宣伝事業によるブランド力の向上と、地理的表示(GI)保護制度への登録を進め、国内外に販路を拡大します。
- 山林所有者などと協力して森林経営サイクルの構築を進めるとともに、地域ぐるみでの有害鳥獣被害防止対策に取り組めます。

5年間の成果 (数値目標)

	成果 (数値目標)	基準 (R7)	▶ 目標 (R12)	説明
1	農業生産額	103億円 (R7.3時点)	▶ 110億円	スマート農業技術の導入や周年農業の支援に取り組むことで、次代を担う農業経営体や新規就農者の育成を図り、農業生産額の増加を目指す。
2	尾花沢牛・雪降り 和牛尾花沢取扱 指定店	117店 (R7.10時点)	▶ 130店	新規取扱指定店の登録数を増やし、雪降り和牛尾花沢の流通基盤を強化することにより、認知度の向上と販路開拓、販売促進を目指す。
3	地域鳥獣対策団 体	9団体 (R7.10時点)	▶ 15団体	地域ぐるみによる有害鳥獣被害防止対策に取り組む団体数の増加を図り、有害鳥獣被害の減少を目指す。

SDGsとの関連性



私たちができること

地域の特産物をアピールし、
地元の産品を購入しよう!!



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

01-1 農業・畜産業

1.1.1 若手農業者の応援、新規就農者の育成

	取組	取組内容	方針
1	次代を担う農業経営体の生産性・品質の向上支援	小規模かつ意欲ある農業経営体に対する市独自支援の拡充を図る。	継続
2	新規就農者の栽培技術習得の支援	すいか農学校において、年間を通じた技術研修を提供し、栽培技術の習得を支援する。	見直し
3	新規就農促進に向けた取り組みの拡充	すいか農学校ホームページにより、情報発信に努める。また、県や教育機関と連携し、播種から収穫まで体験することを通じて農業の楽しさや儲かる農業の情報発信に努める。	見直し
4	認定農業者や女性農業者の確保・育成	意欲ある担い手育成のため認定農業者の視察・研修の充実を図るとともに、女性が働きやすい環境整備に向け、女性農業者グループへの活動支援や関係機関と連携し、農業経営を支援する。	見直し
5	農繁期の人手不足の解消	すいか生産者を対象に特定地域づくり協同組合やシルバー人材センターを活用した雇用派遣制度の利用促進を図る。	拡充

1.1.2 集落営農、農事組合法人化の推進

	取組	取組内容	方針
1	担い手への農地集積の促進と集落営農組織の法人化	地域計画の話し合いの中で、担い手の農地集積・集約化を推進しつつ集落営農の組織の法人化に向けた取り組みを支援する。	継続
2	農地や環境を保全する地域活動組織の育成	多面的機能支払交付金を活用し、地域の共同による農業用施設の維持管理と活動組織の指導体制を強化する。	継続
3	農村集落の維持、遊休農地・耕作放棄地の拡大防止	多面的機能支払交付金の協定面積に応じて国、県、市で財政支援を行うとともに、農地パトロールを強化する。	継続
4	農業生産基盤の充実	未整備農地の機能向上と農業用施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の長寿命化を図る。	継続
5	有害鳥獣被害防止対策の推進	クマ類の生息域と人の生活圏を分ける緩衝帯の整備を推進する。 簡易電気柵の設置面積の拡大と適正管理の指導強化に取り組むとともに、被害防止に関する研修会を開催しながら、人材育成の視点を含めた地域ぐるみの活動を支援する。 人の生活圏にクマ類が出没した場合の関係機関との連携、情報収集、注意喚起などの危機管理体制を整備する。	拡充

1.1.3 農業のスマート化と農業を核とした新たなビジネスの構築

	取組	取組内容	方針
1	スマート農業技術の普及	マンパワー不足を解消し省力化や生産効率の向上につながるドローンや自動操舵の農業用機械（田植え機、トラクター等）、すいか収穫予測システムなど、地域に合ったデジタル技術の活用と普及を推進する。	継続
2	循環型農業の推進	尾花沢市エコ農業推進協議会を主体に、水田及び主要作物の畑における堆肥等有機性資源の利活用など環境保全型農業の普及を推進する。	継続
3	廃プラスチックの適正処理	尾花沢市廃プラスチック適正処理推進協議会を主体に、廃プラスチックの適正処理の啓発に努める。	継続
4	農業を核とした新たなビジネスの構築	スマート農業の取り組み支援や、観光分野や福祉分野との連携を推進する。	継続

1.1.4 新規作物の導入と周年農業の推進

	取組	取組内容	方針
1	新規作物の導入と周年農業の推進	高収益作物や冬期作付けに適した作物の情報収集に努めるとともに、周年農業の取り組みを推進する。	継続

1.1.5 黒毛和牛をはじめとした農産物のブランド化と販路の強化

	取組	取組内容	方針
1	農産物のブランド化の推進	「尾花沢産米雪きらり」、「尾花沢すいか」、「尾花沢牛・雪降り和牛尾花沢」、「尾花沢そば」について、生産・品質の向上と加工・販売支援を強化する。	継続
2	国内販路の拡大	雪降り和牛尾花沢の地理的表示（GI）保護制度への登録を進めるとともに「尾花沢産米雪きらり」、「尾花沢すいか」、「尾花沢そば」と併せて各種イベント参加時に発信していく。	拡充
3	黒毛和牛の一貫生産体制の確立	肥育素牛の安定確保などによる畜産農家・事業者の生産基盤強化のため、繁殖から肥育までの一貫生産体制の確立に必要な支援を行う。	継続
4	尾花沢牛・雪降り和牛尾花沢の輸出拡大	雪降り和牛尾花沢の地理的表示（GI）保護制度の強みを活かし、アジア圏を中心にPR戦略を展開する。	継続

01-2 林業

1.2.1 森林経営サイクルの構築、公益的機能の保全と活用

	取組	取組内容	方針
1	水源かん養機能及び災害防止機能を重視する保全林の整備	森林整備について、意向調査から造林事業までのサイクルを確立する。	継続
2	水源として重要な森林の保全	水環境保全の重要性や役割などを広く周知するとともに、水環境保全条例の理念に基づき森林を保全する。	継続
3	木材等生産機能を重視する資源の循環利用林の整備	木材利用と造林事業の活性化を図るため、森林環境譲与税などを活用して林産業の構造改革の推進、路網整備、伐採、間伐、植樹などを計画的に実施する。	継続
4	市民、企業、行政のパートナーシップによる森づくり活動の推進	やまがた絆の森協定（公有林を利用した企業などによる森づくり）を締結している長根山の「おーばん琴の森」などを活用し、森林学習機会の充実を図る。	継続
5	環境教育、レクリエーション、憩いの場としての活用推進	「ブナ共生の森」などを活用し、森林学習や体験事業、さらにはレクリエーションなどの充実を図る。	継続
6	地域林業の担い手となる森林組合の体制強化	森林組合における森林プランナーの資格取得、林業従事者・後継者の育成などを支援する。	継続
7	合理的な作業体制の確立と地産地消の普及	林産業者の所得向上につなげるため、森林組合と連携して民有人工林の整備と地域産材利用拡大を図る。	継続
8	ナラ枯れ・松枯れなどの被害防止	森林環境譲与税ややまがた緑環境税などを活用し、ナラや松の枯損木伐倒処理、病虫害防除を推進する。	継続

1.2.2 地域に適した有害鳥獣被害防止

	取組	取組内容	方針
1	有害鳥獣被害防止対策の推進 (1.1.2再掲)	クマ類の生息域と人の生活圏を分ける緩衝帯の整備を推進する。 簡易電気柵の設置面積の拡大と適正管理の指導強化に取り組むとともに、被害防止に関する研修会を開催しながら、人材育成の視点を含めた地域ぐるみの活動を支援する。 人の生活圏にクマが出没した場合の関係機関との連携、情報収集、注意喚起などの危機管理体制を整備する。	拡充



分野 02

商工業・観光業の振興

5年間の 施策方針

- ◇ 人・モノ・情報が集まる拠点機能を活かして、商工観光の相乗効果を目指します。
- ◇ 市民、企業、行政が一体となって、持続可能な観光地域づくりと地域経済の活性化に取り組みます。

具体的な 方針

- 尾花沢インターチェンジに隣接する強みを活かし、福原工業団地への企業誘致を進めるほか、市内企業の連携による地域循環型共同受注体制の構築と技術力向上、市内での起業・創業の一貫支援を行い、市内企業の強靱化を進めます。
- 既存商店への事業支援、商店街活動の活性化、空き店舗の利活用、市民ニーズに応えるサービス開発を支援し、経営維持と地域消費の喚起につなげます。
- 徳良湖周辺の憩いの場と観光交流拠点としての機能強化を進めるとともに、銀山温泉をはじめとした地域資源の魅力向上に取り組むことを通じて、広域的な視点も踏まえた周遊ルートを確立します。
- 地域資源を活かした交流、体験型・着地型の観光コンテンツを磨き上げ、ターゲットに訴求した情報発信で誘客を進めます。

5年間の成果 (数値目標)

	成果 (数値目標)	基準 (R7)	▶ 目標 (R12)	説明
1	製造品出荷額等	310億円 (R6.3時点)	▶ 320億円	地域経済を牽引する企業の技術力向上と戦略経営セミナーによる人材育成を推進するとともに、市内企業の連携による地域循環型受注体制を構築することで製造品出荷額の拡大を目指す。
2	年間観光客入込数	160万人 (R7.3時点)	▶ 200万人	第1次持続可能な観光計画を元に、行政だけでなく、市民、観光関連事業者、観光関連団体等、多様な主体と連携し、選ばれる観光地、持続可能な観光地づくりの実現を目指す。

SDGsとの関連性



私たちができること

暮らしのそばにある魅力を探してみよう!!



02-1 商工業

2.1.1 企業同士の連携、中小企業の経営支援

	取組	取組内容	方針
1	戦略的経営の推進	関係団体と連携し、企業の持続的成長を支えるため、戦略経営の専門家による実践的なセミナーを開催し、経営力の強化を図る。	継続
2	企業間連携による高付加価値なものづくり地域の構築	市内企業の受注拡大と高付加価値サプライチェーンの構築を図るため、金属製品加工業やプラスチック製品製造業を中心とした小規模事業者の連携を支援し、地域内で循環する共同受注体制の構築に取り組む。	継続
3	地域産業の技術力・特産品の情報発信	商工会など関係団体と連携し、地域産業の魅力を発信するPRイベントを開催することで、地元企業の技術力や製品、特産品の認知度向上を図り、販路拡大や地域ブランド力の強化につなげる。	継続
4	企業活動の活性化、人材育成の支援	国や県と連携した各種支援制度を積極的に活用し、事業者が必要とする人材の育成・確保や技術力の向上、新製品開発、販路開拓を支援するとともに、従業員の資格取得を後押しすることで、企業としての価値を高め競争力の強化を図る。	継続
5	中小企業における経営の安定化	利子補給や保証料補給により、中小企業の資金調達負担を軽減し、経営の安定化と新たな投資活動や事業展開を後押しする。	継続

2.1.2 優良企業の誘致

	取組	取組内容	方針
1	福原工業団地への企業誘致の推進	工業団地内1区画の分譲を目指し、企業対策専門員を中心に県と連携しながら誘致活動を展開するとともに、福栄会との定期的な意見交換を通じて団地内の環境改善を推進する。	継続
2	企業が進出しやすい条件の整備	経済状況や社会情勢を踏まえながら、企業の投資活動を後押しするとともに、雪対策の支援を行い、企業の安定した事業活動を確保することで地域経済の持続的な発展につなげる。	継続

2.1.3 起業・創業の一貫支援

	取組	取組内容	方針
1	起業・創業から事業継続までの一貫的な支援の実施	創業支援事業について支援内容の充実を図り、起業・創業の相談から創業後の事業継続までを切れ目なく支援することで、地域における新たな企業の創出と定着を図る。	拡充

	取組	取組内容	方針
2	経営改善、後継者育成の支援	県や関係機関と連携し、商工事業者の経営力向上と後継者育成を支援するとともに、円滑な事業承継を推進し、地域産業の持続的な活力維持につなげる。	継続

2.1.4 お客様の目線に立った買物環境の整備

	取組	取組内容	方針
1	商店街協同組合への支援	商店街協同組合が実施する商店街の活性化や魅力向上につながる取り組みを支援する。	継続
2	個店への事業支援と空き店舗の活用	既存店舗の魅力向上を目的としたリニューアルと空き店舗を活用した出店を支援する。	継続
3	商店街の利便性向上に向けた地域独自サービスの展開	ポイントカードについて、アプリ化を進めるとともに、行政サービスでの活用にも取り組み、利用者にとって使いやすい環境を整えることで、加入者の拡大と商業の活性化を図る。	拡充
4	地域消費の促進	プレミアム付商品券の発行などにより、地元商店での消費を喚起し、商店街の利用促進と活性化を図る。	継続

02-2 観光業

2.2.1 徳良湖周辺・銀山温泉を核とした魅力づくりの推進

	取組	取組内容	方針
1	徳良湖周辺・銀山温泉の魅力向上	徳良湖周辺・銀山温泉の景観保全と交通環境・インフラ ^{**} の改善に取り組み、憩いの場や観光拠点としての機能強化と滞在価値の向上に努める。 「ワーク×観光」「教育×観光」など観光と他分野との融合を進め、滞在型観光地としての多面的な魅力を官民協働で高める。	見直し
2	持続可能な観光地域の基盤づくり	観光を軸に来訪者と地域住民の交流機会の創出とレスポンスブルーツーリズム ^{**} の取り組みなどを通じて、シビックプライド（市民としての誇りと愛着）の醸成と担い手の育成に取り組む。	見直し
3	多様な主体との連携強化	国、県、周辺自治体、民間団体、企業、地域などとの相互理解と連携を深め、それぞれの強みを生かした広域周遊観光を推進する。	見直し

2.2.2 来訪者の共感を得る観光プロモーションの推進

	取組	取組内容	方針
1	情報発信力と共感力の向上	国内外のターゲットに応じた効果的な観光情報の発信とともに、尾花沢の魅力への共感を自ら発信したくなるようなしなかけを検討する。	見直し
2	デジタルを活用したプロモーションの推進	デジタル技術と観光データの活用により、広域連携を通じた新たな価値と相乗効果を創出し、より効果的で効率的な観光プロモーションを推進する。	見直し

2.2.3 幅広い分野と連携した地域資源を生かす観光・交流の推進

	取組	取組内容	方針
1	体験・交流コンテンツの充実	尾花沢ならではのコンテンツ（雪、文化、文学、スポーツ、農業、四季など）を磨き、来訪者視点でテーマ性とストーリー性に富んだ観光・交流コンテンツを提供する。	見直し
2	多様な資源を組み合わせた相乗効果の発揮	親和性の高い要素を組み合わせた体験と交流を創造し、再訪や滞在時間の延長につなげる。	見直し

^{**} インフラ：「インフラストラクチャー」の略。一般的には経済活動や社会生活の基盤を形成する施設を表す。ここでは観光地の基盤を形成する施設を表す。

^{**} レスポンスブルーツーリズム：観光に携わる全ての人々が、その土地の環境や文化などに与える影響に責任を持つべきであるという考えのもと、より良い観光地をつくる動きのこと。特に、旅行者側に持続可能性を意識してもらうことを重視している。



分野 03

働き手の確保、雇用環境の充実

5年間の 施策方針

- ◇ 若者の定着とふるさと回帰につながる仕組みづくりに取り組みます。
- ◇ 誰もが働きやすい環境を創ります。

具体的な 方針

- 市内産業の情報提供とマッチングの充実、学校におけるキャリア教育の中で市内の産業を知る機会を拡充します。
- 企業の新規雇用を支援します。
- 多様な人材が働きやすい雇用環境に向けて、家族経営・企業経営を問わず、デーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の普及を図ります。

5年間の成果 (数値目標)

	成果 (数値目標)	基準 (R7)	▶ 目標 (R12)	説明
1	新規学卒者の市内企業への就職者数	21人 (R7.3時点)	▶ 24人	働き手を確保するため、小学生から大学生までを対象にした企業訪問や職業体験等によって地元企業の魅力を知る機会を推進し、新規学卒者の市内企業への就職者数の拡大を目指す。
2	やまがたスマイル企業認定企業	8社 (R7.10時点)	▶ 12社	働きやすい職場づくりを推進するため、ワーク・ライフ・バランス [*] や女性活躍を実践する企業を支援し、やまがたスマイル企業の認定企業の拡大を目指す。

SDGsとの関連性



私たちができること

市内企業について調べ、市内の産業を理解してみよう!!



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

* ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活を調和させることで、仕事と私生活の両方を充実させることで、相互に良い効果を生み出す考え方。

03-1 働き手の確保

3.1.1 市内産業の情報提供とマッチングの拡充

	取組	取組内容	方針
1	企業PRによる知名度の向上	市内企業が持つ優れた技術力や働きがいを広く伝えるため、学生だけでなく保護者にも積極的に情報発信を行い、企業の知名度向上と地元就職への関心醸成を図る。	継続
2	小学生から大学生までのキャリア教育の推進	小中学生から、高校・高専・大学生まで、各世代を対象とした職場体験学習・インターンシップの受け入れ、企業視察会の開催、少年少女発明クラブによる人材育成などにより、早い段階から市内企業の良さを知る機会を拡充し、市内就労を意識付ける。	拡充
3	雇用に関する相談支援の充実	職業紹介所を設置し、求人・求職のニーズ把握や相談支援を充実させるとともに、適切なマッチングを推進することで、市内企業の雇用確保と定住促進につなげる。	継続
4	企業の新規雇用の促進	市内企業の事業拡大を支援することで新規雇用を創出するとともに、新規立地を検討する企業に対し、工業団地の情報や補助制度を広く周知することで、企業誘致を促進し雇用の創出を図る。	継続
5	若者の地元就職促進	市内企業への就職を希望する新規卒業者に対し、就職準備等に関わる支援を行い、地元就職の促進を図る。	継続
6	多様な人材が活躍できる環境づくりを推進	人材の国際化が進む中で、多様な人材が活躍できる環境づくりを推進する。	新規
7	新規就農促進に向けた取り組みの拡充 (1.1.1再掲)	すいか農学校ホームページにより、情報発信に努める。また、県や教育機関と連携し、播種から収穫まで体験することを通じて農業の楽しさや儲かる農業の情報発信に努める。	見直し
8	特定地域づくり事業協同組合 ^{**} への支援	市外からの働き手を呼び込むとともに、市内から働き手が流出しないよう、安定した雇用の受け皿となる特定地域づくり事業協同組合に対して財政支援を行う。	新規

^{**} 特定地域づくり事業協同組合：地域人口が減少している地域において、様々な地域産業の担い手及び地域づくり人材を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行うもの。

03-2 雇用環境の充実

3.2.1 企業のディーセント・ワークの実現に向けた支援

	取組	取組内容	方針
1	企業の福利厚生の充実	企業が行う福利厚生施設の整備を支援し、職場環境の改善を図ることで、働きやすい環境づくりと人材の確保・定着を促進する。	継続
2	労働環境改善に向けた家庭、企業などへの情報発信	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法や育児・介護休業法など労働環境改善に向けた情報発信に努め、働き方改革を推進する。	継続
3	ワーク・ライフ・バランス実践企業への支援	企業に対し、国・県のワーク・ライフ・バランスの推進に関する認定制度の取得や、育児休業、介護休業などの取得促進を支援する。	継続

政策の柱 2

子育て・教育

～ふるさと愛を育むまち～

分野	課題
04 少子化対策・子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none">● 少子化対策は、出会い、出産、就労、住居の確保など幅広い支援により子育てにおける精神的不安や経済的負担を軽減することで、若者や子育て世代が産み育て、住み続けたいくなる手厚い支援が必要です。● 子育て支援は、共働き家庭の増加や女性就業率の向上などを背景に多様化・高度化するニーズへの対応が重要であり、親子の健康づくり、地域全体での支援、子育てと仕事の両立支援など、多くの分野が連携して子育て世帯を包括的にサポートすることが必要です。
05 学校教育・青少年健全育成の充実	<ul style="list-style-type: none">● 令和10年度の「尾花沢小学校」開校を目指し、計画的に建設事業を進めることが必要です。● 統廃合により小中学校がそれぞれ1校となり、各地域の自然や文化を学習する機会の減少が予測されるため、ふるさと愛を醸成する地域の特色ある体験学習の充実や自然文化の活用の充実を図ることが必要です。● 全国学力・学習状況調査やNRT*の結果から、基礎学力の低下が見られるため、学習支援員など児童生徒の個々に応じたきめ細かな学習支援が必要です。● 地域づくりの主役として活躍できる人材育成のため、青少年ボランティアの活性化やキャリア教育の推進など、学校、地域、企業が連携して推進していくことが必要です。
06 生涯学習・芸術・文化・スポーツの活性化、文化財の保全	<ul style="list-style-type: none">● 生涯学習は指導者育成と幅広い世代へ関心を高められる学習講座の充実が必要です。● 芸術、文化、スポーツは、後継者・指導者の確保や活動への関心を高めるため、芸術、文化に触れる機会の充実や生涯スポーツの普及など、学校や地域を通じて活動の気運を高め、地域の発展につなげる必要があります。● 文化財は、市民の関心を高めることや点在する文化財保護・活用のため伝統文化継承活動の活性化、体験型学習機会の創出、国指定史跡などの活用など、歴史と伝統の継承への一層の取り組みが必要です。

* NRT : Norm-Referenced Test の略。受験者個人の到達度ではなく、集団の中での相対的な位置づけを評価するテスト。他の受験者との比較を主目的とする評価方式。



分野 04

少子化対策・子育て支援の充実

5年間の 施策方針

◇「子育て日本一への挑戦」を目標に掲げ地域全体で子育てを応援します。

具体的な 方針

- 県の取り組みと連動させながら、若い世代の出会いの場から妊娠、出産、就労、定住、住まいまで総合的な支援を拡充します。
- こども家庭センターを中心に、全ての妊産婦、子育て家庭に対し必要に応じたきめ細かな支援に努め、精神的な不安を軽減します。
- 質の高い保育環境の構築、さらには子育てを応援する企業への支援を進め、地域全体が協力して子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

5年間の成果 (数値目標)

	成果 (数値目標)	基準 (R7)	目標 (R12)	説明
1	LaLaネットマッチングサポーター行動日数	256日 (R7.3時点)	▶ 300日	相談員2名を配置し、個別お見合い活動ややまがたハッピーサポートセンター等の広域的な取り組みと連携してマッチングサポーターの活動を支援する。
2	保育所待機児童数	0人 (R7.3時点)	▶ 0人	少子化に伴い就学前児童数の見込みは減少傾向ですが、子育て家庭をめぐる状況の変化に対応し、特に需要が増している3歳未満児の保育について、必要な保育体制を確保する。

SDGsとの関連性



私たちができること

登下校時などに挨拶し、地域
の子どもを見守ることを
心がけよう!!



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

04-1 少子化対策

4.1.1 若い世代の出会いの場、就労、定住・住まいの確保

	取組	取組内容	方針
1	出会いの場の拡充	やまがたハッピーサポートセンター事業やむらやま広域婚活事業を活用し、多くの出会いにつながるように支援していく。	見直し
2	婚活支援体制の強化	結婚観の変化に合った事業展開が必要。L a L a ネットでは結婚相談や仲介を継続しながら、出会いの可能性を高めるようなイベントを開催することで、結婚への機運醸成を図る。 また、やまがたハッピーサポートセンター事業の活用や各種団体との情報交換などに努め、結婚に結びつく機会を提供していく。	継続
3	新婚世帯の定住促進	新生活のスタートにあたり安定した暮らしを支援するため、結婚祝品の贈呈、住宅の取得・賃貸・引っ越し費用などを助成し、若い世代の定住を促進する。	継続
4	住まいなどの定住環境の整備	ふるさと暮らし応援事業の効果的な情報発信に努めるとともに、多様化する生活や世帯のニーズに応じた事業内容の充実を図る。	継続
5	雇用に関する相談支援の充実(3.1.1再掲)	職業紹介所を設置し、求人・求職のニーズ把握や相談支援を充実させるとともに、適切なマッチングを推進することで、市内企業の雇用確保と定住促進につなげる。	継続

04-2 子育て支援

4.2.1 母親と子どもの健康の保持・増進

	取組	取組内容	方針
1	妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の充実	安心・安全な出産を迎えるために妊婦健康診査を実施し、乳幼児健康診査、歯科健康診査、予防接種を実施し、子どもの健やかな成長を支援する。	拡充
2	安心して妊娠・出産ができる環境づくり	妊娠～出産期の相談支援、各種助成制度、妊婦のための給付金等により、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを目指す。	継続
3	こども家庭センターを中心とする連携強化	こども家庭センターを中心に関係機関の連携を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する。	見直し
4	子育て世帯の医療費の負担軽減	子育て家庭の経済的負担軽減と子どもの健全な発育、発達を支援するため、医療費の自己負担分を助成する。	継続

	取組	取組内容	方針
5	悩みを抱えた家庭の支援	複雑な問題や育児に困り感を抱えた世帯に、ペアレントサポート手法 [*] を用いた支援を実施する。	継続

4.2.2 地域における子育て支援の充実

	取組	取組内容	方針
1	子育て支援拠点の機能強化	地域子育て支援センター「ゆきごろうはうす」にて、未就学児の保護者同士が交流を図る場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援を行う。	見直し
2	市独自の保育の実践	「知育」「食育」「体育」「徳育」の4つの視点から体験型保育を実施することで、丈夫で豊かな人間性を持った子どもの育ちを支援する。	継続
3	質の高い多様な保育サービスの提供	多様化する子育てニーズに応えるため、保育サービスの充実を図るとともに質の高い保育を提供していく。	継続
4	放課後児童クラブの充実	子どもたちが安全・安心に生活できる体制を引き続き提供するとともに、利用を希望する児童全員が入所できるよう、環境づくりを推進する。	継続
5	子どもの学力定着の支援	学習支援ボランティアの協力を得ながら、要保護（生活保護）・準要保護（就学援助）及びひとり親世帯における児童の学習意欲を向上させ、将来の安定的な就業につなげる。	継続
6	出生祝品の贈呈	赤ちゃんの誕生をお祝いし、健やかな成長を願うため、出生届を提出した保護者に祝品を贈呈する。	継続

4.2.3 男女が互いに尊重し支え合う意識の醸成

	取組	取組内容	方針
1	ワーク・ライフ・バランス実践企業への支援 (3.2.1再掲)	企業に対し、国・県のワーク・ライフ・バランスの推進に関する認定制度の取得や、育児休業、介護休業などの取得促進を支援する。	継続

^{*}ペアレントサポート手法：子育てに前向きな気持ちで向き合える方法を学ぶプログラムや、家族が子どもとともに成長していく場を提供する家族支援の一つ。



分野 05

学校教育・青少年健全育成の充実

5年間の 施策方針

- ◇ 子どもたちの健やかな成長を育み、ふるさとを愛し、未来を切り拓く力を伸ばします。
- ◇ 全ての世代が学び合い、支え合う『生涯学習社会』の実現を通じ、地域を支える人づくりを推進します。

具体的な 方針

- 子どもたちの安心と豊かな成長を地域全体で支え、学校、家庭、地域との連携を深めながら、地域のもつ多様な資源を教育活動と学校運営に活かします。
- 一人一人の安全・安心で、自分らしく学ぶことのできる最適な教育環境を整備します。
- ウェルビーイング*の向上を目指し、地域活動との連携やキャリア教育を推進することで、地域で活躍できる人づくりを推進します。

5年間の成果 (数値目標)

	成果 (数値目標)	基準 (R7)	目標 (R12)	説明
1	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	児童:79.8% 生徒:74.7%	児童:84.0% 生徒:80.0%	教育委員会では、児童生徒の「夢・志教育」を推進しており、全国学力・学習状況調査(小学校6年生及び中学校3年生が調査対象)結果により達成度合いを計る。
2	地域や社会をよくするために何かしたいと思う児童生徒の割合	児童:90.5% 生徒:85.0%	児童:93.0% 生徒:88.0%	教育委員会では、郷土愛の育成に取り組んでおり、全国学力・学習状況調査(小学校6年生及び中学校3年生が調査対象)結果により達成度合いを計る。

SDGsとの関連性



私たちができること

地域と連携した学習活動に参加してみよう！！



*ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に、全てが満たされた良好な状態。

05-1 学校教育

5.1.1 本市独自の教育の展開

	取組	取組内容	方針
1	確かな学力の育成	学習支援員を配置し、児童生徒の個々の学習定着度に合ったきめ細かな指導を通じた学力向上を目指し、児童生徒の学校生活・学習全般について支援する。 教員業務支援員を配置し、教職員の負担軽減を図る。	拡充
2	「いのち」の教育の充実と豊かな心の育成	生きることの意味や支え合って生活することの尊さを学ぶ機会として講演会を計画的に開催し、「自分も他人も、かけがえのない存在である」ことを感じ取ることができる、道徳教育の充実を図る。	継続
3	心の問題に関する相談・指導の充実	教育相談専門員及び不登校対策支援員、さらには外部専門家、学校、家庭と連携を強化しながら、いじめ防止等の対策を組織的かつ総合的に推進する。また、学校生活に困難を抱えている児童生徒や長期欠席している児童生徒の状況に即した学習指導や教育相談を行う教育支援センター（スマイル・ホーム）の運営を充実する。	拡充
4	特別支援教育の充実、適切な就学相談・指導	障がいのある児童生徒一人一人に適切な指導及び支援を実施できるよう、各学校の実情に応じて特別支援教育支援員を配置するとともに、関係機関と連携し保育園・幼稚園を訪問して園児の状況把握に努め、適切な就学指導を実施する。	拡充
5	国際社会で求められる活用力・探究力の育成	Challenge English（英語力向上）、ALTの配置、各種検定の受検奨励などにより語学力の育成を図るとともに、異文化に対する知識を深めるため、ICT機器や新聞、学校図書を活用することで、課題・問題解決の力を養う。	見直し
6	ICT教育環境の充実	児童生徒用の端末やネットワークを適切に維持管理し、最適な教育環境を保つ。また、児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、ICT支援員を配置するとともに、指導力向上と学習の質を高めるため、教員研修や校内実践を実施する。	見直し
7	国際的視野を持つ人材の育成	外国語指導助手（ALT）とのかかわりを通じて、生きた英語に触れ、異文化や多様な考え方を知ることによって協働できる力を育成する。さらに、発達段階に応じた英会話でのコミュニケーション力の基礎を養う。	継続
8	基礎体力の向上と心身の健全育成	豊かな自然環境や地域に根差した運動・スポーツを通じて運動能力・体力を向上させるとともに、粘り強さを育む。早寝・早起き・朝ごはん運動を推進し、学習習慣や生活リズムの確立に努める。	見直し
9	地域特性を活かした食育の推進	地産地消給食、生産者を招いての交流給食、バイキング給食など、「食」の地域特性、「食」への感謝、バランスのよい食事などの理解と意識を高め、健全な食生活を実践できる力を育む。	継続

	取組	取組内容	方針
10	教職員の指導力向上に向けた支援	教育講演会の実施、小・中教職員間の授業参観、先進校視察など、教職員研修の充実を図り、専門職としての指導力の向上を図る。	継続
11	いじめ防止対策の充実	いじめ防止対策の推進に関する条例及びいじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を定期的に開催する。学校・家庭・教育委員会がそれぞれの責務において、いじめ防止に向けて取り組む。	継続
12	児童虐待防止対策の充実	関係機関（警察・児童相談所など）との連携を図りながら教育相談の充実に努めるとともに、必要に応じてケース会議を開催するなど、継続的な見守り体制を構築する。	継続

5.1.2 学校、家庭、地域の協力

	取組	取組内容	方針
1	学校経営の持続的な改善	教育委員会として各学校の取り組みや学校経営状況の評価・指導を継続的に実施する。令和10年度の小学校統合に向け、教育大綱基本目標に基づき学校のグランドデザインを検討していく。	継続
2	地域と連携する教育活動の推進	地域の特色を活かした体験学習の充実や自然文化の活用を拡充するとともに、地域で活躍する若手人材情報の「education-bank」を活用し、地域や企業との交流の場を創出する。令和10年度の小学校統合に向け、各地区公民館との連携の在り方を検討していく。	拡充
3	保護者などへの意識啓発	保護者などを対象に家庭と学校の協働体制をつくるため、学校教育目標について共有し、さらに家庭教育に関する学習機会や情報提供を社会教育団体と連携しながら行い、学校教育への理解と信頼を深める。	継続
4	登下校時の見守り活動の充実	「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全対策を講じるとともに、学校区ごとに登下校時の見守り隊を編成し、立哨活動を実施する。令和10年度の小学校統合に向け、スクールバス運行計画と地域の見守り体制を検討していく。	継続
5	休日部活動の地域展開	「尾花沢市学校部活動の地域連携・地域移行支援協議会」を設置し、休日の中学生のスポーツ、文化芸術活動の機会を確保するための各団体の体制整備を推進する。国で示した「改革実行期間（令和8年度から令和13年度）」に合わせ、平日・休日を含む活動の推進を図る。	継続

5.1.3 新しい教育環境の構築

	取組	取組内容	方針
1	「尾花沢小学校」の新設	市内5つの小学校を1校に統合し令和10年度の開校を目指すため、計画的に建設工事、備品購入等を進める。	見直し
2	児童生徒の通学対策の充実	遠距離通学者の安全安心な通学のため、スクールバスを運行する。	拡充

	取組	取組内容	方針
3	適正な教育環境の整備	多様な学習活動を保障するため、学校施設の老朽化などの状況に応じて計画的な施設整備や長寿命化対策を実施する。	継続

05-2 青少年健全育成

5.2.1 地域づくりの主役として活躍できる人づくりを推進

	取組	取組内容	方針
1	青少年のボランティア活動の活性化	中・高校生のボランティアの活動を支援する。	継続
2	青少年団体の活動の活性化	子ども会やスポーツ少年団などの意向を踏まえ、団体の活動を支援する。	継続
3	地域の防犯パトロール、見回り隊の活動などの推進	青少年育成市民会議を中心に関係機関・団体及び家庭・学校・地域などの連携により、青少年健全育成市民集会の開催やあいさつ運動、巡回活動などの見回り活動を実施する。	継続
4	地域の子どもは地域で育てる活動の活性化	子どもたちを対象に、地域資源及び地域人材を活用した地区独自の事業を各地区で開催する。統廃合による学区の広域化を踏まえ、地区単位の多様な活動を支援する。	継続

5.2.2 未来を担う人材の確保

	取組	取組内容	方針
1	企業PRによる知名度の向上 (3.1.1再掲)	市内企業が持つ優れた技術力や働きがいを広く伝えるため、学生だけでなく保護者にも積極的に情報発信を行い、企業の知名度向上と地元就職への関心醸成を図る。	継続
2	小学生から大学生までのキャリア教育の推進 (3.1.1再掲)	小中学生から、高校・高専・大学生まで、各世代を対象とした職場体験学習・インターンシップの受け入れ、企業視察会の開催、少年少女発明クラブによる人材育成などにより、早い段階から市内企業の良さを知る機会を拡充し、市内就労を意識付ける。	拡充
3	若者による地域活動の活性化とふるさと愛の醸成	中高生を対象とした「まちの未来を、まちぐるみで考える」キャリア教育を実践する。	継続
4	奨学金返還支援の充実	高校授業料無償化や県内公立学校在学者への返還不要の給付金の制度があるため、おもたか奨学金の必要性、新たな支援策を検討する。	見直し



分野 06

生涯学習・芸術・文化・スポーツの活性化、文化財の保全

5年間の 施策方針

- ◇ 市民主体の「生涯を通じた学び」を応援します。
- ◇ 全ての活動において情報発信の充実を図ります。

具体的な 方針

- 魅力ある生涯学習講座・教室の充実をはかり、多様な手法を用いて、世代や関心などに応じた生涯学習情報を提供します。
- 芸術文化協会と生涯学習団体の活動を支援しながら、共同での芸術文化振興に向けた取り組みを行います。
- 「スポーツ推進計画」前期計画の事業評価に基づき必要な見直しを行った上で、生涯スポーツの普及や、文化・スポーツ合宿を誘致して関係人口を増やすなど、スポーツの力を地域の活性化につなげます。

5年間の成果 (数値目標)

	成果 (数値目標)	基準 (R7)	▶ 目標 (R12)	説明
1	生涯学習団体数	41団体 (R7.3時点)	▶ 43団体	生涯学習登録団体の支援を通じて、市民の生涯学習活動の活性化と活動拠点の分館等(集落公民館)の整備支援に取り組む。
2	芸術文化活動の発表、鑑賞機会の提供	2回 (R7.3時点)	▶ 2回	市民文化祭を開催し、芸術文化活動の輪を広げていく。
3	社会体育施設利用者数(市民体育館、サルナートアリーナ)	57,743人 (R7.3時点)	▶ 60,000人	スポーツ推進計画後期計画(R9~13)「スポーツ環境の整備と地域活性化の推進(地域づくり)」における目標値。前期計画(R4~8)の目標値40,000人を既に達成しているため、R8中間見直しにおいて目標値を上乗せする。
4	芭蕉、清風歴史資料館来館者数	3,646人 (R7.3時点)	▶ 5,000人	鈴木清風と「芭蕉10泊のまち」を活かした展示資料の充実を図るとともに、特別展示事業などを展開しながら、国内外への情報発信を強化する。

SDGsとの関連性



私たちができること

地域の伝統をつなぐため、
地域のお祭りなどに参加して
みよう！！



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

06-1 生涯学習

6.1.1 生涯学習講座・教室の充実

	取組	取組内容	方針
1	世代を超えた学びの充実	魅力ある生涯学習講座・教室の充実を図り、多様な手法を用いて、世代や関心などに応じた生涯学習情報を提供する。	見直し
2	生涯学習の自主グループ活動の活性化	生涯学習登録団体の運営や活動、さらには団体の立ち上げなどを支援する。	継続
3	地域に即した分館活動の活性化	各地区の分館（集落公民館）の活動や施設の老朽化に対する支援を行いながら、地域主体の生涯学習拠点施設としての充実を図る。	継続
4	生涯学習を通じた地域リーダーの育成と地域の人材活用	活動の場の広がりやリーダーの発掘、さらには自主活動につながるよう、地域の人材を活用した公民館事業の充実を図る。	継続
5	図書館の利用促進	蔵書の充実、レファレンスサービス**の向上、北村山地区の図書館ネットワークの維持、計画的な設備の整備を推進する。図書館関係ボランティアの育成及び協力体制の強化に努め、幼少期から本に触れ合う機会の充実を図る。 図書館の利用者層の拡大のため、リニューアル検討委員会によるリノベーションを検討する。	拡充

**レファレンスサービス：図書館において所蔵資料やそのほかのさまざまな情報を利用して利用者の調査をサポートする調査相談業務。

06-2 芸術・文化、スポーツ

6.2.1 芸術・文化活動の推進

	取組	取組内容	方針
1	芸術・文化に触れる機会の充実	芸術文化協会の協力を得ながら、市民の参画・協働のもと、市民文化祭や音楽発表会などを開催し、芸術・文化活動の発表や鑑賞の機会を提供する。	継続
2	子どもたちの芸術・文化活動の推進	学校や芸術文化協会、地域の協力を得ながら、絵画、書道、音楽等の放課後子ども教室における芸術・文化活動の充実を図る。	継続

6.2.2 スポーツ活動の推進

	取組	取組内容	方針
1	生涯スポーツの普及	「スポーツ推進計画」の中間見直しを行い、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを一層推進する。	見直し
2	市民スポーツ活動の活発化	スポーツ協会やスポーツ推進委員を通じてスポーツ団体を支援するとともに、学校や生涯学習活動を通じて、市民のスポーツ活動の気運を高める。	継続
3	文化・スポーツ合宿の誘致	文化・スポーツ合宿で市内施設を使用する場合、宿泊費に対して助成し、関係人口の増加と地域の活性化を図る。	継続
4	スポーツ拠点機能の充実	文化体育施設、尾花沢市運動公園、生涯スポーツ交流センターなどの各施設について、施設の適切な管理運営に努める。時代の変化に対応しながら、市民のニーズを的確に把握し、誰もが気軽に利用できる環境を整備する。	継続
5	指導者の確保・育成	スポーツ推進委員やスポーツ少年団の指導者、さらには部活動支援員の確保に努めるとともに、指導力向上のための研修会などを開催する。	継続
6	競技スポーツの振興	市民や児童・生徒の競技力の向上とアスリートの育成強化を支援する。	継続
7	ウィンタースポーツの充実	スキー競技人口の減少を踏まえ、スキーを主体としたウィンタースポーツ振興を図る。	見直し

06-3 文化財

6.3.1 文化財や伝統文化への関心の強化

	取組	取組内容	方針
1	おばなざわ花笠まつりの活性化	おばなざわ花笠まつりを通じて、花笠音頭や花笠踊りに触れることで、伝統文化への関心を高める。	継続
2	地域の自主的な活動の活性化	地域の伝統文化や風習など、未来へ伝え続けるための地域での活動を支援する。	継続

6.3.2 文化遺産の保存・活用・継承

	取組	取組内容	方針
1	国指定史跡の保護、保存整備、文化財の活用	国指定史跡延沢銀山遺跡の保存活用計画を策定し、史跡の保護、保存、整備、活用を推進する。	見直し
2	有形無形文化財の周知保存整備、伝統継承	養泉寺や尾花沢代官所跡などの案内板を整備するとともに、日本遺産認定の文化財の周知を図り、適切な保護と保存に努める。指導者の育成を図りながら、尾花沢雅楽や尾花沢まつりばやし、伝統おどりなどを継承する。	継続
3	山刀伐峠の歴史の道の活用	歴史の道の整備を継続し、「芭蕉十泊のまち」を活かした誘客を図る。	継続
4	芭蕉、清風歴史資料館の充実	鈴木清風と「芭蕉十泊のまち」を活かした展示資料の充実を図るとともに、特別展示事業などを展開しながら、国内外への情報発信を強化する。	継続
5	郷土への関心と愛着の向上	学校や公民館の講座などにおいて、郷土の歴史や文化財について肌で感じる体験型の学習機会を創出する。	継続
6	花笠踊りの歴史継承	花笠踊りの継承に取り組む団体の活動を支援する。	見直し

健康・医療・福祉

～健康長寿と絆のまち～

分野	課題
<p>07 健康づくり・ 医療の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりは、保健事業と介護予防の一体的な取り組みや市民主体の健康づくり活動を促進し、健康寿命の延伸を図ることが必要です。 ● 医療費の適正化は、健(検)診の受診促進により疾病の早期発見や重症化予防に取り組むことが必要です。 ● 地域医療の充実は、医療機関同士の連携を強化することにより、市民の医療ニーズに応えられる持続可能な医療体制の構築が必要です。
<p>08 地域福祉・ 支え合いの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉は、複合的な要因による対応困難ケースの増加や高齢化や過疎化による地域コミュニティの希薄化が問題であり、共助の仕組みづくり、除雪ボランティアの充実など、支え合う地域共生社会に向けた支援体制の充実が必要です。 ● 高齢者・障がい者施策は、高齢化率の上昇に伴い多様化する福祉ニーズへの対応、地域生活を支える体制の構築が求められており、地域包括ケアシステムの推進、孤立防止など、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが必要です。



分野 07

健康づくり・医療の充実

5年間の 施策方針

◇ 市民自身の健康づくりと、地域医療の充実を図り健康寿命の延伸を目指します。

具体的な 方針

- 正しい生活習慣の定着と健康診査・保健指導、感染症予防を進め、市民主体の健康づくりと本市の疾病特性に適した効果的な健康増進対策を推進します。
- 先進的な診療所運営を研究し、生涯にわたって安心して暮らすことができる医療体制を構築します。

5年間の成果 (数値目標)

	成果（数値目標）	基準（R7）	目標（R12）	説明
1	健康寿命の延伸	男性80.2年 女性82.1年 (R7.3時点)	延伸	健康寿命＝平均自立期間。健康おばね21にて、健康寿命の延伸(日常生活動作が自立している期間の平均を伸ばす)としており、基準値を男性80.8年(R5)、女性83.1年(R5)と定め、18年度までにそれぞれ延伸することを目標にしている。これに基づき後期基本計画の健康づくり数値目標を「健康寿命の延伸」とする。
2	持続可能な地域医療体制の構築	構築	構築 (継続)	後期基本計画修正案では、市医師会、歯科医師会、市内医療機関に加え、北村山地区医師会や北村山地域の基幹病院である北村山公立病院との連携を強化し、市民の医療ニーズに応えられる持続可能な医療体制の構築を目指すことと修正していることから、その構築と維持を目標とする。

SDGsとの関連性



私たちができること

適度に運動し、健康診断を受診しよう!!



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

07-1 健康づくり

7.1.1 市民主体の健康づくり、生活習慣病等予防対策の普及

	取組	取組内容	方針
1	市民主体の健康づくり活動の定着	関係団体と連携し、生涯元気づくりポイント事業の新たな方法を検討するとともに、健康づくり事業（健康フェスタ、健康講座、健康関連事業）の充実を図り、健康づくり活動の定着を目指す。	拡充
2	関係団体と連携した健康づくり活動の推進	市医師会・歯科医師会をはじめ、より多くの団体と連携を強化し、地域に根差した保健活動の展開や、事業の拡大を図る。	継続
3	地域や家庭に根差した食育の展開	心と体が元気になる食育の実践を市民に働きかけるため、食生活改善推進協議会や関係機関と連携しながら、食によるコミュニケーションを通じた地域に根差した減塩活動などの食育の展開とともに、郷土食を含めた市民向け料理講習等の充実を図る。	継続
4	歯と口腔の健康づくりの普及・啓発	乳幼児の歯科健診、フッ素塗布、20歳から70歳までの歯周病健診など、全年齢を通じた切れ目ない歯科保健活動を実施し、市民一人一人の歯と口腔の健康を守る。	継続
5	喫煙防止の普及・啓発	喫煙が及ぼす健康被害の情報提供に努めるとともに、受動喫煙防止法の周知を行い、望まない受動喫煙をなくするための啓発活動に努める。	継続
6	適正飲酒の普及・啓発	飲酒による健康被害の情報提供を行うとともに、健康的な飲酒習慣の促進と、適正飲酒の啓発に努める。	継続
7	地域で支える心の健康づくりの推進	心の健康について正しく理解し適切な対処ができるよう、情報提供や保健指導、さらには関係団体と連携した講演会などを開催するとともに、「尾花沢市自殺対策計画」に基づき、ゲートキーパー [*] の育成や相談体制の充実などの早期対応するための環境を構築し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指す。	継続

7.1.2 医療の適正化

	取組	取組内容	方針
1	各種健康診査・検診の受診促進	健康寿命の延伸と各種健（検）診の受診促進に向けて、効果的な受診勧奨や、健（検）診体制を構築し、疾病の早期発見、重症化予防につなげる。	継続
2	一人一人の状況に応じた保健指導の実施	疾病予防のための情報提供や精密検査未受診者への受診勧奨、さらには重複頻回受診者等への保健指導により、適正受診、適正服薬を促進し、医療費の適正化に努める。	継続

^{**} ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人。

7.1.3 感染症予防の推進

	取組	取組内容	方針
1	感染症予防体制の充実	感染症の発生及び緊急事態に備え、国・県と連携、情報共有に努めながら、市内医師会などと連携を密にし、最新の感染症予防体制の維持に努める。	継続
2	感染症に関する正しい知識の普及	関係機関と連携し、迅速な情報提供や保健指導を実施するとともに、市民一人一人が感染症に関する適切な対応が取れるよう、正しい知識の普及に努める。	継続
3	各種予防接種事業の充実	予防接種の種類や費用助成制度など、必要な方に必要な情報が届くよう、関係機関と連携しながら、効果的な接種勧奨に努める。	継続

7.1.4 高齢者の社会参加促進

	取組	取組内容	方針
1	高齢者の移動手段の確保	マイナンバーカードを活用し、高齢者おもしろ（電子）タクシー券を交付する。	継続
2	地域の実情に合った公共交通体系の構築	デジタル技術の活用を図りながら、より最適で誰もが利用しやすくなる地域公共交通の実現を図り、安心して出かけられる、住み続けられる持続可能な地域社会の実現を図る。	拡充
3	高齢期のレクリエーション機会の充実	尾花沢市生涯元気づくりポイント事業と連携しながら、グラウンドゴルフ大会や輪投げ大会など、各種団体の活動を支援する。	継続

7.1.5 保健事業と介護予防の一体的な取組み

	取組	取組内容	方針
1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	フレイル対策 ^{**} 、疾病予防、重症化予防をはじめとした健康教育や健康相談などの高齢者の保健事業と、介護予防を一体的に実施することで、健康寿命の延伸を目指す。	継続

07-2 医療

7.2.1 地域医療体制の充実

	取組	取組内容	方針
1	持続可能な地域医療体制の構築	地域医療の一翼を担う中央診療所について、医療機能の向上と経営基盤を強化するとともに、常勤医師の確保に向け引き続き働きかけを行う。 市医師会・歯科医師会に加え、北村山地区医師会や北村山地域の基幹病院である北村山公立病院との連携を強化し、市民の医療ニーズに応えられる持続可能な医療体制の構築を目指す。	継続

^{**} **フレイル対策**：「フレイル」とは、加齢により心身の活力（運動機能や認知機能など）が衰えた状態のことで健康な状態と要介護状態の間を意味する。フレイルに早く気づき、正しく治療や予防をすることで状態を回復させることが重要となる。



分野 08

地域福祉・支え合いの充実

5年間の
施策方針

◇ 福祉ネットワーク(福祉隣組)と地域包括ケアシステムを推進し、お互いの支え合いを強め、生きがいづくりを応援する環境づくりを進めます。

具体的な
方針

- 福祉ニーズの多様化・複合化を踏まえ、地域の中で互いに支え合いながら「自分らしく生きる」ことを目指して、福祉ネットワーク(福祉隣組)に参加する協力員などの増員に取り組むとともに、地域や関係機関との連携を強化します。
- ノーマライゼーション*の理念のもと、保健・医療・福祉・介護・教育などと連携し、在宅でも施設でも、迅速かつ適切なサービスと支援を提供できる体制を強化します。
- 高齢者の孤立化を防ぐため、居場所づくりや生きがいづくりの充実を図ります。

5年間の成果
(数値目標)

	成果(数値目標)	基準(R7)	目標(R12)	説明
1	ふれあいいきいきサロン「なかよしお茶のみ会」の参加総数	2,213人 (R7.3時点)	▶ 2,500人	自治会等の単位で集まった地域住民を実施主体として開催されている「なかよしお茶のみ会」への参加を促すことで、高齢者等の居場所づくりや地域の見守り、支え合いの強化を図る。
2	地域福祉協力員数	27人 (R7.3時点)	▶ 37人	福祉ネットワーク(福祉隣組)事業は、本市社協独自の取り組みであり、この事業を通して高齢者等の見守りや支えあいの効果が更に高まるものと考えられる。

SDGsとの関連性



私たちができること

他人事にならず、困っている人に声をかけてみよう!!



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

* ノーマライゼーション：病気や障がいなどで社会的なハンディキャップのある人もそうでない人も、誰もが同じように暮らす社会が当たり前であるという考え方。

08-1 地域福祉

8.1.1 福祉ネットワーク(福祉隣組)を中心とした支え合いの地域福祉と福祉サービスの充実

	取組	取組内容	方針
1	福祉ネットワーク(福祉隣組)の充実	公的な福祉サービスに加え、地域住民で支え合える仕組みづくりとして、地域でのネットワークを強化するため福祉協力員の増員を図る。	継続
2	地域コミュニティの育成	地域に集う全ての人々が支え合いながら、役割を持ち、自分らしく活躍できる地域づくりを支援する。	継続
3	福祉教育の推進	学校教育や公民館事業など様々な場を通じて、障がいや病気に関する正しい知識、地域共生社会への理解を深める。	継続
4	市民の意識の醸成	地域住民が主体的に動けるよう、ボランティア活動や住民同士の助け合い(互助)を活発化させ、地域で支え合う協力体制を築くことで、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指す。	継続
5	共助の仕組みづくりの推進	地域福祉ネットワーク(福祉隣組)や除雪ボランティアセンターなどについて、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを中心に充実を図る。	継続
6	地域福祉の普及・定着	地域福祉の指針である「尾花沢市地域福祉計画」に基づき、地域、関係機関、行政などが一体となって取り組みを推進する。	継続
7	関係機関との連携による自立支援の推進	生活困窮者自立支援法に基づく生活自立支援センターを中心に関係機関と連携することで、訪問相談や就労支援を強化する。	継続
8	関係団体の活動の活性化	民生委員・児童委員や社会福祉協議会、各種関係団体などの活動及び運営を支援する。	継続
9	多様な人財・組織による地域福祉活動の拡大	福祉活動専門員や地域福祉コーディネーターの確保、福祉ボランティアの育成、NPO(民間非営利活動)の組織化などについて、社会福祉協議会と連携し支援する。	継続
10	相談しやすい環境づくり	市公式ホームページや市報などで、必要な人に必要な情報が届くよう周知に努めるとともに、相談体制の充実を図る。	継続

08-2 高齢者・障がい者施策

8.2.1 地域の暮らしを見守り、支える仕組みづくり

	取組	取組内容	方針
1	高齢者の自立生活を支える地域包括ケアシステムの推進	地域包括支援センターが高齢者支援拠点としての役割を円滑に果たせるよう、運営協議会において評価と適切な運営を行うとともに、地域資源の活用、関係機関との一層の連携を推進する。	継続
2	地区における避難行動要支援者支援体制の強化	避難行動要支援者の避難支援台帳への登録を民生委員や区長などを通じて呼びかけながら、民生委員や区長、さらには自主防災組織との連携を強化する。	継続
3	日常の緊急事態に備えた支援体制の確保	緊急通報システムを高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯などに設置し、日常生活の緊急事態の早期発見に努める。	継続
4	高齢者の生活の質の確保	生活援助員の派遣や配食サービスをはじめとした福祉サービスのニーズを的確に把握し、充実を図る。地元商店街と連携した宅配サービスの充実に努め、買物困難者の解消を図る。	継続
5	高齢者の移動手手段の確保 (7.1.4再掲)	マイナンバーカードを活用し、高齢者おもしろ（電子）タクシー券を交付する。	継続
6	介護予防・介護サービスの計画的な実施	要支援・要介護認定者などの状況やニーズを継続的かつ的確に把握し、サービス事業者と連携し、介護予防事業の充実と介護サービス提供体制の確保を図る。	継続
7	家族介護の支援	家族介護者の身体的、精神的な負担を軽減するため、家族介護教室の開催やレスパイト（一時的に休息を取れるような支援）に取り組む。	継続
8	高齢者の人権の尊重	社会福祉協議会と連携しながら、成年後見制度の周知や成年後見センター設置などによる体制強化に努め、認知症などで判断能力が低下した市民の人権を守る。地域包括支援センターを中心に関係機関と連携して高齢者虐待の防止と早期対応に努める。	継続
9	障がい、ひきこもり、うつなどの問題を抱える人の社会復帰の支援	自立支援協議会等の関係機関と連携し、本人の意向に沿った就労移行及び就労継続サービス提供体制の確保など、福祉施設から一般就労への移行を支援する。	継続
10	相談しやすい環境づくり (8.1.1再掲)	市公式ホームページや市報などで、必要な人に必要な情報が届くよう周知に努めるとともに、相談体制の充実を図る。	継続
11	障がい者などの積極的な社会参加の促進	関係団体の運営支援を行いながら、ノーマライゼーションの実現を目指し、施設利用や団体活動における合理的配慮の普及を推進する。	継続
12	障害者差別解消法の周知	市報、各種パンフレット、市公式ホームページなどを活用し、「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の理念に基づいた啓発活動を推進する。	継続

	取組	取組内容	方針
13	障がい福祉サービスの提供体制の確保	自立支援協議会と連携しながら、障がい者の状況やニーズを継続的かつ的確に把握し、サービスの提供体制を確保するとともに、関係機関と連携し障がい者の自立した生活を支援する。	継続
14	障がいの早期発見、早期療育の推進	こども家庭センターが中心となって、保健・福祉・教育の関係機関との連携を強化しながら、保健師等の専門職の知識向上を図るとともに、乳幼児健診における相談支援を充実させる。	見直し
15	障がい児保育・特別支援教育の充実	こども家庭センターが中心となって、保健・福祉・教育の関係機関との連携を強化しながら、各施設への巡回相談を通し、障がいに関する理解促進や特別支援教育を充実させる。	見直し

8.2.2 生きがいの環境づくり

	取組	取組内容	方針
1	個人の経験・知識・技能を活かした地域福祉の担い手の確保	民生委員・主任児童委員や人権擁護委員について、人生経験豊かな市民から就任いただけるよう、働きかけを強化する。	継続
2	多様な能力を活かす就業・活動の促進	独自事業を展開するシルバー人材センターの活動と運営を支援し、高齢者の就業機会の確保に努める。	継続
3	市民同士が気軽に集う身近な居場所づくり	誰もが集える居場所づくりに向け、社会福祉協議会とも連携しながら、「ふれあいいきいきサロンなかよしお茶のみ会」の事業を継続し、支援内容の拡充を図る。	拡充
4	高齢期のレクリエーション機会の充実(7.1.4再掲)	尾花沢市生涯元気づくりポイント事業と連携しながら、グラウンドゴルフ大会や輪投げ大会など、各種団体の活動を支援する。	継続

都市基盤・住環境

～暮らしやすく住み続けられるまち～

分野	課題
<p>09 都市形成の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 住みやすさと安全・安心を両立させたまちづくりを進めるため、庁内の連携を強化していく必要があります。 ● 高齢社会に備えて「雪や災害に強い」「コンパクト」な市街地整備が重要であり、将来のまちの姿を見据え、効果的な土地の利活用と計画的な拠点整備を進める必要があります。 ● 交通環境は、ミッシングリンク(道路網における未整備区間)の解消に向けた要望活動の継続やデジタル技術を活用した公共交通の効果的な運用など、社会基盤の計画的な整備と更新を進める必要があります。
<p>10 住環境・雪対策の充実、上下水道等整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 増え続ける空き家に対して、空き家バンク等を活用した再利用や管理不全空き家への迅速かつ適切な対応が必要です。 ● 除雪作業について、デジタルや最新技術を活用した効率的な道路除雪を推進するとともに、家庭での安全な除雪作業の啓発や各種補助事業の効果的な活用を促す必要があります。
<p>11 安全な地域づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災力を強化するため、減少している消防団員の確保と老朽化している防災設備の効果的な更新、大規模な災害が発生した場合の備え、緊急時の庁内外の組織体制を強固なものにしていく必要があります。 ● 高齢者の交通事故や消費生活に係る詐欺被害の全国的な増加傾向に対応するため、交通安全や犯罪に関する意識啓発と相談機能の強化が必要です。
<p>12 資源循環型社会の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 尾花沢市環境基本計画に基づき、脱炭素社会(ゼロカーボンシティ)を推進するとともに、市民一人一人の環境にやさしいライフスタイルへの転換が必要です。 ● 老朽化しているごみ処理関連施設の整備とごみ排出量を減らすなどの3R*(スリーアール)の実践が必要です。

** 3R : Reduce(抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用)を進めることで、資源循環型社会の構築を目指す取り組み。



分野 09

都市形成の推進

5年間の 施策方針

◇ 都市計画マスタープラン・立地適正化計画を適切な時期に更新していきます。

具体的な 方針

- 「雪に強い」、「賑わい」、「コンパクト・プラス・ネットワーク*」、「防災」、「環境共生」などをキーワードとする社会インフラの整備方針を早期に定め、適正な土地利用と人が集まる拠点づくりを推進します。

5年間の成果 (数値目標)

	成果（数値目標）	基準（R7）	目標（R12）	説明
1	都市計画区域内における空き家除却件数	11件 (R7.3時点)	40件	地域の安全・安心を確保し生活環境の向上を図るため、老朽化して危険な住宅の解体・撤去について促進する。
2	交通空白地区数	3地区 (R7.3時点)	0地区	交通空白の3地区(荻袋開拓、大海平、西野々)を解消することにより、交通の利便性を向上する。

SDGsとの関連性



私たちができること

地域の美化活動に
参加してみよう！！



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

* コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少・高齢化が進む中、地域活力の維持と生活機能の確保を図る環境に向けて、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくり(コンパクト+ネットワーク)を進める考え方。

09-1 土地利用・市街地整備

9.1.1 適正な土地利用

	取組	取組内容	方針
1	賑わいのあるコンパクトな市街地整備の推進	「第2次都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」に基づき、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に沿った商店街再生のほか、多様な都市機能拠点の充実を図りつつ、自然や農業基盤を可能な限り損なわない持続可能な市街地整備を推進する。	拡充
2	自然と暮らしが調和する土地利用方針の策定	「土地利用計画」に基づき、取り組みを推進する。	継続
3	地域特性に応じた土地利用の推進	発展と暮らしを支える基盤整備を進める指針である「農業振興地域整備計画」に基づき、取り組みを推進する。	継続
4	土地に関する基本情報の更新と活用	地籍調査について、新規調査を計画的に実施するとともに、土地情報システム（GIS ^{**} ）を各分野で活用する。 令和11年度中に「第8次十箇年計画」を策定し、取り組みを継続する。	見直し
5	快適で安全な市街地の構築	歩行空間のバリアフリー化や景観の保全、防災機能の向上、豪雪への対応などに留意した整備を総合的に推進する。	継続

9.1.2 拠点整備の推進

	取組	取組内容	方針
1	市民、企業、行政の連携による拠点整備の推進	市民との対話を大切にしながら「第2次都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」の見直しを行いながら、将来に向けて「雪に強いまちづくり」と「コンパクトなまちづくり」を基本とする市街地形成を推進する。	拡充
2	統合小学校整備と学校教育拠点の充実	令和10年4月の開校までに建築工事、外構工事、グラウンド工事を完了させるとともに、校内ネットワーク環境の構築や必要な備品や教材等についても新規購入・既存校からの移転等を整理しながら、漏れのないように手配を進めていく。 また、新たな設備や調理室厨房機械の操作法など、教職員向けのレクチャーやトレーニングを行う。	見直し
3	土地利用における実効性の確保	暮らしの利便性向上と環境との共生を両立するため、土地利用の規制と誘導に向けて一体的に取り組むとともに、良好な住宅地形成に向けて用途地域の変更について検討する。	継続

** 土地情報システム(GIS)：コンピュータ上で様々な地理空間情報を重ね合わせて表示するためのシステム。

	取組	取組内容	方針
4	道の駅リニューアルの推進	令和4年10月に東北中央自動車道（東根北～大石田村山間）が開通し、大幅に交通量が増加したことを受け、既存道の駅の観光機能と防災拠点機能を強化する。	継続

09-2 交通

9.2.1 道路網のネットワーク化と災害に強い道路施設等の整備

	取組	取組内容	方針
1	国・県道の改良整備の促進	国及び県の関係機関に対し、関連団体と連携して積極的な要望活動を実施する。	継続
2	幹線市道及び橋梁の計画的な改良整備の実施	パトロールや定期点検による補修箇所の把握に努め、計画的な整備や補修を推進する。	継続
3	安全で良好な街路環境の形成	街路樹の適正な維持管理と市道交差点部の街路灯LED化について、地区の意向も踏まえながら迅速に対応する。	継続
4	地域の意見を取り入れた道路整備の実施	災害時の対応やバリアフリー化、さらには沿道環境・景観の保全などに配慮しながら、周辺住民の意向も踏まえ道路を整備する。	継続
5	集落内・集落間の市道及び生活道路の計画的な改良整備の実施	地区の要望なども踏まえ、計画的かつ迅速な改良整備に努める。	継続

9.2.2 ミッシングリンクの早期解消

	取組	取組内容	方針
1	国道347号整備の促進	24時間通年通行に向けて、安全対策体制づくり、さらには危険箇所の解消（バイパス化、狭隘箇所の局部改良など）を実現するため、国及び県に対する要望活動を強化する。	継続

9.2.3 尾花沢インターチェンジ周辺整備

	取組	取組内容	方針
1	道路ネットワークを活用した新拠点整備	観光や地域産業の振興及び防災機能の強化を図るため、東北自動車道、国道13号及び国道347号も含めた道路ネットワークを活用した新拠点の整備について検討する。	継続

9.2.4 新たな公共交通ネットワークの構築

	取組	取組内容	方針
1	地域の実情に合った公共交通体系の構築 (7.1.4再掲)	デジタル技術の活用を図りながら、より最適で誰もが利用しやすくなる地域公共交通の実現を図り、安心して出かけられる、住み続けられる持続可能な地域社会の実現を図る。	拡充

	取組	取組内容	方針
2	山形空港と本市を結ぶ交通機関の利用促進	交流人口の増加やおいしい山形空港からの交通手段を確保するため、山形空港と銀山温泉や市街地を結ぶ二次交通の運行継続と利便性向上を推進する。	継続
3	山形新幹線、JR奥羽本線の利便性向上の促進	福島～米沢間のトンネル整備の早期事業化に向け、トンネル整備による効果を最大限に高めるため沿線活性化を図る。	見直し



分野 10

住環境・雪対策の充実、上下水道等整備の推進

5年間の
施策方針

◇ 克雪対策と住環境の充実を図ります。

具体的な
方針

- ライフステージに合わせた宅地取得や住宅リフォームの支援、新たな住宅の供給、公園緑地の交流・防災機能の向上を図り、暮らしやすさを創造します。
- 若い世代の定住支援を拡充するとともに、新たな住宅地の形成を検討します。
- 空き家の実態調査を行い、適切な管理と活用促進に向けた取り組み強化を図ります。
- 地域の意向を踏まえながら、除雪体制の強化や流雪溝の整備など克雪対策の充実を図ります。
- 施設の計画的な更新と健全な事業運営に努め、安全安心な水の安定供給と水質維持を図り、快適な住環境の向上を図ります。

5年間の成果
(数値目標)

	成果 (数値目標)	基準 (R7)	▶ 目標 (R12)	説明
1	特定空家等の解消数	0件 (R7.3時点)	▶ 5件	景観悪化、防災・衛生・近隣住民への影響などのリスクが高まっている空き家の対策として、「空家等の推進に関する特別措置法」及び国による補助制度を用いながら住環境の整備を行う。
2	地域一斉除排雪実施集落数	2地区 (R7.3時点)	▶ 3地区	流雪溝がない地域で雪押し場の確保が難しい地域や雪押し場の面積が小さく何度も排雪を行わなければならない場所において、地域で一斉に排雪を実施することで、効率的な排雪を行うことができるため実施集落の参加を推進する。
3	公共下水道整備面積	203ha (R7.3時点)	▶ 241ha	公共下水道を利用できる面積

SDGsとの関連性



私たちができること

自分たちで地域を守ろう！



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

10-1 住環境

10.1.1 快適な暮らしに向けた住環境の形成

	取組	取組内容	方針
1	住まいなどの定住環境の整備	ふるさと暮らし応援事業の効果的な情報発信に努めるとともに、多様化する生活や世帯のニーズに合った事業内容の充実を図る。	継続
2	ライフステージに相応しい居住環境の向上	三世帯同居、移住、新婚、子育て世帯の定住促進及び空き家の活用などにつながるよう、住宅リフォーム支援事業の継続的な利用の促進を図る。	継続
3	宅地取得や新築・建て替えの総合的な支援の推進	長期的な安定した暮らしを支援するため、制度の見直しを行いながら、ニーズに応じた事業内容の充実を図る。	継続
4	雪に強い住まいづくりの普及	雪国での快適で安心安全な生活環境づくりのため、克雪住宅建設や消融雪装置などの導入に対して支援する。	継続
5	地域特性に応じた公共空間としての多機能化の推進	公園に堆雪場や災害時の避難場所、さらには市民同士の交流機能などを整備する。	拡充
6	空き家の適正管理の促進	管理不全空き家の所有者に対して適正管理を呼びかけるとともに、特定空家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき代執行制度を用いた総合的な対策を推進する。	継続
7	空き家・空き地利活用の促進	空き家バンク登録制度を運用し、登録できない空き家については国の補助制度を活用した取り組みを推進する。	新規
8	市営住宅の適正管理の実施、活用方策の検討	市営住宅の老朽化や劣化による居住性の低下、さらには事故防止のため、建物及び設備の予防保全となる長寿命化に取り組む。今後解体する市営住宅について、住宅需要を考慮しながら、安価な宅地の供給地化などを検討する。	継続

10.1.2 新たな住宅の供給

	取組	取組内容	方針
1	空き家バンクを通じた住宅の供給	空き家の増加を見据え、空き家バンクへの早期登録から空き家の購入につながるよう、全国の幅広い世代に向け多様な周知方法を検討し、情報発信を強化する。	継続
2	新たな住宅地の形成	第2次都市計画マスタープランなどにより用途地域の変更を検討し、市街地に新たな住宅地を開発する。	拡充
3	市営住宅の入居者制度の運用見直し	社会情勢の変化や空き部屋の増加などを踏まえ、入居者募集の充実を図るとともに、社会情勢の変化に柔軟に対応した制度の運用について検討する。	継続

10.1.3 防災機能が向上した憩いの場の提供

	取組	取組内容	方針
1	「公園整備計画」の推進	令和7年3月に策定した「公園整備計画」に基づき、新たな公園整備の検討及び既存公園の利便性の向上と防災機能の強化を図る。	拡充
2	地域特性に応じた公共空間としての多機能化の推進（10.1.1再掲）	公園に堆雪場や災害時の避難場所、さらには市民同士の交流機能などを整備する。	拡充
3	設備・遊具などの安全性・快適性の確保	質の高い公園となるよう、定期的に点検を実施し、利用者ニーズに合わせた遊具の更新等を図る。また、防災機能や熱中症対策を考慮した設備を設置していく。	拡充
4	利用者の安全を守る体制の強化	公園を安心して利用できるよう、定期的な見回りによる環境整備に努める。	継続
5	河川公園の安全性・快適性の確保	丹生川ふれあい広場など、河川公園の適正な維持管理に努める。	継続
6	河川整備に併せた親水空間の整備	市民の憩いの場として利用されるよう、増水による被害の修繕など、親水公園の適正な維持管理に努める。	継続

10-2 雪対策

10.2.1 克雪対策の充実

	取組	取組内容	方針
1	きめ細かな除雪作業の実施	国や県との連携を強化するとともに、住民の協力も得ながら、各戸の出入り口や車庫などに道路除雪による雪をできるだけ置かないよう努める。	継続
2	迅速で効率的な除雪作業の実施	除雪車稼働状況の公開（可視化）や除雪運行システムによる作業の実施、さらにはシステムと施設データとの融合など、さまざまな場面で全世界的な位置測位システム（GPS）を活用する。	継続
3	冬期間の歩行者の安全確保	住民の協力も得ながら、通学路などを優先した歩道部の除雪作業を実施する。	継続
4	地域における除排雪体制の組織化	地区住民が主体的に流雪溝管理を行えるよう、組織的な管理体制の構築を支援する。除排雪作業を進めるための重機等借上げや雪押し場の確保、流雪溝の管理などを支援する。	継続
5	流雪溝及び防雪柵の着実な整備	流雪溝整備全体計画に基づき、消流雪用水や水利権の確保に努め、地区の要望に応じた整備を推進するとともに、幹線道路の必要箇所に防雪柵設置を推進する。	継続
6	除雪困難世帯の除雪支援	除排雪が困難な世帯の暮らしを守るため、除雪券を交付する。	継続
7	除排雪作業における共助化の促進	除排雪が困難な世帯の暮らしを守るため、除雪ボランティアセンターの運営を社会福祉協議会や関係機関などと連携しながら支援するとともに、ボランティアの育成と支援を推進する。	継続
8	除雪機械の整備	除雪機械を計画的に更新するとともに、適正な管理に努める。	継続
9	堆雪場の適切な管理	住宅密集地における堆雪場の確保及び堆雪場となっている空き地の適切な管理に努める。	継続

10.2.2 利雪、親雪活動の推進

	取組	取組内容	方針
1	市民と行政の協働研究の推進	「利雪」「克雪」「親雪」に関しての情報発信により雪国での暮らしを支援する。	見直し
2	雪国にしかない楽しみを体験するイベントの充実	雪をテーマにしたコンテンツの磨き上げに取り組み、尾花沢ならではの冬の楽しみ方を国内外の人に提供し、冬季の誘客拡大につなげる。また、雪まつりの開催や徳良湖スノーランドの開設など、冬の魅力を高めるイベントを開催する。	見直し
3	ウィンタースポーツの充実（6.2.2再掲）	スキー競技人口の減少を踏まえ、スキーを主体としたウィンタースポーツ振興を図る。	見直し

10-3 水道・下水道等

10.3.1 安全安心な水の安定供給

	取組	取組内容	方針
1	新たな水源の調査	安定した水の供給に向け、水源調査を実施する。	継続
2	災害に強い水道施設の整備	施設の耐震と老朽管（石綿管）の計画的な布設替え、さらには老朽施設の更新などを推進する。	継続
3	水質管理体制の強化	水道水の水質検査の実施や浄水場の適正管理、さらには定期的な点検と設備の更新を計画的に実施する。	継続

10.3.2 水洗化率の向上

	取組	取組内容	方針
1	公共下水道事業の計画的な推進	未整備地区における下水道工事を推進する。	継続
2	公共下水道への早期接続の促進	市公式ホームページなどでの広報活動に加えて、未接続者へのチラシ配布などの個別対応に努める。	継続
3	農業集落排水処理施設への早期接続の促進	市公式ホームページなどでの広報活動に加えて、未接続者へのチラシ配布などの個別対応に努める。	継続
4	合併処理浄化槽の設置促進	公共下水道事業、農業集落排水事業以外の地区などにおいて、未設置者へのチラシ配布などの個別対応に努める。	継続
5	都市下水路の適正管理の推進	定期的な清掃や草刈り、さらには流末の汚泥引抜を行うなど、施設の適正な管理に努める。	継続

10.3.3 事業の健全な運営

	取組	取組内容	方針
1	水道事業の経営基盤の強化	適正かつ健全な経営のため、料金収入の確保に努め、維持管理経費の節減を図る。	継続
2	公共下水道事業の経営基盤の強化	適正かつ健全な経営を行うため、使用料収入の確保に努め、維持管理経費の節減を図る。	継続
3	農業集落排水事業の経営基盤の強化	適正かつ健全な経営のため、料金収入の確保に努め、維持管理経費の節減を図る。	継続



分野 11

安全な地域づくりの推進

5年間の 施策方針

◇ 市民の力、地域の力、行政の力を結集し、防災・減災のまちづくりと安全で安心な環境づくりに取り組みます。

具体的な 方針

- 迅速な情報伝達対策、孤立集落対策、避難所機能の強化、定期的な防災訓練の実施など、緊急時に備えた防災体制の強化を図ります。
- 市民主体の地域防災力の強化を日頃から図るとともに、消防団員の確保、消防・防災設備の整備・更新による消防力の強化を図ります。
- 急傾斜地危険箇所、河川の整備促進について、国及び県に要望していきます。
- 事故・事件を未然に防ぐ市民一人一人の「ディフェンス力」を高めるとともに、防犯灯設置や交通安全施設の整備、さらには見守り活動などを通じて、地域コミュニティの力で安全安心な環境の向上を図ります。

5年間の成果 (数値目標)

	成果 (数値目標)	基準 (R7)	目標 (R12)	説明
1	住宅用火災報知器設置率	75% (R7.3時点)	▶ 100%	住宅用火災警報器の設置促進を進め、火災の早期発見により被害の軽減を図る。
2	地域住民の防災訓練への参加率	20% (R7.3時点)	▶ 30%	地域協働を軸とした防災活動推進の為、例年開催している各地区防災訓練への住民参加を促進し、自助、共助の意識の醸成を図る。
3	交通事故死傷者数／年	死者0人 負傷者28人 (R6.12時点)	▶ 死者0人 負傷者20人	交通安全対策を総合的に推進し、交通事故による死傷者の減少に取り組む。

SDGsとの関連性



私たちができること

地域の防災訓練に
参加してみよう！



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

11-1 消防・防災

11.1.1 総合的な防災体制の構築

	取組	取組内容	方針
1	災害時の迅速な情報伝達 の環境整備	災害時の確実な伝達のため、防災行政無線の適正な維持管理に努めるとともに、SNSや防災アプリ等による情報伝達の多重化を図るなど防災DXを推進し、これまで同様、自主防災組織の会長や災害危険エリア居住世帯等などへの戸別受信機貸与を継続する。	継続
2	実効性のある災害対策体制の強化	想定外の大規模災害にも対応できるよう、災害時職員初動マニュアル等を図上訓練により検証し、適宜見直しながら災害対策本部の機能強化を図る。また、防災DXの導入による業務効率化及び迅速な対応を目指す。さらに、関係機関や地域住民と連携した実践的な災害訓練を実施し、大規模災害への対応力を強化する。	継続
3	災害時孤立集落に関する 対策の推進	災害時に集落が孤立化した場合に備え、情報通信手段としてIP無線機を活用する。また、ドローンを活用した現地確認による救助・避難方法の検討、さらには支援物資の輸送ルートを確保する。	継続
4	有害鳥獣被害防止対策の 推進 (1.1.2再掲)	クマ類の生息域と人の生活圏を分ける緩衝帯の整備を推進する。 簡易電気柵の設置面積の拡大と適正管理の指導強化に取り組むとともに、被害防止に関する研修会を開催しながら、人材育成の視点を含めた地域ぐるみの活動を支援する。 人の生活圏にクマが出没した場合の関係機関との連携、情報収集、注意喚起などの危機管理体制を整備する。	拡充
5	避難所機能の強化	指定避難所では最低限の備蓄品を確保できるようローリングストック [*] によるマネジメントに努める。また、消費期限を迎える備蓄品について、計画的に自主防災組織への提供や防災教育への活用などを推進するとともに、備蓄品、防災資機材の適正管理を行い、市内各地区へ輸送する拠点となる防災備蓄倉庫を整備する。 在宅避難や車中泊避難など、多様化している避難形態に対応できる支援を構築する。 防災DXによる災害対応機能の向上のため、避難所運営の効率化及び避難者情報の把握により、効果的な避難者支援につなげる。	拡充
6	災害時の初動や復興に備える多様な連携の強化	物資提供や人的支援の相互協力のため、交流自治体、民間企業、団体などと災害時応援協定を締結し、発災時の応急対応を強化するとともに、市の防災訓練への参加を促し、連携を確認する。	継続

* ローリングストック：食品や日用品を多めに買い置きし、使った分を買い足すこと。

	取組	取組内容	方針
7	急傾斜地危険箇所、河川の整備促進	土砂災害や水害の未然防止のため、県など関係機関と連携し、危険箇所について計画的に事業を推進する。	継続
8	所有者に対する意識啓発、耐震改修支援などの推進	住宅・建築物の所有者などに工作物の安全確保や耐震診断、耐震改修の重要性と必要性について啓発に努める。 県など関係機関と連携し、各種補助制度の活用を図りながら耐震改修を支援する。	継続
9	武力攻撃事態発生時の国民保護の実施	尾花沢市国民保護計画に基づき、武力攻撃事態及び緊急対処事態における国民保護措置、緊急対処保護措置を総合的に推進する。	継続

11.1.2 地域防災力の強化

	取組	取組内容	方針
1	地区における避難行動要支援者支援体制の強化	民生委員や区長などを通じて避難行動要支援者の避難支援台帳への登録を呼びかけるとともに、個別避難計画の作成を進めていき、民生委員や区長、さらには自主防災組織との連携強化に努める。	継続
2	市民の防災意識の向上	防災アプリや防災マップを活用した防災教育を推進する。また、尾花沢市Webハザードマップの定期的な更新を行い、災害危険エリアの周知に努める。	拡充
3	自主防災組織の育成強化	防災出前講座やリーダー研修会などを開催するとともに、各地区において実施する防災訓練などの組織強化に向けた活動を支援する。	継続
4	地区住民の災害対応能力の向上	地域と行政が連携した各種（火災・地震・風水害など）防災訓練、研修会を実施することにより、参加する地区民が災害時に自分事として捉え、自らが取る行動（早期避難・自助・共助など）の確認を促す。また、災害危険エリアを重点としたマイタイムライン作成の促進を図る。	拡充
5	少年消防クラブなどの活動の充実	将来の地域防災の担い手である少年・幼年などの各防火団体の指導、育成を図り、火災予防を通じて地域における防火思想の普及を図る。	継続
6	住宅用火災警報器などの設置促進	警報器設置率100%を実現するとともに、消防団員や自主防災組織、さらには地域住民と連携し、連動型警報器の設置について啓発活動を強化する。	拡充

11.1.3 総合的な消防力の充実強化

	取組	取組内容	方針
1	消防力の充実強化	多様化する災害に備え、消防活動を安全・確実・迅速に行うため、消防施設や消防車両・資機材を計画的に導入及び更新する。	継続
2	消防広域化への対応	県など関連機関と連携し、消防組織の広域化に関する検討を推進し、持続可能な消防体制を構築する。消防の共同運用については、3市消防のより効果的な協力体制の模索と、適切な人員配置を検討する。	継続

	取組	取組内容	方針
3	消防職員・救急隊員の資質向上	消防大学校などの各種教育訓練を受講するとともに、各種免許取得に努め、複雑かつ多様化する災害へ対応できる能力を取得する。救急現場で迅速確実に対応するため、研修計画に基づき、病院実習や救急隊員研修、さらには各種訓練を計画的に実施する。	継続
4	救急救命に関する適切な知識・救急車の適正利用の普及	市民が心肺蘇生法やAED操作を体験することで、応急手当ての必要性と救命のリレーの重要性を認識し、救急医療に関する意識の高揚を図る。	継続
5	消防水利の計画的な整備	大規模な地震による火災に備え、耐震性貯水槽を継続的に設置するとともに、老朽化した消火栓の更新を図る。	継続
6	防火管理体制の強化	防火対象物に関する定期的な査察を実施するとともに、重大違反防火対象物に対しては公表制度や違反処理を適正に実施し、早期是正を図る。	継続
7	武力攻撃事態発生時の即応体制の整備	事態発生時における被害の最小化を図るため、必要資機材の導入と関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。	継続

11.1.4 消防団活動の充実

	取組	取組内容	方針
1	団員の継続的な確保	消防団員確保の為、若年層に対し魅力的な消防団活動を発信する。	継続
2	団員の資質向上	火災をはじめ、多様な災害に対応するため、上級幹部の消防大学校などへの入校や、各団員の知識と技術向上のための講習、さらには訓練を計画的に実施する。	継続
3	施設・設備の計画的な更新	消防団の集約や現有消防施設の老朽化を考慮し、消防力向上につながるよう、施設などの計画的な整備を推進する。	継続
4	連絡体制の確立	配備された通信機器の効果的な運用方法の検証を行い、より効率的な活動に繋がるような訓練を実施する。	継続

11-2 交通安全・防犯

11.2.1 交通事故のない安全な地域づくり

	取組	取組内容	方針
1	年齢層に応じた効果的な交通安全教育の推進	警察、保育所、育成会、老人クラブなど関係機関と連携し、各年齢層に応じた効果的な、交通安全教室を行い交通安全意識の向上に努める。	継続
2	高齢者ドライバーによる交通事故防止の推進	高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、バス回数券やタクシー利用券などを交付し、交通事故の防止を図る。	継続
3	交通事故危険箇所の解消	交通事故危険箇所や修繕が必要な箇所の把握に努め、交通安全施設などの整備と改修を推進するとともに、国・県道の危険箇所については改善などを要請する。	継続
4	集落内・集落間の市道及び生活道路の計画的な改良整備の実施	地区の要望などを踏まえ、計画的かつ迅速な改良整備に努める。	継続

11.2.2 犯罪のない安全な地域づくり

	取組	取組内容	方針
1	関係機関・団体と連携した防犯意識の啓発	市民の防犯意識を高めるため、防犯研修会や防犯点検・青色回転灯搭載車によるパトロールを実施し、防犯協会や警察署など関係団体との連携を図る。	継続
2	地域と連携した防犯カメラの設置	地域の実情を踏まえて防犯カメラを増設し、市民の安全を確保する。	継続
3	登下校時の見守り活動の充実（5.1.2再掲）	「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全対策を講じるとともに、学校区ごとに登下校時の見守り隊を編成し、立哨活動を実施する。令和10年度の小学校統合に向け、スクールバス運行計画と地域の見守り体制を検討していく。	継続
4	防犯灯の設置促進	防犯灯のLED化を図るとともに、補助制度の周知を強化する。	継続
5	消費生活相談の充実	多様化・複雑化する消費生活に関する問題に対し、的確かつ速やかに対応するため、消費生活相談員のスキルアップと警察との連携強化を図る。	継続
6	年齢層に応じた特殊詐欺など被害の未然防止	高齢者の集会やイベントで、歌や寸劇など工夫を凝らし、特殊詐欺などの被害防止の啓発を図る。若者も含む幅広い世代が消費生活上のトラブルに巻き込まれないよう、消費者教育の充実を図る。	継続



分野 12

資源循環型社会の推進

5年間の 施策方針

- ◇ 自然豊かな郷土の次代への継承に向けて一人一人の意識向上に取り組めます。
- ◇ 家庭、企業、行政が一体となり、環境に優しいライフスタイルへの転換を進めます。

具体的な 方針

- 脱炭素社会(ゼロカーボンシティ)に向けて、家庭、企業の協力のもと、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの活用に取り組めます。
- 環境に優しいライフスタイルや限りある資源の大切さを認識してもらうため、環境教育の充実を図ります。
- 「環境基本計画」と「新エネルギー推進計画」を活用し、先進技術の活用など、民間企業との連携も視野に入れたエネルギーの地産地消に取り組めます。
- 家庭の3R(スリーアール)の実践を中心に、廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めます。
- プラスチックリサイクル対応型の「ごみ処理施設」の整備に取り組めます。

5年間の成果 (数値目標)

	成果 (数値目標)	基準 (R7)	▶ 目標 (R12)	説明
1	二酸化炭素排出量	111.5kt-co2 (R7.3時点)	▶ 69.3kt-co2	尾花沢市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)による平成25年度138.5kt-co2の50%削減値
2	一人一日当たりのごみ排出量	870g (R7.3時点)	▶ 821g	ごみ処理基本計画(R6年3月)年次目標数値

SDGsとの関連性



私たちができること

環境問題を学び、家庭のごみを減らそう！



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

12-1 環境保全

12.1.1 エネルギーの地産地消推進

	取組	取組内容	方針
1	尾花沢ならではの再生可能エネルギーの推進	「環境基本計画」と「新エネルギー推進計画」に基づき、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及と地産地消を目指す。	継続
2	家庭、企業における再生可能エネルギーの利用拡大	国や県と連携し、家庭や企業における再生可能エネルギーの導入に対して支援する。	継続
3	脱水汚泥の再利用	資源循環型社会の形成を目指し、脱水汚泥の再利用を推進する。	継続

12.1.2 環境教育の推進

	取組	取組内容	方針
1	環境教育の充実	学校と連携した学習活動や環境保全に関する生涯学習講座、さらには地域活動の充実を図りながら、環境保全への理解を深める。	見直し

12.1.3 脱炭素社会(ゼロカーボンシティ)の推進

	取組	取組内容	方針
1	地球温暖化防止対策の実践	地球温暖化防止の強化と脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）実現に向けた取り組みを推進する。	見直し
2	環境に優しいライフスタイルの推進	食品ロスやごみの軽減、さらには地産地消など、家庭や企業と連携して環境に優しいライフスタイルを志向する人の増加を図る。	継続
3	市民一斉クリーン作戦の推進	春と秋の年2回、市民によるクリーン作戦を実施する。	継続
4	不法投棄の未然防止及び適正管理	県など関係機関と連携し、春と秋の市内巡回パトロールを実施する。	継続

12-2 環境衛生

12.2.1 家庭における3R(スリーアール)の推進と廃棄物処理施設の適正運営

	取組	取組内容	方針
1	市民主体の3Rの推進	市全体でリデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（ごみの再資源化）に取り組むとともに、地域での出前講座などを行い、家庭ごみの削減方法の周知や、環境保全の啓発活動を実施することでごみの削減を図る。	拡充
2	ごみ焼却施設とリサイクルプラザの新設・更新	「循環型社会形成推進地域計画」に基づき、ごみ焼却施設とリサイクルプラザの新設及び更新を計画的に実施する。このリサイクルプラザの更新により、プラスチック製容器包装類を分別回収し、さらなるリサイクルに取り組む。	拡充
3	環境衛生センターの適正な運営	効率的かつ円滑なごみ処理・し尿処理のため、施設・設備の修繕を計画的に実施し、維持管理経費の節減に努める。	継続

市民協働・行財政

～笑顔の花咲く交流と協働のまち～

分野	課題
<p>13 交流の活性化、 移住促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと納税を中心とした関係人口の創出に引き続き取り組むとともに、これまでのイベントの開催やふるさと大使等によるPRに加え、より効果的に本市の魅力を発信する手法を検討していく必要があります。 ● 移住希望者のニーズにきめ細かく対応するとともに、移住後のサポート体制を整え、定住につなげることが必要です。
<p>14 男女共同参画・ コミュニティ活 動・協働のまち づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画社会の実現には、家庭・職場・地域それぞれの場で誰もが自分らしく活躍できる環境を整えることが求められており、世代や性別を超えて市民の理解を深め、意識を醸成していくことが必要です。 ● コミュニティ活動は、若者や無関心層の参画が課題であり、参加を促すような多様性のある魅力的な活動を継続していくとともに、市民全員が幸福感を感じながら暮らすことができる環境を整備することが必要です。 ● 協働のまちづくりは、多様化する地域課題に対応するため、市政の情報発信や市民意見を聞く場を設け、市民と行政の意識を共有することが必要です。
<p>15 行財政運営の 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● AIをはじめとしたデジタル技術を効果的に活用しながら業務を効率化し、多様化する市民ニーズに対応していくことが必要です。 ● 財政運営は、人口が年々減少する一方で、施設の老朽化等に伴うインフラ整備費が増加していくことから、経常経費の節減に加え、公有財産の有効利用、新たな財源確保など、長期的な視点による安定した財政運営が必要です。



分野 13

交流の活性化、移住促進

5年間の
施策方針

- ◇ 地域資源を最大限活かし、交流の質と量を拡大します。
- ◇ 尾花沢ファンから関係人口へ、そして移住へとつながる環境づくりに取り組みます。

具体的な
方針

- 主力返礼品であるすいか、さくらんぼ等のフルーツの在庫確保と寄附拡大、本市で潜在能力のある「米」の在庫確保と寄附拡大、魅力ある新規返礼品の開発(定期便、高額返礼品)、ふるさとショッピングではない確固たる尾花沢ファンの獲得を図ります。
- 移住支援コーディネーターを中心とする移住・定住の応援体制に加えて、起業・就業と住まいの一体的な支援、短期移住体験の機会を提供し、移住に向けてきめ細かにサポートします。

5年間の成果
(数値目標)

	成果 (数値目標)	基準 (R7)	▶ 目標 (R12)	説明
1	関係人口(ふるさと納税寄附者数)	80,564人 (R7.3時点)	▶ 100,000人	R6 寄附者数 80,564 人 (件数 94,924件)→100,000人
2	移住世帯	134世帯 (R2~R6)	▶ 100世帯 (R8~R12)	日本全体の人口自体が減少しているの で、現状より下方に設定

SDGsとの関連性



私たちができること

尾花沢の魅力を市外の人に
伝えよう!!



13-1 交流

13.1.1 地域資源を活かした多様な交流の拡大

	取組	取組内容	方針
1	友好都市との相互交流の推進	友好都市である宮城県岩沼市と本市の相互の魅力を伝え合い、継続的な交流を図るため、行政の交流のみならず、市民の交流活動を支援する。	継続
2	都市と農村の相互交流の推進	東京都板橋区と本市の特色を活かし、林間学校や都市体験移動教室を通じた相互交流により、子どもたちの健全育成と地域間交流を推進する。	継続
3	地域主体の交流活動の活性化	地域主体の独自の交流を支援する。	継続
4	地元出身者との交流の推進	「首都圏尾花沢会」との情報交換の場や交流事業の充実を図る。	見直し
5	国際理解を深める機会の充実	英会話教室を継続し、引き続き国際理解を深める機会を設けていく。	見直し
6	多文化共生社会の実現	県の外国人相談窓口を案内できる体制を整える。また、技能実習生向けの日本語教室の開催や、協力確認書の受付を行い有効活用する。	見直し
7	外国人も暮らしやすく、訪れやすい環境づくり	主な手続き等について、スマートフォンを用いた検索に対応できるよう、外国語での案内サイトへアクセスできるQRコード入りのガイドを作成する。	継続

13.1.2 尾花沢に関心を持つ人の増加

	取組	取組内容	方針
1	農業・農村と連携した体験型・滞在型観光の充実	移住希望者のニーズに合わせた農業体験や田舎暮らし体験を充実させる。	継続
2	全国の「尾花沢ファン」の拡大	ふるさと納税で集めた寄附金を、地元企業へ再投資し、更なる返礼品の充実を図る。主力返礼品であるすいか、さくらんぼ等のフルーツの在庫の確保や当市で潜在能力のある「米」の在庫確保による寄附拡大。魅力ある新規返礼品の開発（定期便、高額返礼品）など、ふるさとショッピングではない、確固たる尾花沢ファンの獲得を目指す。	拡充
3	ふるさと大使によるPR	発信力のある著名人をふるさと大使として任命し、尾花沢の魅力を国内外にPRしてもらうことで、関係人口の増加を図る。	継続
4	本市への関心を高める効果的なPRの実施	県などの関係機関と連携し、観光パンフレットの改定やソーシャルメディアの活用など、情報発信を強化する。	継続

	取組	取組内容	方針
5	都市とつながる田舎づくりの推進	新しい働き方の提案やアクティビティ体験、さらには地域住民との交流を通じて、田舎の魅力発信と移住に向けたきっかけづくりに取り組む。	継続

13-2 移住支援

13.2.1 移住に向けたサポート体制の強化と定住後の支援

	取組	取組内容	方針
1	移住・定住を応援する体制の充実	移住推進協議会と連携し、移住相談会や本市PRイベント等を実施するとともに、空き家バンクを積極的に活用することで、本市の魅力と住まいに関する情報を発信する。 また、移住支援コーディネーター（地域おこし協力隊）による、移住の相談から移住後の暮らしのサポートまで一貫した支援を行うことで、移住者の定着を促進する。	継続
2	移住に向けた体験機会の提供	ソーシャルメディアを活用した魅力発信に努めるとともに、田舎暮らし体験や仕事体験など各種体験事業の充実を図る。	継続
3	IJUターンへの支援	移住者への住宅施策について、多様化する生活や世帯の支援を充実させる。本市出身者に対しては、ソーシャルメディアも活用しながら、市内企業とのマッチング事業などを展開しふるさと回帰のきっかけづくりを支援する。	継続
4	地域おこし協力隊の定住促進	新たな活動形態を検討しながら、地域内での就業ビジョンを見据えた定住を支援する。	継続
5	特定地域づくり事業協同組合への支援 (3.1.1再掲載)	市外からの働き手を呼び込むとともに、市内から働き手が流出しないよう、安定した雇用の受け皿となる特定地域づくり事業協同組合に対して財政支援を行う。	新規



分野 14

男女共同参画・コミュニティ活動・協働のまちづくりの推進

5年間の 施策方針

- ◇ 男女共同参画意識の浸透を図り、市民総活躍社会の基盤を構築します。
- ◇ 誰もが幸福感を感じながら住むことができる環境を整備し、市民のウェルビーイング向上を目指します。
- ◇ 市民全員の力を結集する環境づくりを進めます。

具体的な 方針

- 男女共同参画意識の浸透を図り、さまざまな組織の政策立案過程への女性登用、家庭や職場のワーク・ライフ・バランスの普及などを通じて、女性活躍社会の形成、ライフステージに応じて活動できる環境を構築します。
- 小さな拠点づくりや地域おこし協力隊の活動の充実、地域づくり支援アドバイザーの派遣などを通じて、市民主体のコミュニティ活動の環境づくり地域活動の活性化を推進します。
- 地域と行政の意見交換の充実や市職員などによる地域づくりコーディネーター活動などを通じて、行政との適正な役割分担に基づく住民自治を応援します。

5年間の成果 (数値目標)

	成果（数値目標）	基準（R7）	目標（R12）	説明
1	審議会などの女性委員の割合	33.0% (R7.3時点)	▶ 40%	男女共同参画を推進する上で基盤となる指標であり、政策の質・透明性・公正性を確保するにも不可欠となるため、目標を40%（内閣府の基本計画）とし男女平等意識の浸透を図る。
2	幸福度の平均	5.73	▶ 基準値を上回る	より多くの人が幸福感を感じながら過ごすことができるまちづくりに努める。

SDGsとの関連性



私たちができること

家庭や職場、地域の疑問を
話し合ってみよう！



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

14-1 男女共同参画

14.1.1 女性活躍社会の形成

	取組	取組内容	方針
1	男女共同参画社会についての正しい理解と人権尊重の意識づくり	「男女共同参画行動計画」を包含した「こども計画」に基づき、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直しなど、男女平等意識の浸透に向けた広報活動及び研修会などの開催や、学校における学習を推進する。	見直し
2	意思決定の場における男女共同参画の推進	行政運営や地域活動の意思決定過程において、男女の意向が適切に反映されるよう、各種審議会や地域組織役員への女性の更なる登用促進を図る。	見直し
3	女性のキャリア形成への支援	男女の意向を反映したより良い地域活動を目指して、各種団体役員への女性の積極的な登用を推進する。また、女性が社会で活躍できるよう、意識改革を促す学習機会を充実させ、女性団体の活動を支援する。	見直し

14.1.2 ライフステージやライフスタイルに応じて活動できる環境の構築

	取組	取組内容	方針
1	ワーク・ライフ・バランス実践企業への支援 (3.2.1再掲)	企業に対し、国・県のワーク・ライフ・バランスの推進に関する認定制度の取得や、育児休業、介護休業などの取得促進を支援する。	継続
2	労働環境改善に向けた家庭、企業などへの情報発信 (3.2.1再掲)	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法や育児・介護休業法など労働環境改善に向けた情報発信に努め、働き方改革を推進する。	継続
3	行政、学校における働き方改革の推進	行政、学校における働き方改革を推進する。	継続

14-2 コミュニティ活動

14.2.1 豊かで活力ある地域づくりへの支援

	取組	取組内容	方針
1	小さな拠点づくり	子どもから高齢者まで多世代が生涯いきいきと暮らし続けられる地域の居場所となるコミュニティ拠点について、地域と行政が一体となり構築する。	継続
2	地域づくり支援アドバイザーなどの派遣	地域で活躍するリーダーの育成を推進するとともに、地域づくりの専門家の助言に基づいた活動を支援する。	継続
3	新たな視点や発想による地域づくりの活性化	地域活動に地域おこし協力隊や移住者などが参画できる機会の充実を図り、担い手不足の解消と活性化につなげる。	継続
4	市民が地域コミュニティに関心を持つ機会の提供	地域づくりに関する講演会や視察などを実施し、市民が地域課題やコミュニティ活動に関心を持ち、参画する意識醸成に努める。	継続
5	若者による地域活動の活性化とふるさと愛の醸成	ボランティアサークル「風ぐるま」の活動支援や、中高生を対象とした「まちの未来を、まちぐるみで考える」キャリア教育を実践するなど、若者の地域活動への参画を促し、将来の担い手を育成する。	継続
6	市民のウェルビーイング向上	本市に住む人のウェルビーイングを高め、幸せを実感できる地域社会を実現するため、市民一人一人が自分らしく暮らせるまちづくりを推進する。	新規

14.2.2 地域活動の活性化

	取組	取組内容	方針
1	安心して自治会活動ができる環境づくり	地域活動における万一の事故・ケガに対応できるよう、自治会活動保険への加入を支援する。	継続
2	地域独自の元気な地域づくりの促進	地域活性化事業を通して、幅広い共助活動が展開されるよう、市民が主体的に行う地域の特性を活かした活動を支援する。	継続
3	自立した地域づくり活動の支援	地域資源などを活用して自立型地域内経済活動の実践を支援する。	継続
4	地域主体のまつりやイベントなどの実行支援	地域コミュニティ活性化に向けた支援制度の周知に努め、制度の活用を支援する。	継続
5	活動拠点となる地区公民館などのコミュニティ施設の機能充実	各地域にある公共施設を活用するなど、コミュニティ施設としての機能強化や地域住民が気軽に集える場として整備する。	継続
6	空き公共施設の利活用の推進	学校などの空き公共施設の利活用においては、地域の意向を踏まえつつ、民間の活力を活用することを含めて検討し、集約化を加速し、不用な施設は解体する。	見直し

14-3 協働のまちづくり

14.3.1 住民自治の応援

	取組	取組内容	方針
1	地域と行政の意見交換の充実	市民主体の地域づくりが進むよう、市長と語る会を積極的に開催し、市民と市長や担当職員がまちづくりを気軽に語り合う機会を充実させる。	継続
2	市民活動を通じた郷土意識の向上と交流の拡大	「尾花沢市除雪ボランティアセンター」が主体となり、除雪ボランティアなどを通じて、除雪ボランティア活動を支援するとともに、大学生や市内外の企業との交流を推進する。	継続
3	特定非営利活動法人（NPO法人）の育成	市内での公益的な団体活動が活発となり、地域課題解決に参画できるよう、特定非営利活動法人（NPO法人）の認証に向けた手続きなどを支援する。	継続



分野 15

行財政運営の推進

5年間の 施策方針

- ◇ 業務の効率化を進め、よりきめ細かで利便性に優れた市民サービスの提供に努めます。
- ◇ 「選択と集中」の戦略的な予算配分による健全な財政運営を行います。

具体的な 方針

- デジタル技術やAI技術を活用したスマート自治体(自治体行政のデジタル化)の構築や行財政改革により業務の効率化を推進し、よりきめ細かで利便性に優れた市民サービスを提供します。
- 社会の変化に対応できる最適な行政運営に努めるとともに、周辺自治体との広域連携を推進します。
- 役割を終えた公共施設などの利用方法を検討し、適切な施設管理に努めます。
- 安定した財源の確保に努めながら、公有財産の有効利用と将来を見据えた健全な財政運営を推進します。

5年間の成果 (数値目標)

	成果 (数値目標)	基準 (R7)	▶ 目標 (R12)	説明
1	市公式LINE友達登録者数	人口の27.5% (R7.10時点)	▶ 人口の50.0%	多様化する市民サービスに対応するため、市公式LINEの機能強化を図り、情報発信ツールとして確立するため人口の50%の登録数(13市トップ)を目指す。
2	実質公債費率	10.3% (R7.3時点)	▶ 15%を下回る	大規模事業が控える中でも、健全な財政運営を維持する。

SDGsとの関連性



私たちができること

市公式LINEをお友達登録して、市の情報を知ろう！！



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

15-1 行政運営

15.1.1 市民サービス向上と業務効率化の推進

	取組	取組内容	方針
1	スマート自治体の構築 (自治体行政のデジタル化)	社会潮流を注視しながら必要に応じてプロジェクト等を組織しDXを推進する。また、デジタル技術等の専門的な知識を持った外部人材を活用しながら、推進体制の強化を図る。	継続
2	行財政改革の一層の推進	限られた予算と人員で多様化する行政ニーズに対応するため、職員提案制度による職員の改善意識の醸成やデジタル技術の活用で市民サービスの向上と業務の効率化を推進するとともに、提案された施策の実現に努める。	継続
3	新たな課題や市民ニーズに即応できる体制の構築	民間委託の活用や業務の一層の効率化などを計画的に進め、柔軟な組織運営を推進する。	継続
4	インターネットなどを活用した行政サービスの充実	刻々と変動する社会情勢を捉え、SNS等を活用した「伝わる」情報発信を推進する。また、様々な行政手続きのオンライン化を検討し、住民サービスの向上と手続き業務の効率化を図る。	拡充
5	市公式ホームページの充実、市政に関する分かりやすい情報発信	さまざまな分野の情報を見やすく、分かりやすく、手軽に入手することができるよう、ソーシャルメディアを活用しながら見る人により伝わる情報発信に努める。	継続
6	市政バスを活用した広報・公聴活動の推進	公共施設や市内各所を訪問して、現状を視察する市政バスを活用し、広報・公聴活動の充実を図る。	継続
7	3ない窓口の推進	3ない窓口（書かない、待たない、行かない）を推進し、多様化する市民サービスの利便性向上と、事務の簡略化・効率化を図る。 利便性向上につながるツールの選定や、運用体制の構築によりコンテンツの充実にも努める。	新規

15.1.2 社会の変化に応じた最適な行政運営

	取組	取組内容	方針
1	職員の資質向上	評価育成制度の適正な運用及び職員の専門性や実践力を高めるため、計画的な職員研修を充実させ、職員の能力開発・資質向上に努めるとともに、心身の健康保持を目的とした健康に資する研修も推進する。これにより、職員一人一人の資質向上と業務改善を通じて市民サービスの向上を図る。	継続
2	情報活用能力を持つ人材の育成	職員の情報リテラシーを高めるため、個々のスキルに応じた情報処理や電算業務に関する研修会を積極的に開催し、情報活用能力の底上げを図る。	継続

	取組	取組内容	方針
3	個人情報流出防止対策の徹底	マイナンバーを含めた各種情報資産の適正な管理運用を徹底するとともに、各種システム及び情報サービスの提供を安全かつ円滑に実施する。定期的な職員研修会及び監査を実施し、セキュリティ意識の徹底を図る。	継続
4	公共施設などの適正な管理	公共施設の老朽化の状況や市民ニーズを把握し、「尾花沢市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、施設の改修や適正配置、さらには長寿命化や除却を計画的に推進する。	継続
5	効率的で透明性の高い行政運営	PDCAサイクルやOODAループなどの手法による事業の進捗管理を実施し、効率的な事業の統廃合や、よりスピード感を持った行政サービスの充実を図る。 情報開示請求に対しては、情報公開条例に基づき開示の可否を適切に判断し、市民が求める情報を公開する。	継続
6	行政計画への市民意見の反映と公表	より柔軟な発想で市政を進めるため、計画の策定や更新、事業評価の際には、専門的な知見をもつ有識者や市民の声を積極的に反映するとともに、策定した計画は概要版を作製、配布するなど周知に努める。	継続

15.1.3 周辺自治体との広域連携

	取組	取組内容	方針
1	山形連携中枢都市圏との連携	構成市町が連携したさまざまな施策（事業）については、振り返りと検証を行い、現状の潮流や地域ニーズを捉えて統合や廃止、更新する。また、継続事業についても時限を設定し、見直しを図る体制を整備する。	継続
2	より効率的な広域行政の推進	本市が参加する協議会及び研究会のこれまでの取り組みの成果を検証し、スケールメリットや相乗効果をより発揮するための方策や協議会のあり方、さらには将来を見据えた政策的事業などについて、構成自治体と検討する。	継続

15-2 財政運営

15.2.1 公有財産の有効利用

	取組	取組内容	方針
1	公有財産の新たな有効活用や処分	不要物品、未利用普通財産及び法定外公共物に関しては、これまでの取り組みを継続していく。 空き公共施設の解体等を含めた活用については、「空き公共施設の利活用及び管理に関する検討委員会」の方針に沿って対応していく。	継続

15.2.2 健全な財政運営の推進

	取組	取組内容	方針
1	将来を見据えた経費の節減・効率化	引き続き、業務委託や維持管理コストの縮減などを進め、経常経費の節減を図る。公共施設の統廃合については、公共施設等総合管理計画の方針に沿って対応していく。既存事業の効果などを考慮し、事業の見直しや統廃合を進めながら、実績に見合った予算を措置していく。公営企業・第3セクターについては、経営状況を把握し、健全な事業経営につながるよう関わりを持っていく。	継続
2	財政状況の共有化	財政状況の分析、予算・決算及び財政指標並びに財務諸表の公表を行い、市民と行政が情報を共有する財政運営の「見える化」を推進する。	継続
3	受益者負担の適正化	事業や施設ごとの受益者負担割合を明らかにし、市民の理解を得ながら、受益者負担の原則に基づき使用料等の見直しを図る。	継続
4	安定した財源の確保	国・県の動向を注視し、活用できる特定財源を調査するとともに各種補助制度、さらには後年度負担の少ない有利な市債を積極的に活用する。	継続
5	市税などの収納率の向上	納税相談員によるきめ細かな訪問徴収や、夜間納税相談を推進し、徴収アドバイザーの助言を得ながら、適正な賦課徴収に努める。コンビニ納付や口座振替、キャッシュレス納付の利用促進を図るため、納税者への周知を推進する。	継続

資料編

1 第7次尾花沢市総合振興計画 後期基本計画策定経過

年 月 日	内 容
令和7年 4月21日	第1回総合振興計画策定会議
5月27日	第1回総合振興計画策定幹事会
8月27日	第2回総合振興計画策定幹事会(書面)
9月24日	第2回総合振興計画策定会議
9月26日	第1回総合企画審議会 ○委嘱状の交付、会長・副会長の選出、第7次尾花沢市総合振興計画の諮問、第7次総合振興計画後期基本計画策定基本方針の報告、後期基本計画の素案及びまちづくりアンケート案について協議
10月10日	全員協議会 ○第7次総合振興計画後期基本計画策定基本方針の報告
10月21日	総務文教常任委員会 ○後期基本計画策定の進捗報告
10月16日 ～11月4日	まちづくりアンケート実施 対象者:18歳以上の市民2,000人(無作為抽出) 回答率…41.4% :市内中学校に在籍する中学生、高校生世代626人(全員) 回答率…52.1%
11月4日	第3回総合振興計画策定幹事会
12月10日	第4回総合振興計画策定幹事会(書面)
12月15日	第3回総合振興計画策定会議
12月24日	第4回総合振興計画策定会議
令和8年 1月 8日	第2回総合企画審議会 ○まちづくりアンケート調査結果の報告、後期基本計画案及び今後のスケジュールについて協議
1月16日～29日	パブリックコメント実施
1月27日	総務文教常任委員会 ○まちづくりアンケート調査結果の報告
2月9日	第5回総合振興計画策定会議
2月18日	第3回総合企画審議会 ○パブリックコメントの結果報告、後期基本計画の最終案について協議
2月26日	総合企画審議会会長から市長に答申
3月2日	総務文教常任委員会 ○後期基本計画の最終案の報告

2 尾花沢市総合企画審議会条例

昭和35年3月30日
条例第9号

(設置)

第1条 尾花沢市総合企画審議会(以下審議会という。)は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置するものとする。

(目的)

第2条 審議会はこの市の発展に寄与するため市長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議することを目的とする。

(審議会の任務)

第3条 審議会は次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 市の総合企画の樹立に関すること。
- (2) 前号企画に必要な基本調査に関すること。
- (3) その他市の振興に関すること。

第4条 審議会は市長の諮問に対し前条の調査審議に基づき答申若しくは報告し又は、必要があると認めるときは市長の承認を得て有識者を招き意見を求め又は現地を調査研究することが出来る。

第5条 市長は市の振興に関する事項について関係行政機関又はその他の団体から助言若しくは意見又は勧告を受けたときはこれを審議会に通知するものとする。

第6条 市長は審議会の答申若しくは報告又は意見を受けたときは必要があると認める場合においては、その案を市議会に送付するものとする。

(組織)

第7条 審議会は委員30人以内で組織する。委員は次に掲げるもののうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関及び団体の役職員

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長1人を置き委員の互選によつて定める。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、欠けたときはその職務を代理する。

(専門委員)

第9条 審議会に専門の事項を調査審議させるため専門委員を置く事が出来る。

2 専門委員は審議会の推薦により市長が委嘱する。

(任期)

第10条 委員及び、専門委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。委員の欠けた場合における補欠委員の任期は残任期間とする。

(部会)

第11条 審議会は部会を設けることが出来る。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き部会に属する委員の互選とする。

(審議会の議事及び運営)

第12条 この条例に定めるものを除く外審議会の議事及び運営に関して必要な事項は会長が審議会に諮つて定める。

(事務局)

第13条 審議会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 尾花沢市建設審議会条例(尾花沢市条例第22号)はこの条例の施行の日から廃止する。

附 則(昭和46年3月22日条例第10号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

3 尾花沢市総合企画審議会委員名簿

役職名	氏名	分野
第1号委員（市議会議員）		
尾花沢市議会総務文教常任委員長	高橋 隆雄	市議会
〃 産業厚生常任委員長	菅野 喜昭	市議会
第2号委員（学識経験者）		
山形県議会議員	加賀 正和	県議会
山形県村山総合支庁総務企画部北村山総務課連携支援室長	石井 正志	行政
尾花沢警察署長	鈴木 英一	治安・交通
山形大学学術研究院 准教授 ダイバーシティ推進室 副室長	柿崎 悦子	学識 (副会長)
尾花沢市小・中学校長会 会長	柏倉 常彦	教育
県立北村山高校 校長	菅原 吉利	教育・ 地域ボランティア
第3号委員（関係行政機関及び団体の役職員）		
尾花沢市連合区長会 会長	笹原 光政	住民団体 (会長)
尾楽田の会 会長	井向 隆文	農業
尾花沢市企業懇談会 会長	奥山 新司	工業
尾花沢市商工会女性部長	矢作 千寿子	商業
尾花沢市民生委員児童委員協議会 代表	西塚 良悦 (～R7.11)	福祉
尾花沢市民生委員児童委員協議会 代表	加藤 英康 (R7.12～)	福祉
尾花沢市地域包括支援センター 管理者	土田 由美	福祉
尾花沢市連合PTA 会長	大山 英将	子育て
尾花沢市観光物産協会 会長	三浦 好昭	観光
地域青年エネルギー活動推進実行委員会 会長	加藤 健介	若者
尾花沢市金融協会 会長	飯野 直	金融
山形県防災士会尾花沢支部長	石山 洋幸	防災

敬称略・順不同

尾花沢市民憲章

私たちは、雪深いなかにも、明るく豊かで住みよい尾花沢をめざして、次のことを誓います。

- 一、自然に恵まれたふるさとを愛し、伝統や文化を大切にします。
- 一、つねに学びあい、豊かな人格形成につとめます。
- 一、自らの仕事に励み、産業の盛んなまちをつくります。
- 一、たがいに助けあい、みんな健康で幸せにくらせるまちをつくります。
- 一、青少年には希望、壮年には活力、お年寄りには安らぎのあるまちをつくります。

ふるさと宣言

私たちは、尾花沢市の伝統と文化を守り、自然や風土を愛し、産業を盛んにし、豊かなふるさとを築いていきます。

ここに生まれて良かった、住んで良かったと思えるまちづくりに心をひとつにして取り組みます。

純白の雪、真赤なスイカ、躍動する花笠踊りのふるさと尾花沢を、夢と希望をもって未来へつないでいくことを宣言します。

市章



尾花沢の「オ」の字を図案化したもので、新進尾花沢市の和と飛躍的な発展を象徴したもの。昭和34年4月10日の市制施行を機に市章とした。

シンボルキャラクター



雪ごろう

日本三雪に数えられ、全国でも有数な豪雪地帯の尾花沢市にシンシンと降る真っ白い雪の中から生まれた雪の精。特産物であるスイカ模様の半纏を着て、手には尾花沢市が発祥地である「花笠音頭」の花笠を持っている。

市の花



ツツジ

庭園や盆栽などで多くの人々に親しまれているツツジは、風雪にも強い植物で、純朴で忍耐強い尾花沢市民の人柄を象徴しています。

市の木



ケヤキ

ニレ科の落葉高木。本州、九州、東アジアの山野に広く分布するもので、尾花沢市では山地帯の沢ぞいに自生する。材はかたく木目が美しい。

市民歌

「夢を語ろう」

山口 齊 作詞
加藤 恵子 作曲

山は緑に 水清く
稲穂は黄金の 波をうつ
いま 懐かしい 銀山と
心 潤す 徳良湖

雪と すいかと 花笠と
芭蕉ゆかりの 尾花沢
いま 新しい 出発の
わがふるさとは 栄えゆく
あゝ ここに生きる 喜びと
未来を拓く 夢を語ろう

あゝ あゝ 尾花沢
あゝ あゝ 尾花沢



ひとが生きる みらい尾花沢しあわせプラン

[第7次尾花沢市総合振興計画 後期基本計画]

令和8年3月

発行：尾花沢市

編集：尾花沢市 総合政策課

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号

TEL：0237-22-1111（代表）

URL：<http://www.city.obanazawa.yamagata.jp>

E-mail：info@city.obanazawa.yamagata.jp



雪とスイカと花笠のまち 尾花沢市